

平成25年度
包括外部監査の結果報告書

一般廃棄物処理に係る事務の執行等について

豊田市包括外部監査人
公認会計士 湯本秀之

目 次

第1 外部監査の概要 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	1
1 外部監査の種類 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	1
2 選定した特定の事件（テーマ） ······ ······ ······ ······ ······ ······	1
3 事件を選定した理由 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	1
4 外部監査の方法 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	2
5 監査テーマに対する市民の意見募集 ······ ······ ······ ······ ······ ······	3
6 外部監査の実施期間 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	3
7 外部監査人補助者 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	3
第2 一般廃棄物処理に係る事務の執行等の概要 ······ ······ ······ ······ ······	4
1 豊田市の概要 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	4
2 ごみ処理事業の概要 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	8
3 一般廃棄物処理基本計画について ······ ······ ······ ······ ······ ······	19
4 組織及び予算概要 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	34
第3 外部監査の結果 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······	37
1 一般廃棄物処理の計画関連 ······ ······ ······ ······ ······ ······	37
一般廃棄物処理基本計画等の記載について ······ ······ ······ ······	37
2 ごみの収集及び運搬関連 ······ ······ ······ ······ ······ ······	39
(1) ごみの収集及び運搬に係る業務委託の活用について ······ ······ ······	39
(2) 豊田地区リサイクル資源回収運搬業務等の委託業務について ······ ······	44
(3) 指定ごみ袋制度の運用について ······ ······ ······ ······ ······	48
(4) 環境保全手当の支給状況について ······ ······ ······ ······ ······	51
(5) 粗大ごみ収集運搬業務について ······ ······ ······ ······ ······	53
(6) 粗大ごみ処理手数料納付券収納事務委託について ······ ······ ······	58
(7) 粗大ごみ処理手数料について ······ ······ ······ ······ ······	61
3 ごみの減量及び資源化関連 ······ ······ ······ ······ ······ ······	68
(1) 生ごみ処理機器購入費補助金制度について ······ ······ ······ ······	68
(2) 再生利用が可能な資源の集団回収事業について ······ ······ ······ ······	73
(3) リサイクルステーション別の收支把握について ······ ······ ······ ······	80
(4) リサイクルステーション資源収集運搬業務委託について ······ ······ ······	87
(5) リサイクルステーションの古紙等資源回収業務委託及び売払いについて ···	90
(6) リサイクルステーションにおけるペットボトル圧縮回収機の賃借について ·	93
(7) 金属ごみ等のリサイクルに関する業務委託について ······ ······ ······	97
(8) 有害ごみ破碎及び処分業務委託について ······ ······ ······ ······	99

(9) 緑のリサイクルセンターの概要について・・・・・・・・・・・・	101
(10) 緑のリサイクルセンターの運転管理業務の契約形態について・・・・	102
(11) 緑のリサイクルセンターにおける豊田加茂環境整備公社への委託金額について・・・・	105
(12) 緑のリサイクルセンター清掃費過年度国県支出金返還金について・・・・	111
 4 ごみの中間処理施設関連・・・・・・・・・・・・	113
(1) 中間処理施設の概要・・・・・・・・・・・・	113
(2) 渡刈クリーンセンターの運転管理業務委託について・・・・	115
(3) 渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの処理量について・・・・	119
(4) 渡刈クリーンセンターにおける環境保全手当について・・・・	123
(5) 藤岡プラントにおける誘引通風機緊急修繕について・・・・	125
(6) 清掃業務委託及び樹木管理業務委託の契約形態について・・・・	126
(7) 一般廃棄物の処理手数料の設定について・・・・	128
(8) 中間処理施設における古紙類の処理について・・・・	130
 5 最終処分関連・・・・・・・・・・・・	133
(1) 最終処分の概要について・・・・・・・・	133
(2) グリーン・クリーンの埋立計画の妥当性について・・・・	134
(3) 脱塩設備の利用について・・・・・・・・	140
(4) 勘八処分場における委託事業について・・・・	142
 第4 利害関係・・・・・・・・・・・・	146

- ・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。
- ・外部監査の結果のうち、合規性等についての指摘事項については（指摘）として表記し、経済性、効率性等に関して意見を述べた事項は（意見）として表記している。

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

（1）外部監査対象

一般廃棄物処理に係る事務の執行等について

（2）外部監査対象期間

平成24年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部平成25年度

3 事件を選定した理由

豊田市一般廃棄物処理基本計画（平成20年3月策定）において、目標年度である平成29年度に基準年度（平成17年度）に対して燃やすごみの量を20%削減、埋めるごみの量を80%削減、資源化率（総資源化量／ごみ排出量）を35%とする目標を掲げ、市はその達成に向けて取り組んできている。その後5年が経過し、燃やすごみの処理量は減少しているものの中間目標数値には届かず、埋めるごみの量は中間目標値を3,000t以上超過し、また、資源化率も20%～25%で推移しているという現状がある。この原因がどこにあり、その原因の克服が将来可能なのかどうかは市民にとっても関心が深いものと思われる。

また、ごみ処理の中間処理施設の管理運営を単年度契約から複数年契約に変更しているが、その契約方式の変更による効果や選定手続の公平性についての検討が必要であるし、中間処理施設の効率的な運営に関する検討を加えるべきものと思われる。さらに、ごみ収集を直営で実施するか委託とするかの選択や、有料である粗大ごみの手数料と処理コストとの関係について等も検討する必要がある。このように、市におけるこれまでのごみ処理対策の成果はどのようなものであり、平成29年度目標数値に向けての市の取組が効果的なものであるかどうかを検証することは意義が大きいものと判断し、特定の事件として選定する。

4 外部監査の方法

(1) 監査の視点

一般廃棄物処理に係る事務の執行等に関する主な監査の視点は次のとおりである。

- ① 一般廃棄物処理に係る事務の執行等が、関連する法令、条例、規則等に従い処理されているかどうかについて
- ② 一般廃棄物処理に係る事務の執行等が、経済性、効率性及び有効性を考慮して実施されているかどうかについて
- ③ 一般廃棄物の排出量等に関する現状分析やその対策が効果的・効率的になされているかどうかについて
- ④ 一般廃棄物処理に係る体制に合理性があるかどうかについて

(2) 主な監査手続

- ① 一般廃棄物処理に係る事務の関連書類一式の閲覧等を実施し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性、効率性等の検証のために、一般廃棄物処理に係る事務において、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対して質問及び調査、分析等を行った。
- ③ 必要と考えた施設等の現場視察を行った。

(3) 監査対象

ア 監査対象項目

一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）処理に係る事務の執行等を監査対象とした。

なお、一般廃棄物のうちごみを対象とし、し尿及び浄化槽汚泥を除いているのは、し尿及び浄化槽汚泥は昨年度の監査テーマであった下水道処理にも関連していること、また、処理の体系が異なっていることが理由である。したがって、本報告書の中では、一般廃棄物はごみのことと称している。

イ 監査対象部署

環境部を中心とした一般廃棄物処理の事務事業に関する部課等

5 監査テーマに対する市民の意見募集

包括外部監査のテーマについては、市が平成25年4月に広報とよた及び市ホームページを活用して、市民からの意見を募集したが、市民からの意見はなかった。

6 外部監査の実施期間

自 平成25年6月27日 至 平成26年1月24日

7 外部監査人補助者

金 丸 久 高 (公認会計士)
平 井 太弥子 (公認会計士)
中 條 尚治郎 (公認会計士)
齋 藤 潤 (公認会計士)
大 林 幸太郎 (公認会計士)
深 谷 幸 作 (公認会計士)
村 松 和 哉 (日本公認会計士協会準会員)
山 田 麻 登 (弁護士)

第2 一般廃棄物処理に係る事務の執行等の概要

1 豊田市の概要

(1) 位置及び地形

豊田市は、愛知県の中央部、名古屋市の東方約30kmに位置し、自動車産業を核とした内陸工業都市として発展したまちである。

また、平成17年4月に周辺6町村（旭町、足助町、稲武町、小原村、下山村及び藤岡町）と合併し、その面積は918.47km²で、愛知県内第1位の面積を占めるに至っている。豊田市の中北部には矢作川が南北に貫流し、東・北部の三河高原を形成する山間部と西・南部の西三河平野につながる丘陵部・平野部で構成され、変化に富んだ地形となっている。



図1-1 豊田市の位置図（平成24年4月1日現在）

(2) 人口及び世帯数

豊田市の行政区域内の過去の人口及び世帯数の推移は、表 1-1 及び図 1-2 のとおりである。

表 1-1 人口及び世帯数の推移

年度	人口 (人)			世帯数	一世帯当たり人員 (人／世帯)
	総数	対前年度 増減数	対前年度 増減率		
平成 18	414,839	2,632	0.64%	155,883	2.66
平成 19	419,055	4,216	1.02%	159,920	2.62
平成 20	423,200	4,145	0.99%	164,140	2.58
平成 21	423,677	477	0.11%	165,098	2.57
平成 22	423,822	145	0.03%	165,855	2.56
平成 23	423,183	-639	-0.15%	166,457	2.54
平成 24	423,744	561	0.13%	168,212	2.52

(注) 人口及び世帯数は、いずれも 10 月 1 日現在

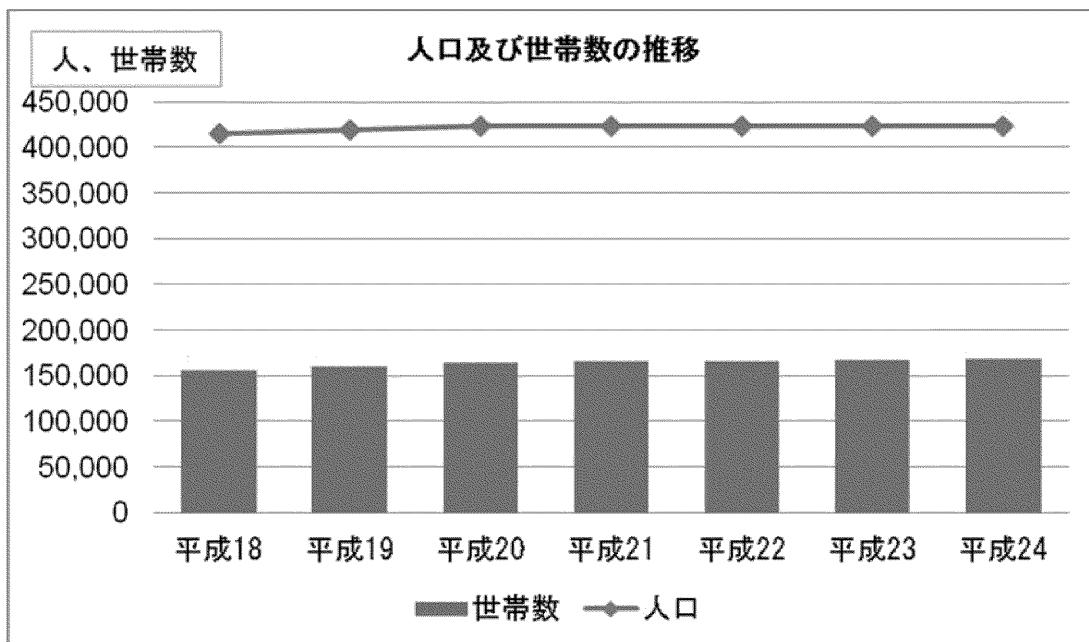


図 1-2 人口及び世帯数の推移

人口は、423,000 人前後で平成 24 年度までの過去 5 年間は安定して推移している。また、世帯数は、過去 5 年間若干ではあるが増加傾向にある。

(3) 事業所数及び従業者数

事業所数及び従業者数（民営）の推移と内訳は、表1-2及び表1-3のとおりである。平成18年を基準にすると、平成21年には事業所数、従業者数とともに増加していたが、平成24年においては、若干の減少となっている。

平成24年における産業別の割合をみると、事業所数で最も多いのが、「卸売業、小売業」で22.3%、次いで「宿泊業、飲食サービス業」の14.9%、

「製造業」の11.2%となっている。従業者数で最も多いのが、「製造業」で45.8%、次いで「卸売業、小売業」の12.3%、「宿泊業、飲食サービス業」の7.6%となっている。

表1-2 事業所数及び従業者数（民営）の推移

区分	平成18年 (10月1日現在)	平成21年 (7月1日現在)	平成24年 (2月1日現在)
事業所数	14,213	14,753	13,786
従業者数（人）	240,668	253,944	237,125

出典：事業者・企業統計調査（平成18年）、経済センサス基礎調査（平成21年、平成24年）

表 1-3 産業別事業所数の内訳（平成 24 年 2 月 1 日現在）

区分	事業所数		従業者数	
	(事業所)	構成比	(人)	構成比
農業、林業	57	0.4%	783	0.3%
漁業	3	0.0%	34	0.0%
鉱業、鉱石業、砂利採取業	17	0.1%	181	0.1%
建設業	1,495	10.8%	10,658	4.5%
製造業	1,547	11.2%	108,576	45.8%
電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.1%	437	0.2%
情報通信業	96	0.7%	1,723	0.7%
運輸業、郵便業	332	2.4%	10,799	4.6%
卸売業、小売業	3,081	22.3%	29,271	12.3%
金融業、保険業	162	1.2%	2,736	1.2%
不動産業、物品賃貸業	832	6.0%	2,835	1.2%
学術研究、専門・技術サービス業	491	3.6%	5,787	2.4%
宿泊業、飲食サービス業	2,058	14.9%	18,031	7.6%
生活関連サービス業、娯楽業	1,254	9.1%	8,090	3.4%
教育、学習支援業	525	3.8%	5,625	2.4%
医療、福祉	752	5.5%	14,215	6.0%
複合サービス事業	90	0.7%	991	0.4%
サービス業（他に分類されないもの）	984	7.1%	16,353	6.9%
総数	13,786	100.0%	237,125	100.0%

出典：経済センサス基礎調査（平成 24 年）

2 ごみ処理事業の概要

2 ごみ処理事業の概要から 4 組織及び予算概要までに掲載した図表は、豊田市の「一般廃棄物処理基本計画（平成 25 年 3 月）」、「平成 24 年度（平成 23 年度実績）豊田市の清掃事業」及び「平成 25 年度（平成 24 年度実績）豊田市の清掃事業」を基礎として、監査人が一部加工して作成している。

（1）ごみ処理事業の沿革

豊田市の主なごみ処理事業の沿革を表 2-1 に示す。

表 2-1 主なごみ処理事業の沿革

年 月			内 容
前回基本計画策定前	昭和 29 年 5 月		市直営（衛生課）によるごみ収集事業を開始 市指定ごみ袋（紙製）による収集を開始（1枚 15 円） 燃やすごみの収集を週 2 回とし、粗大ごみの収集を開始（年 1 回） 不燃ごみの収集を一部地域で月 2 回、粗大ごみの収集を年 2 回に拡大 藤岡プラント（150 t / 日）供用を開始 空きびんの分別収集を開始（月 1 回収集） 不燃ごみの収集を月 2 回とし、資源ごみ（空きびん）の月 1 回定期収集を開始 勘八不燃物処分場（176,000m ³ ）供用を開始 有害ごみ（廃乾電池、体温計及び廢蛍光灯）の月 1 回分別収集を開始 渡刈清掃工場（220 t / 日）供用を開始
	6 2	4	勘八不燃物処分場第 2 期（51,000m ³ ）供用を開始（H4. 6. 30 閉鎖） 集団回収報奨金制度を発足
	平成 2 年 4 月		ストックヤード（リサイクルの家）設置事業を発足 勘八不燃物処分場第 3 期（413,000m ³ ）供用を開始 指定ごみ袋（炭酸カルシウム入りポリエチレン袋）を採用 藤岡プラントに 90 t / 日の処理施設を増設し、240 t / 日とする 勘八不燃物処分場にストックヤードを設置（民間施設での資源回収を拡大） 生ごみ発酵用密閉容器の購入費補助事業を発足 豊田市一般廃棄物処理基本計画を策定 「容器包装リサイクル法」施行 資源（空き缶、空きびん及びペットボトル）の回収を全市的に開始 金属ごみと粗大ごみの一部を民間施設で破碎減容し、金属を回収 勘八不燃物処分場に資源のストックヤードを設置 焼却灰（主灰）の処理を御船処分場（（財）豊田環境整備公社（当時））へ委託 リサイクルステーションを大規模店舗に設置し資源の回収を開始 指定ごみ袋を燃やすごみ用、金属ごみ用及び埋めるごみ用の 3 種類に変更 民間処理施設において非鉄回収を開始 金属ごみ等の破碎残さ処理について、民間処分場への委託を開始 生ごみ処理機購入補助事業を開始 焼却工場への事業系古紙の搬入規制を開始 公共施設から発生する草木について民間処理施設への誘導を開始 粗大ごみ戸別収集有料化を開始。「家電リサイクル法」施行（家電 4 品目） 一般廃棄物処理基本計画を策定（計画期間 H14～H25） 「資源有効利用促進法」に基づく PC リサイクルを開始 リサイクルステーションでプラスチック製容器包装の回収を開始 旭町、足助町、稻武町、小原村、下山村及び藤岡町の 6 町村と合併 「豊田市緑のリサイクル研究会」を発足 ごみ袋の形状を筒型からレジ袋型に変更 勘八不燃物処分場の閉鎖 グリーン・クリーンふじの丘（一般廃棄物最終処分場）1 期（125,000m ³ ）供用を開始 渡刈クリーンセンター（405 t / 日）供用を開始 プラスチック製容器包装資源化施設（10 t / 5 h）供用を開始 プラスチックごみの分別収集を変更。ごみの分別を 6 分別 9 種類に変更 指定ごみ袋を燃やすごみ用、金属ごみ用、埋めるごみ用及びプラスチック製容器包装用の 4 種類に変更 環境学習施設（eco-T）オープン 一般廃棄物処理基本計画（前回基本計画）を策定（計画期間 H20～H29）
	1 9	6	豊田三好事務組合（旧豊田加茂広域市町村圏事務処理組合）の解散に伴い、グリーン・クリーンふじの丘、砂川衛生プラント、旧勘八不燃物処分場が豊田市に移管
	2 0	3	ふれあい収集（要介護認定者等を対象とした戸別収集）スタート 緑のリサイクルセンター（有機性廃棄物資源化施設）供用を開始 小型家電の回収事業の開始 ごみの分別区分を 7 分別 10 種類に変更、資源の日及び一部のリサイクルセンターで危険ごみ（ライター、スプレー缶及びカセットボンベ）の回収を開始 埋立対象となっていた化粧品びんを資源（ガラスびん）として回収を開始 リユース工房の試行を開始
前回基本計画策定後	平成 20 年 4 月		
	2 1	1	
	2 2	7	
	2 2	10	
	2 3	4	
	2 4	11	

(2) 処理の流れと形態

図2-1に家庭系ごみ及び事業系ごみの排出から収集及び運搬、中間処理並びに最終処分までの流れとそれぞれの処理方法を示す。

ア 可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ

家庭から排出されるものは市（委託を含む。）による収集又は自己搬入により回収し、事業所から排出されるものは許可業者による収集又は自己搬入により回収している。これらの可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは、渡刈クリーンセンター又は藤岡プラント内の焼却施設にて焼却処理し、焼却残さ、飛灰及び不燃物は、公益財団法人豊田加茂環境整備公社（以下「豊田加茂環境整備公社」という。）の御船処分場又はグリーン・クリーンふじの丘で埋立処分している。

なお、渡刈クリーンセンターでは、渡刈クリーンセンター内の焼却物や藤岡プラントから搬入される焼却残さ（焼却灰）を熱分解炉に投入し、溶融炉を経て、発生する溶融スラグを資源化し、また、不燃物を選別し、タルを回収し、資源化している。

また、可燃ごみのうち、刈草、せん定枝及び食品残さの一部は緑のリサイクルセンターにて、たい肥化している。

イ 資源

家庭から排出されるものは、市（委託を含む。）による収集又は自己搬入により回収し、事業所から排出されるものは許可業者による収集又は自己搬入により回収している。これらの資源のうち、ガラスびん及び飲料缶はグリーン・クリーンふじの丘、選別圧縮施設（飲料缶の場合）等へ搬入され、選別、圧縮等をされた後、民間業者に引き渡し、資源化されている。また、ペットボトルも民間業者へ引き渡し、資源化されている。

プラスチック製容器包装は、渡刈クリーンセンター内のプラスチック製容器包装資源化施設で選別、圧縮等をされた後、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡し、資源化されている。なお、選別残さは渡刈クリーンセンターにて焼却処分し、電力として回収している。集団回収等の資源化事業にて回収された資源は、民間業者へ引き渡し、資源化されている。

ウ 金属ごみ、金属粗大ごみ及び危険ごみ

市（委託を含む。）による収集又は自己搬入により回収しており、民間施設への委託により小型家電を選別回収し、残りを破碎減容し、金属が回収され、資源化される。選別された小型家電については、民間施設により資源化されている。また、処理残さは渡刈クリーンセンターにて焼却処分している。

エ 埋めるごみ及び不燃性粗大ごみ

家庭から排出される埋めるごみ及び不燃性粗大ごみは、市（委託を含む。）による収集又は自己搬入により回収している。これらは、グリーン・クリーンふじの丘へ搬入され、埋立処分する。

オ 有害ごみ

有害ごみは、市（委託を含む。）の収集により回収された後、民間業者への委託により選別又は破碎処理され、公益社団法人全国都市清掃会議が定める広域回収・処理センター（以下「全都清処理センター」という。）へ搬入している。

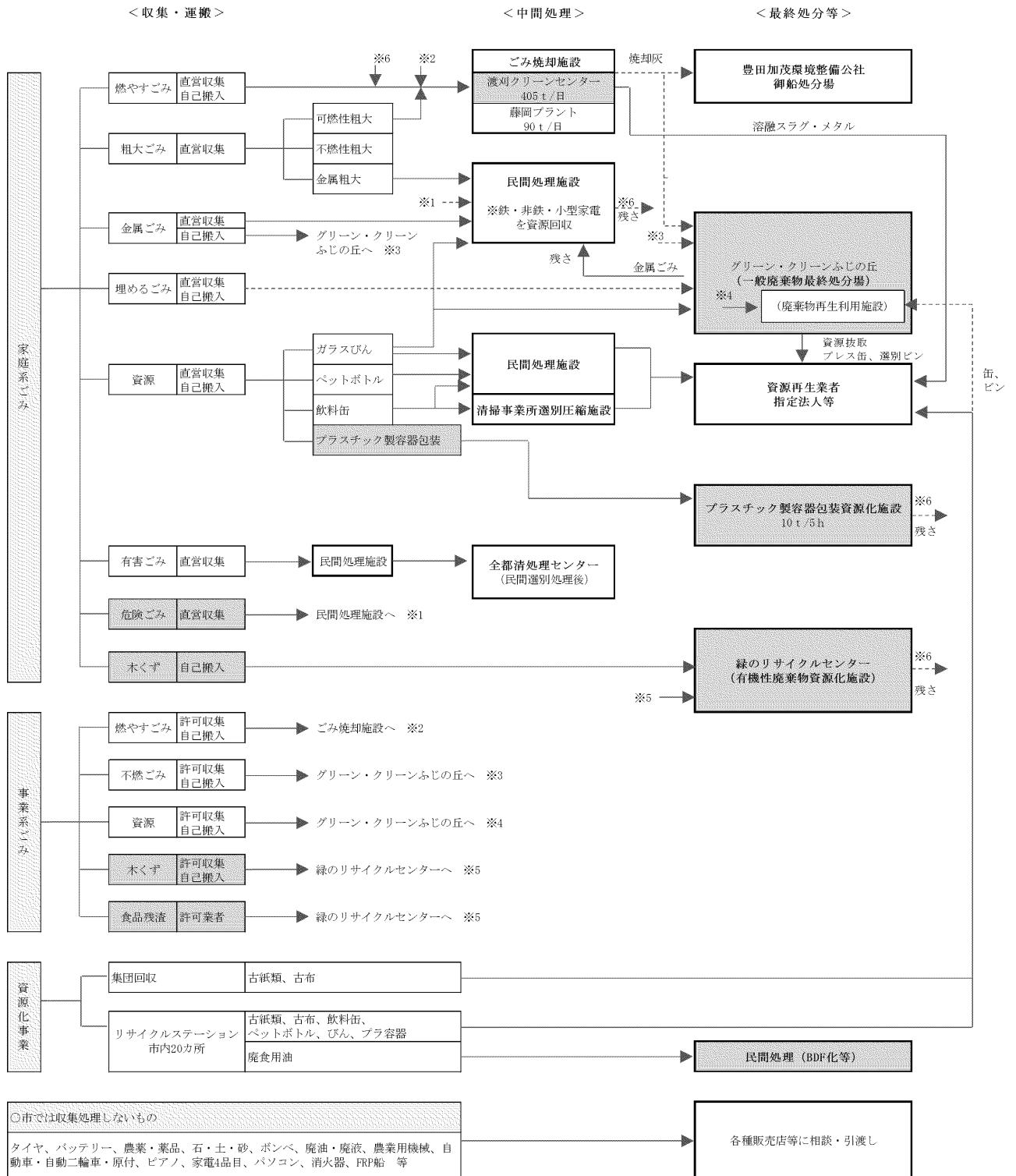


図 2-1 ゴミ処理の流れと形態（平成 24 年度末現在）

(3) ごみ排出量の推移

図 2-2 に示すように、この 10 年間の人口推移は増加傾向であるが、これに対してごみ排出量は、平成 16 年度以後減少傾向が続いている。平成 24 年度では 140,455 t /年のごみ排出量になっている。

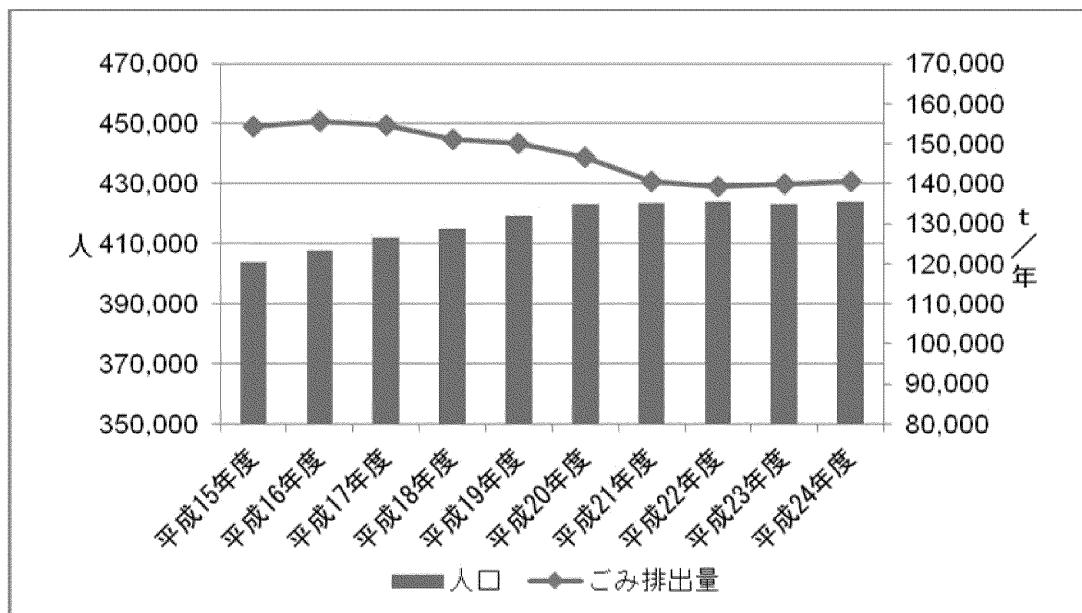


図 2-2 人口及びごみ排出量の推移

このうち、図 2-3 に示すように、家庭系ごみ、事業系ごみ、資源化事業回収量のいずれも平成 20 年度と対比すれば減少の傾向がみられ、人口が増加傾向であることを考えると、ごみの発生抑制は行われているものと推定される。

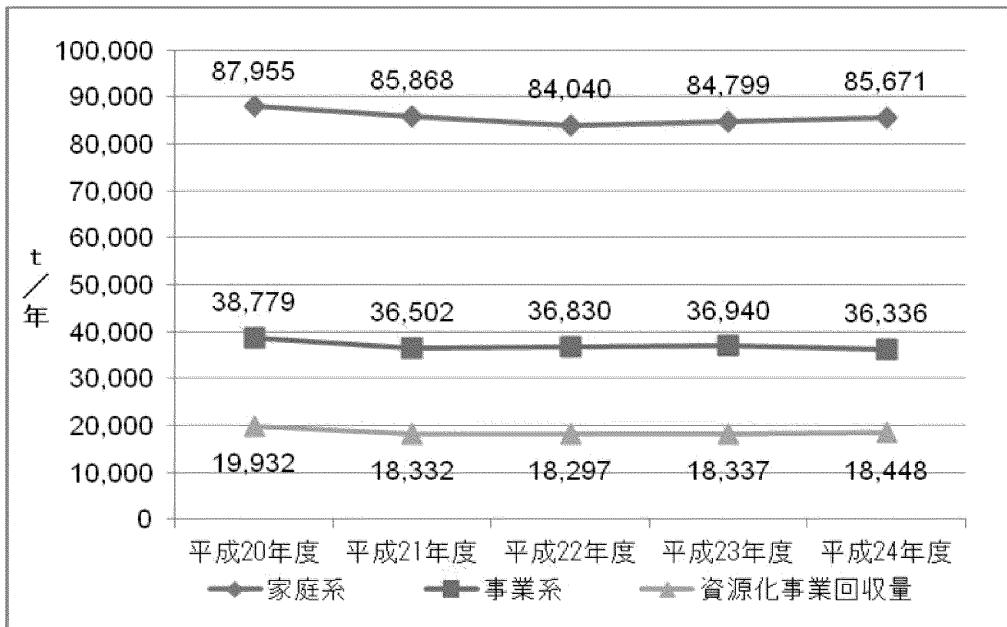


図 2-3 排出区分別排出量の推移

また、1人1日平均排出量については、人口の増加に対してごみ排出量は減少していることから、図2-4に示すように減少傾向がみられる。

愛知県平均や全国平均の1人1日平均排出量と比較すると、平成22年度では1人1日当たり約80g少ない排出量となっていて、発生抑制に関する水準は相対的に高いといえる。

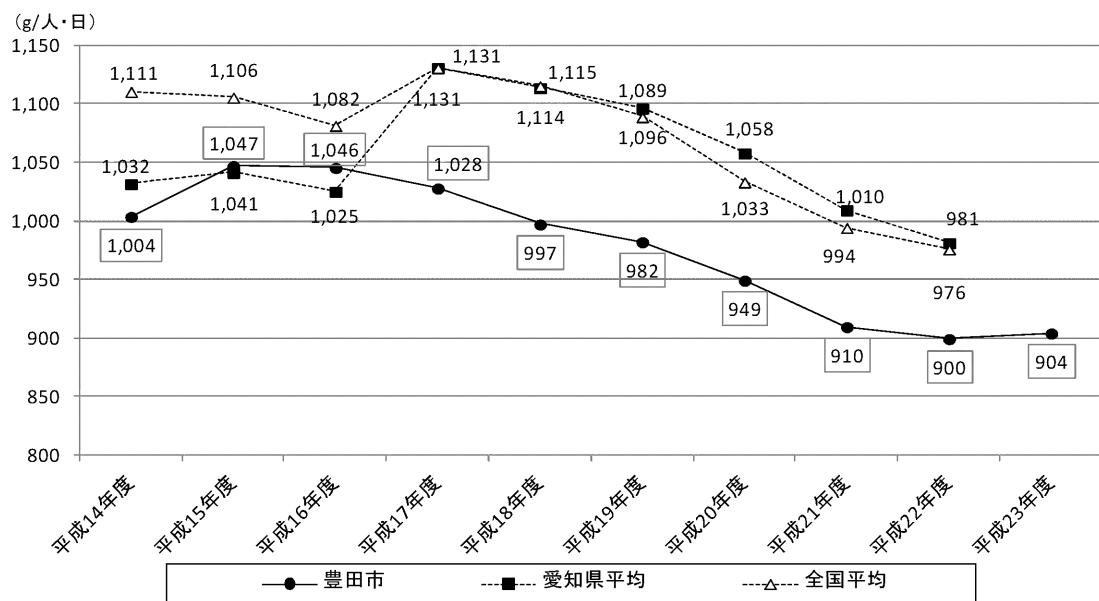


図 2-4 1人1日平均排出量の推移

(4) 総資源化量及び資源化率

ア 市の総資源化量及び資源化率の推移

図 2-5 に総資源化量及び資源化率の推移を示す。

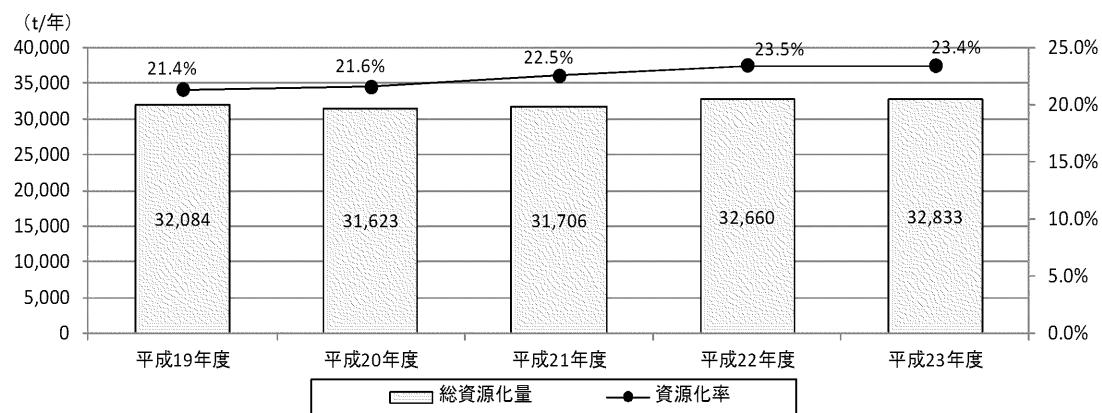


図 2-5 総資源化量及び資源化率の推移

総資源化量（直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量+古紙等行政回収）は増加傾向にはないものの、ごみ排出量が減少していることもあり、資源化率（総資源化量／ごみ排出量）は過去 5 年間において 20% を上回っている。

イ 他都市との比較

市の資源化率と全国平均及び愛知県平均の実績を図 2-6 に示す。

市の資源化率は、全国平均より高い水準であるが、愛知県平均との比較では、平成 21 年度以前は市の方が低かったが平成 22 年度以後は同水準となっている。

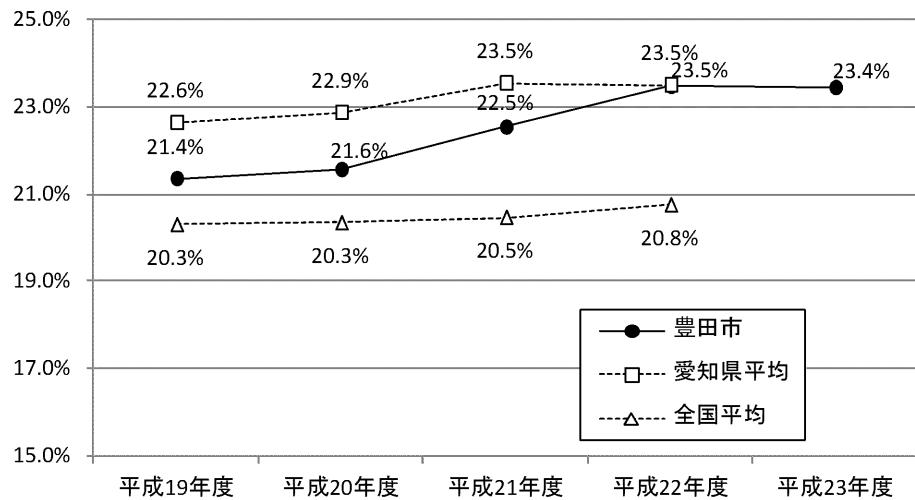


図 2-6 資源化率の実績

出典:一般廃棄物処理基本計画(平成 25 年 3 月)

表 2-2 豊田市、愛知県及び全国の実績(平成 22 年度)

区分	豊田市	愛知県	全国
総人口(人)	423,822	7,277,828	127,302,032
総排出量(t/年)	139,167	2,607,242	45,359,048
総資源化量(t/年)	32,660	614,432	9,446,367
直接資源化量	12,290	130,548	2,170,128
中間処理後再生利用量	13,273	274,635	4,547,333
集団回収量	7,097	209,249	2,728,906
資源化率(%)	23.5%	23.5%	20.8%

出典:一般廃棄物処理基本計画(平成 25 年 3 月)

(5) ごみ処理経費の推移

ごみ処理経費の推移を表 2-3 及び図 2-7 に示す。

ごみ処理経費は、焼却処理に係るものが全体の半分以上を占めている。ただし、重量当たりの原価でみると、処理量の多さにより比較的低い数値となっている。逆に、排出量が少ないため費用総額では低い数値となっている埋立ごみ、粗大ごみ及び有害ごみについては、重量当たりの原価でみると高くなっている、処理に費用を要していることが分かる。

表 2-3 ごみ処理経費の推移

項目	単位	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
ごみ処理費用総額	千円	6,358,792	5,847,259	6,142,662	6,407,269	6,139,796
収集運搬(粗大以外)		1,535,335	1,442,132	1,393,492	1,474,329	1,478,827
収集運搬(粗大)			65,932	68,815	73,732	73,302
焼却処理		3,478,061	3,258,431	3,263,596	3,412,288	3,224,755
埋立処理		537,544	517,171	588,104	632,861	572,255
金属処理		161,638	134,045	162,560	154,074	183,097
資源化処理		506,942	364,367	596,137	564,168	517,098
粗大ごみ		137,702	64,197	68,918	76,058	70,759
家電品処理		1,568	980	1,036		
有害ごみ処理					19,756	19,699
ごみ処理費用原価	円／t					
収集運搬(粗大以外)		17,736	15,598	15,379	16,140	15,985
収集運搬(粗大)			72,374	80,205	82,753	76,837
焼却処理		29,863	29,077	30,781	31,739	30,456
埋立処理		58,697	82,204	55,997	59,758	59,598
金属処理		43,184	36,654	51,688	54,347	64,065
資源化処理		35,655	16,068	22,676	20,967	19,982
粗大ごみ		125,071	70,469	80,325	85,363	74,171
家電品処理		7,724	4,519	7,049		
有害ごみ処理					125,838	126,282
1人当たり処理費	円／人	15,025	13,662	14,494	15,093	14,489

(注)ごみ処理費用原価の家電品処理の単位は、円／台である。

一人当たり処理費は、各年 10 月 1 日の人口で算出している。

ごみ処理費用には、中間処理施設等の減価償却費が含まれている。

収集運搬(粗大)は、平成 21 年度から分別して計算されている。

家電品処理は、平成 23 年度から民間施設にて処理されている。

有害ごみ処理は、平成 23 年度から分別して計算されている。

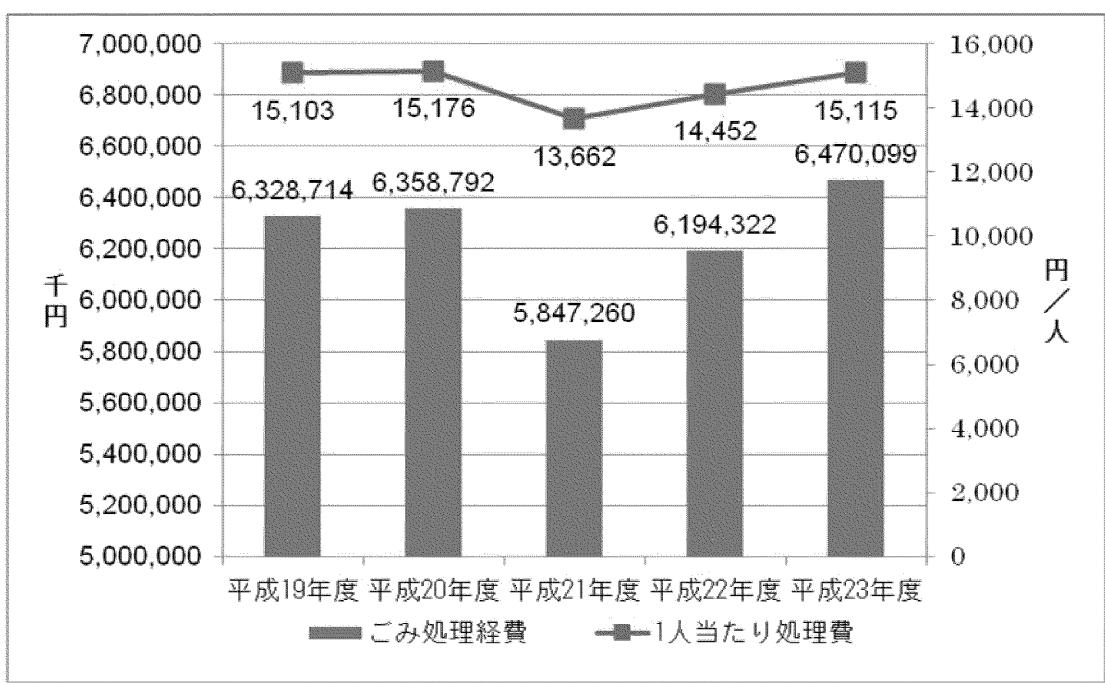


図 2-7 ごみ処理経費の推移

3 一般廃棄物処理基本計画について

(1) 目的

豊田市は、平成 17 年 4 月に大規模な市町村合併を行った。その結果、市行政区域の面積が愛知県内第 1 位となり、ごみの処理についても広域的かつ効率的な処理が求められるようになった。このような情勢の中、平成 20 年 3 月に合併後初となる一般廃棄物処理基本計画（以下「前回計画」という。）を策定し、ごみの減量化、資源化及び適正な処理に努め、一般廃棄物最終処分場や中間処理施設について効率的な運転を進めてきたものである。

このような取組を推進してきた中で、国におけるごみ処理の方針も変化してきている。平成 5 年 3 月に策定された「ごみ処理基本計画策定指針」が平成 20 年 6 月に改定されているほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」の一部が改正される等、ごみ処理情勢は年々変化している。豊田市においても、プラスチック製容器包装を分別項目に加えるとともに、資源化施設を稼働し、さらに、平成 22 年 7 月には緑のリサイクルセンターを稼働させ、刈草、せん定枝及び食品残さのたい肥化を行う等積極的な資源化の取組を行っている。

平成 25 年 3 月に策定した一般廃棄物処理基本計画（以下「改訂計画」という。）は、前回計画から 5 年が経過したことにより経年的に変化しているごみ処理情勢や社会経済情勢の変化を把握し、前回計画の中間見直しを実施し、将来目標の修正及びごみの減量・資源化施策の再検討等を行うものである。

(2) 改訂計画の位置付け

改訂計画は、図 3-1 に示すとおり上位計画である第 7 次豊田市総合計画や豊田市環境基本計画に定められている一般廃棄物に関する事項を具体化させるための施策を示すものであり、豊田市の一般廃棄物処理に関する最上位計画となる。

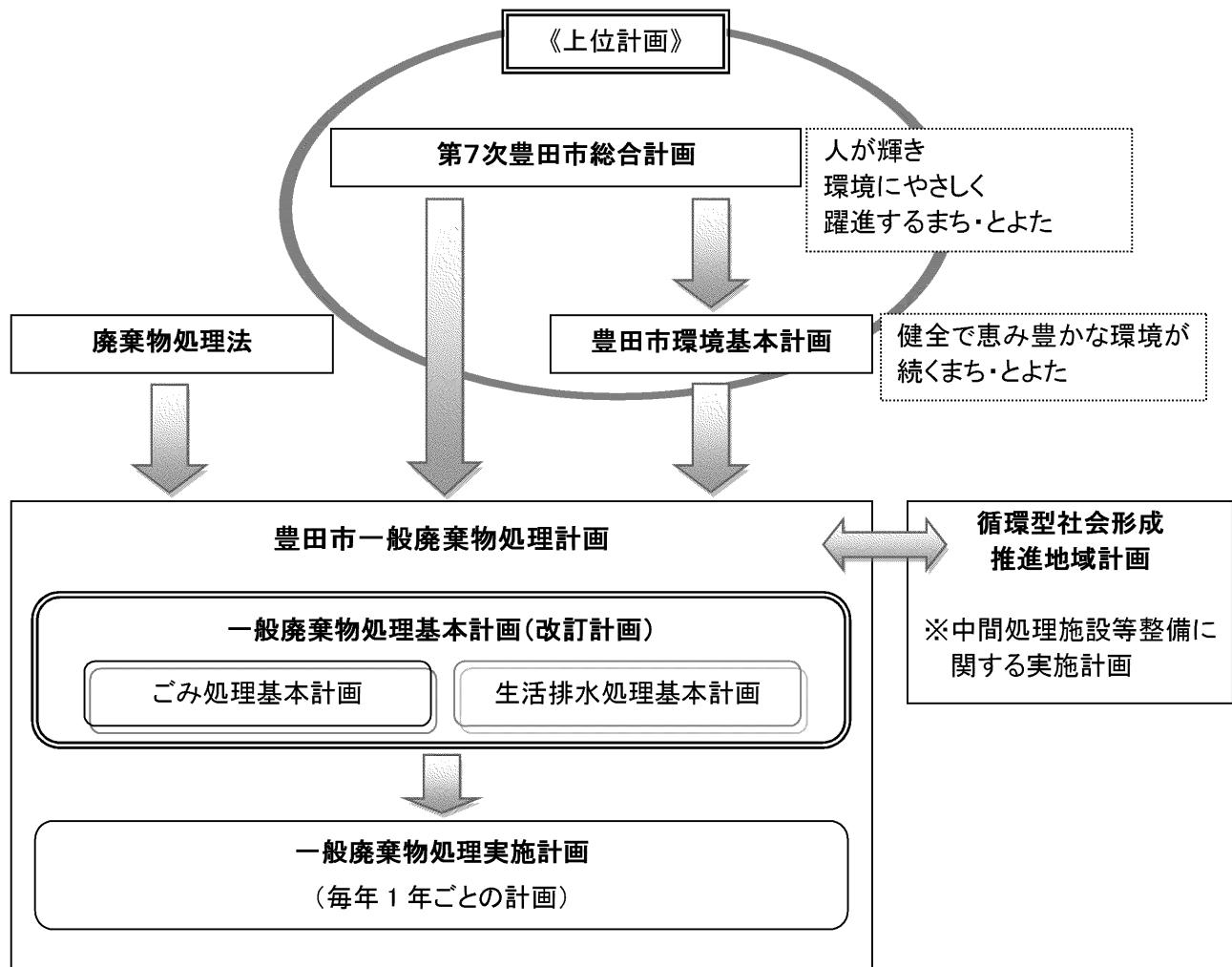


図 3-1 改訂計画の位置付け

改訂計画の上位計画である豊田市環境基本計画の基本理念は「一人ひとりの行動と共ににより持続可能な社会をめざします。」であり、その実現のため、以下の3つをめざす社会像としている。

- ① 低炭素社会
- ② 自然共生社会
- ③ 循環型社会

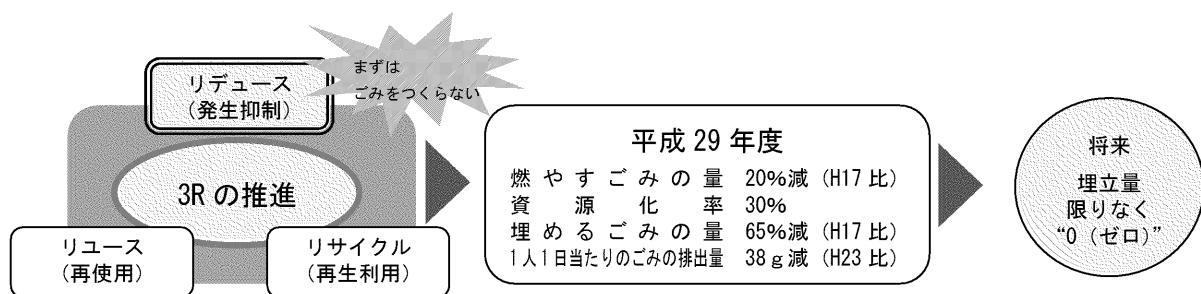
このうち、ごみ処理に關係する③循環型社会についての目標として、3R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））を基調とした資源循環を進め、平成29年度までに、燃やすごみの量20%削減（平成17年度比）、資源化率を30%に引き上げ、埋めるごみの量65%削

減（平成 17 年度比）、1 人 1 日当たりのごみの排出量 38g 削減（平成 23 年度比）を目指している。この達成のための重点プロジェクト（平成 25 年度から平成 29 年度まで）の概要は以下に示すとおりである。

重点プロジェクト：廃棄物の発生抑制、資源の循環利用の推進

3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リデュース（発生抑制）を最優先と考え、家庭及び事業所から出るごみの削減を進める。

また、長期的には、ごみの埋立量を限りなく“0（ゼロ）”に近づけていくことをめざして、発生抑制を基調とした上でリユース（再使用）・リサイクル（再生利用）も効果的に実施しながら、市民・事業者・市が力を合わせてさらなるごみの削減に取り組む。



●代表する環境指標と目標値

環境指標	基準値(平成17年度)	実績値(平成23年度)	目標値(平成29年度)
燃やすごみの量	114,420t	106,028t	91,500t
資源化率	20.1%	23.4%	30.0%
埋めるごみの量	23,636t	10,480t	8,200t
1人1日当たりのごみの排出量	—	668g(基準値)	630g

（3）改訂計画の期間

基本計画の目標年度は、環境省通知（衛環第 233 号、平成 4 年 8 月 13 日）において、10 年から 15 年先として、おおむね 5 年ごとに改訂することとされている。

前回計画の目標年度は平成 29 年度と設定している。改訂計画は、前回計画の見直しであることから、目標年度は変更せずに、前回計画以後から平成 23 年度までの実績を基に見直しを行い、平成 25 年度以後の計画を再検討したものである。

計画期間	平成 20 年度～平成 29 年度 (このうち、平成 25 年度～平成 29 年度分を見直し)
------	--

(4) 改訂計画の対象区域

前回計画も改訂計画も、豊田市の行政区域全体を対象区域とする。

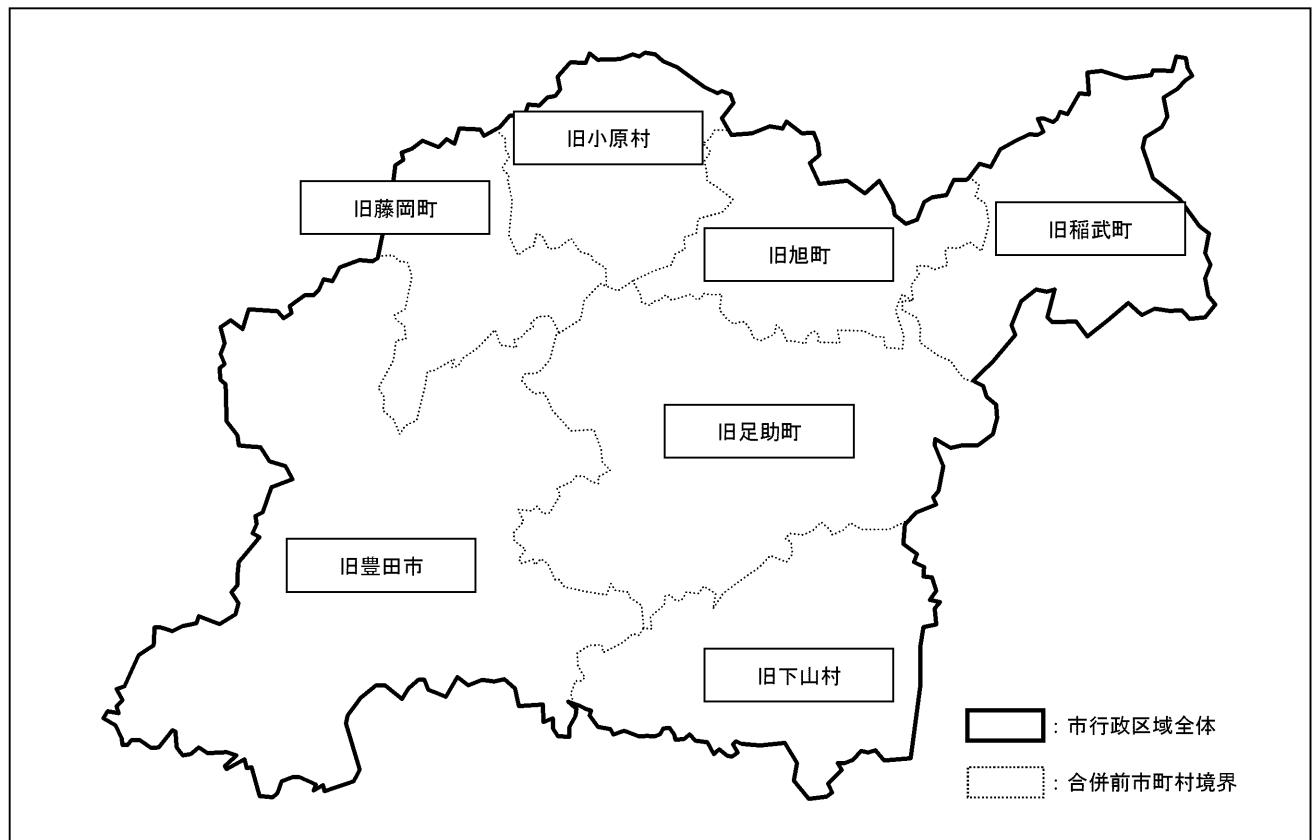


図 3-2 計画対象区域

(5) 前回計画との比較

ア 前回計画の目標と実績比較

中間年度(平成 24 年度)における、前回計画時の目標値と実績の推移を下記図 3-3 から図 3-6 までに示す。平成 24 年度時点において、いずれの目標値も達成できていない現状となっている。

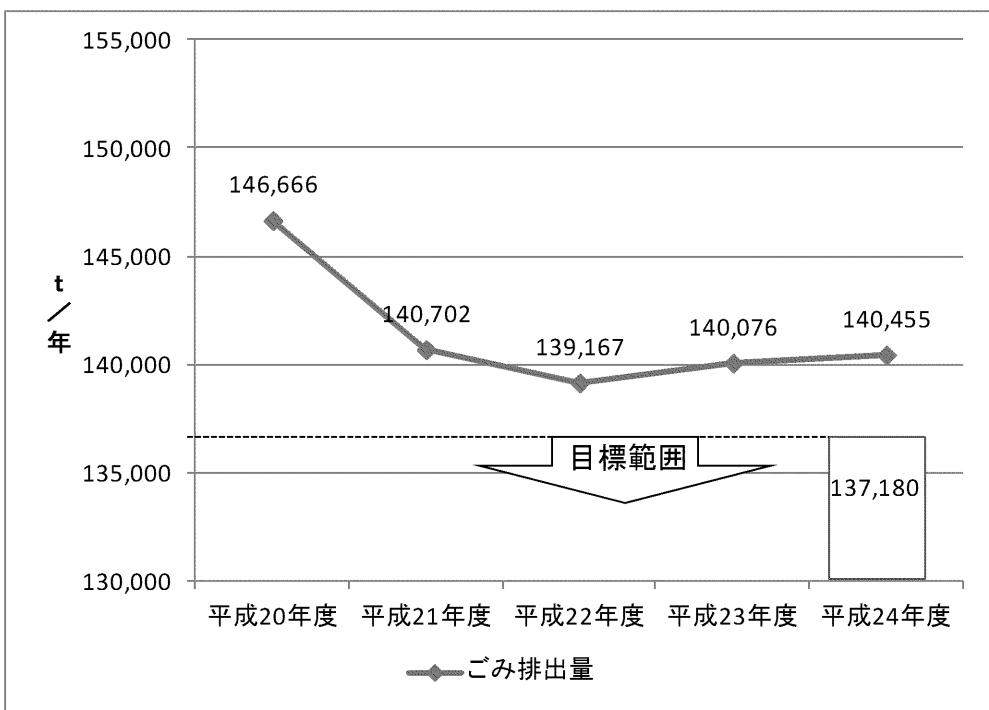


図 3-3 ごみ排出量の目標値と実績の推移

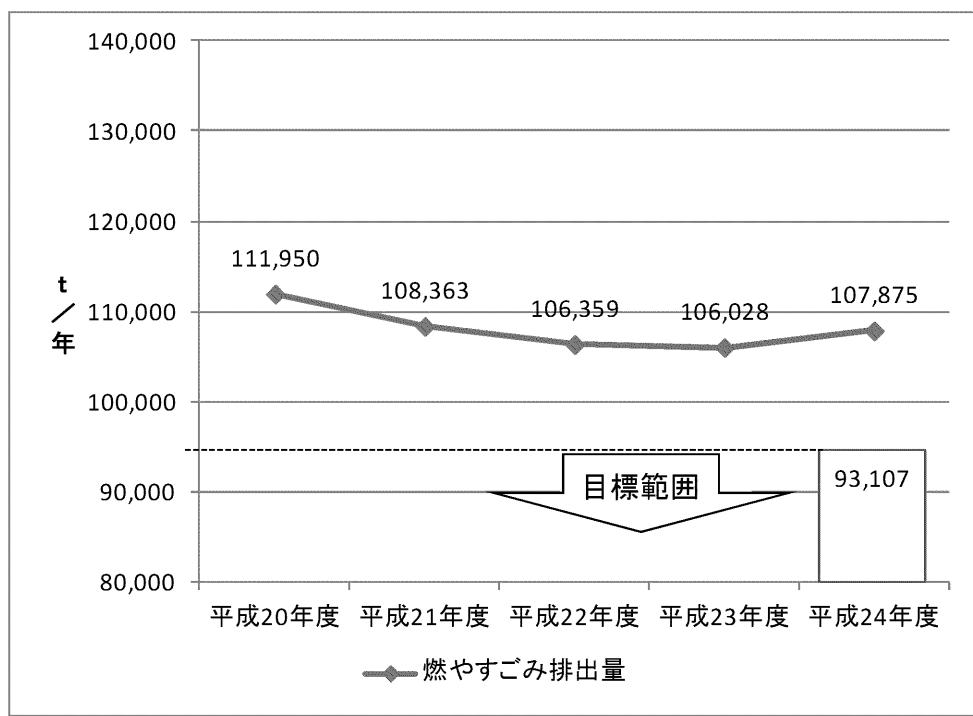


図 3-4 燃やすごみ排出量の目標値と実績の推移

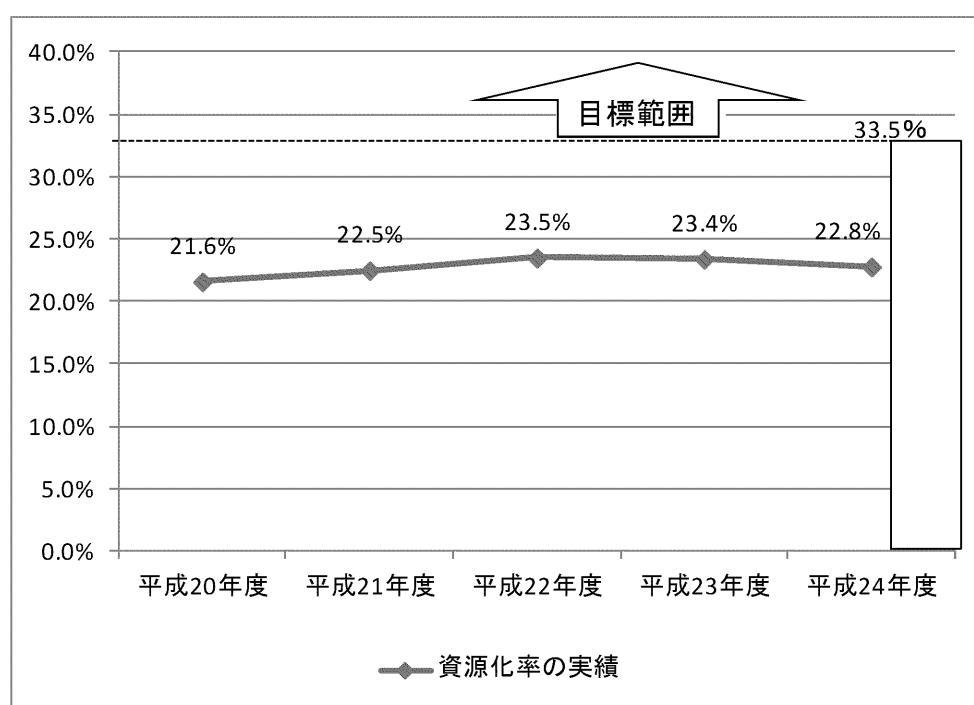


図 3-5 資源化率の目標値と実績の推移

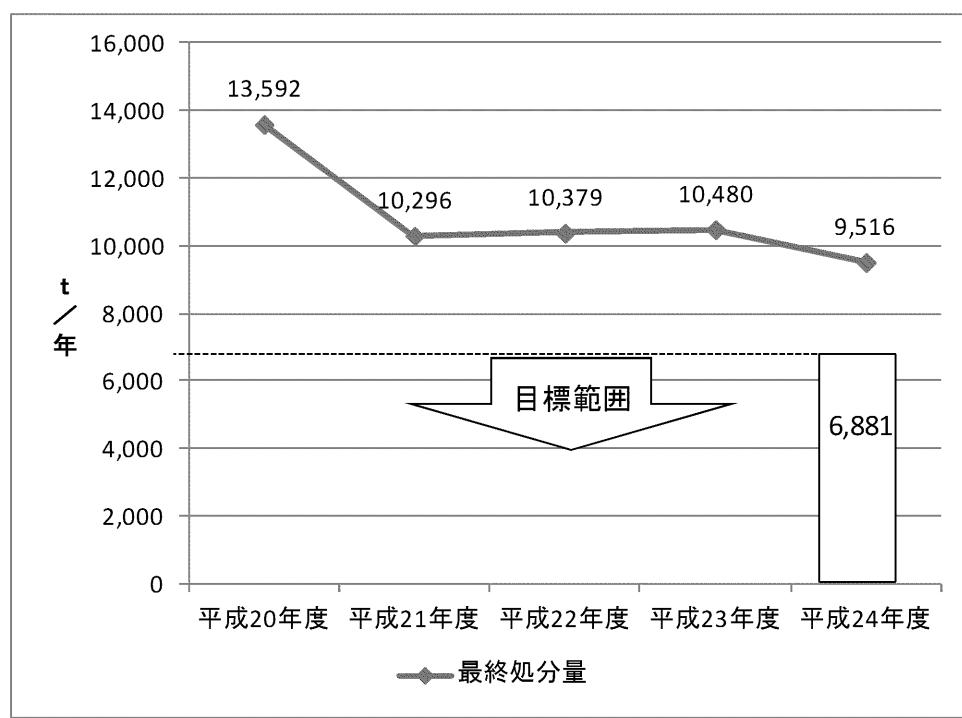


図 3-6 最終処分量の目標値と実績の推移

イ ごみ排出量の比較分析

ごみ排出量について、平成 23 年度時点の目標値と実績値を比較分析すると表 3-1 のようになる。人口はこの 10 年間で増加傾向が続いているが、目標値よりも実績値が上回っている。

ごみ排出量は、目標値の 137,665 t /年より 2,411 t /年上回っており、燃やすごみでは目標値に比べて 12,461 t /年上回っている。緑のリサイクルセンターの稼働によるせん定枝や食品残さ等のたい肥化の開始後に、燃やすごみが減少してはいるものの、家庭ごみ及び事業ごみの中に資源ごみが含まれており、分別の徹底が十分ではないことが主な要因と考えられる。

表 3-1 ごみ排出量の目標値と実績値の比較（平成 23 年度）

単位：t/年

区分/年度		平成23年度			備考
		目標値	実績値	(実績) - (目標)	
	人口(人)	422,649	423,183	534	10月1日現在、外国人含む
家庭系ごみ排出量	燃やすごみ	71,067	75,296	4,229	収集 + 自己搬入
	焼却対象	69,129	75,285	6,156	(上記) - (古紙抜取、木くず)
	埋めるごみ	4,196	2,089	-2,107	収集 + 自己搬入
	資源	びん類	2,320	1,500	-820
		缶類	289	81	-208
		ペットボトル	564	229	-335
		プラ容器	3,722	1,923	-1,799
		自己搬入	23	0	-23
		計	6,918	3,733	-3,185
	粗大ごみ	収集可燃	432	492	60
		収集不燃	2	1	-1
		収集金属	540	398	-142
		計	974	891	-83
	金属ごみ	2,144	2,345	201	収集
	有害ごみ	170	157	-13	"
	危険ごみ		65	65	収集(H23.4~開始)
	木くず	1,878	223	-1,655	自己搬入(H22.7~開始)
	小計	85,469	84,799	-670	
事業系ごみ排出量	燃やすごみ	28,339	31,746	3,407	許可収集 + 自己搬入
	焼却対象	24,438	30,743	6,305	(上記) - (せん定枝等たい肥化)
	不燃ごみ	150	579	429	"
	資源	640	291	-349	"
	有害ごみ	54		-54	自己搬入
	木くず・食品残さ	3,901	4,324	423	許可収集 + 自己搬入(H22.7~開始)
	小計	29,183	36,940	7,757	
	燃やすごみ (焼却対象)	99,406 93,567	107,042 106,028	7,636 12,461	
排出量合計値	不燃ごみ	4,346	2,668	-1,678	
	資源	7,558	4,024	-3,534	
	粗大ごみ	974	891	-83	
	金属ごみ	2,144	2,345	201	
	有害ごみ	224	157	-67	
	危険ごみ		65	65	
	木くず・食品残さ		4,547	4,547	
	計	114,652	121,739	7,087	
	(g/人・日)	743.2	788.1	44.9	
	古紙類	20,252	15,043	-5,209	
資源化事業回収量	古布類	1,111	735	-376	
	紙パック	153		-153	
	ペットボトル	470	640	170	
	トレイ				
	プラ容器	196	218	22	H19.4~開始
	缶類	359	445	86	
	びん類	472	1,247	775	
	廃食用油		9	9	
	計	23,013	18,337	-4,676	
	総排出量	137,665	140,076	2,411	
	(g/人・日)	892.4	904.4	12.0	

ウ 資源化量の比較

資源化率について平成 23 年度時点の目標値と実績値を比較したものと表 3-2 に示す。

資源化量では、ほぼ全ての分別項目で目標値に達していない状態となっている。古紙類とせん定枝たい肥化の差についていえば、せん定枝たい肥化については、前回計画策定時にはたい肥化施設（緑のリサイクルセンター）が整備されていなかったことと、実績値は処理量であるため、目標値の搬入量に対する処理量の減少率が未確定であったための誤差と考えられる。

古紙類の減少については、近年の新聞の発行部数の減少もあるが、特に新聞販売業者の古紙回収により、行政が回収する量が減ったことが考えられる。

表 3-2 資源化率の目標値と実績値の比較（平成 23 年度）

(単位 : t/年)

分別区分	平成23年度			備考
	目標値	実績値	(実績) - (目標)	
資源化量	古紙類	20,465	15,054	-5,411 資源化事業回収量 + 可燃抜取分
	古布類	1,111	735	-376 資源化事業回収量
	びん類	2,882	3,012	130 収集量 + 資源化事業回収量
	缶類	659	505	-154 収集量 + 資源化事業回収量
	ペットボトル	1,034	858	-176 収集量 + 資源化事業回収量
	資源抜取	18	/	-18
	せん定枝たい肥化	5,779	4,547	-1,232 せん定枝、刈草資源化量 + 公共施設等食品残さたい肥化量
	スラグ	7,161	3,618	-3,543
	メタル	1,063	493	-570 H19.4～ 溶融炉稼働
	焼却灰セメント化 飛灰溶融資源化	/	298	298 焼却灰：藤岡プラント 飛灰：渡刈クリーンセンター
	プラ製容器	3,918	1,941	-1,977 H19.4～ プラ製容器資源化施設稼働
	破碎金属	1,933	1,763	-170 鉄・非鉄・小型家電 (H22～)
	廃食用油	/	9	9 リサイクルステーション
総資源化量		46,023	32,833	-13,190
資源化率 (%)		33.4%	23.4%	-10.0%

エ 最終処分量の比較

最終処分量について平成 23 年度の目標値と実績値を比較したものと表 3-3 に示す。焼却残さ量が目標値よりも 3,055 t / 年と大きく上回っており、前回計画策定時に溶融炉の稼働実績がなく、正確な数値を把握できなかつたためと考えられる。

表 3-3 最終処分量の目標値と実績値の比較（平成 23 年度）

単位：t / 年

分別項目			平成23年度			備考
最終処分量	直接埋立	目標値	実績値	(実績) - (目標)		
		家庭系不燃埋立	1,986	(2,089)	斜線	()内の数値は排出量で選別処理後、埋立されるため、小計が異なっている
		家庭系不燃粗大	2	(1)	斜線	
		事業系不燃ごみ	150	(579)	斜線	
		小計	2,138	2,650	512	
	焼却残さ	4,775	7,830	3,055	グリーン・クリーンふじの丘 +御船処分場(豊田加茂環境整備公社)	
最終処分量合計		6,913	10,480	3,567		

（6）改訂計画における達成目標

ごみ排出量（焼却対象燃やごみ）の削減目標、リサイクルの目標及び最終処分量の削減目標について、中間年度（平成 24 年度）における目標と実績を比較しても、前回計画の平成 29 年度目標の達成は実現不可能な状況にある。このため、改訂計画では平成 29 年度の達成目標について再検討し、以下のように変更している。

項目	前回計画の目標	改訂計画の目標
ごみ排出量（焼却対象燃やごみ）の削減目標	平成 17 年度に対して 20% 削減	平成 17 年度に対して 20% 削減
リサイクルの目標	資源化率 35%	資源化率 30%
最終処分量の削減目標	平成 17 年度に対して 80% 削減	平成 17 年度に対して 65% 削減
1 人 1 日当たりのごみの排出量	—	家庭系ごみのすべての排出量を平成 23 年度 (668 g) に対して 38 g 削減

過去の削減傾向等を勘案すれば、前回計画の達成目標からより現実的なものに修正されている。また、新規目標の 1 人 1 日当たりのごみの排出量の削減目標に関しては、過去の実績の推移から達成可能な目標であると判断される。

（7）類似市町村との比較

市町村における一般廃棄物処理システムの改善及び進歩の評価の度合い

を客観的かつ定量的に点検し評価することを目的に、環境省において平成19年6月に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が策定されている。これに基づき、都市形態区分及び人口が類似する自治体を抽出し、平成21年度における一般廃棄物処理の状況について比較評価を行った結果は、以下のとおりである。

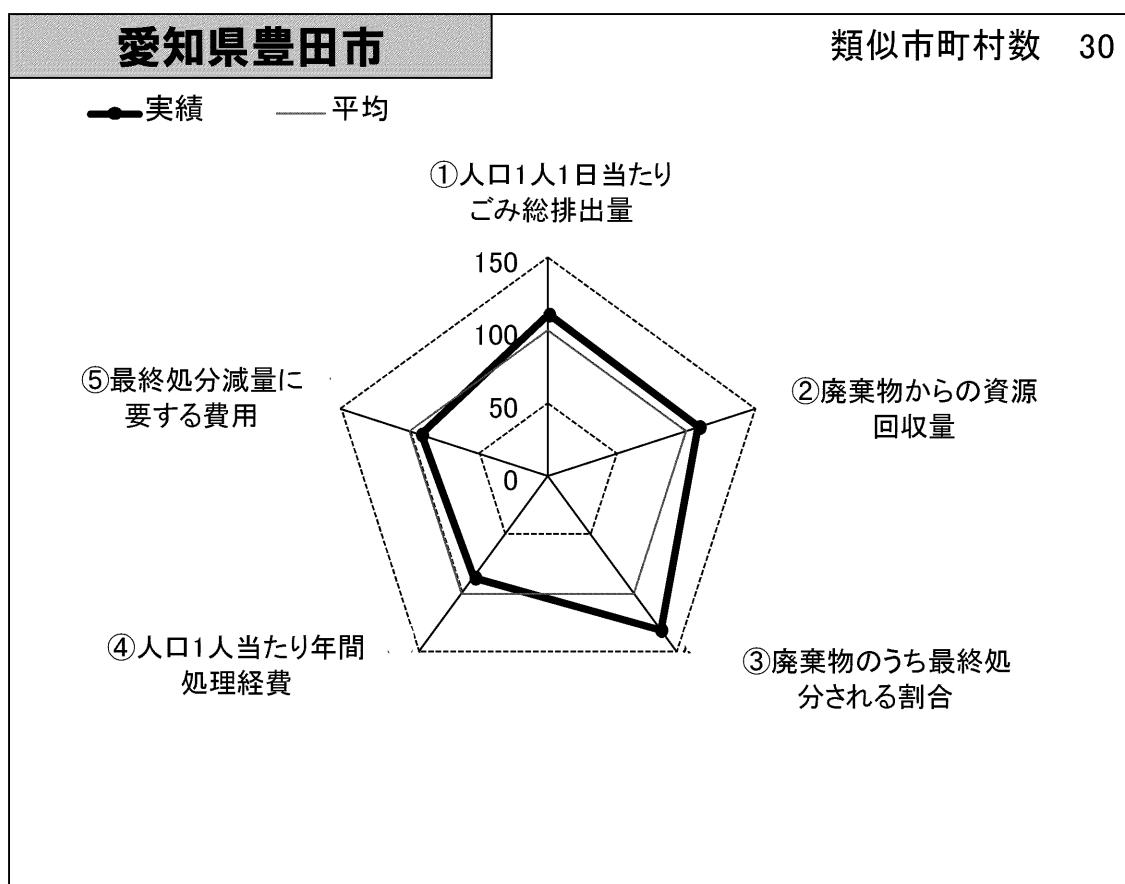


図3-7 類似市町村とのごみ処理指標の比較評価結果(平成21年度実績)

(注)実績及び平均は表3-4の数値である。

表 3-4 類似市町村とのごみ処理指標の比較評価結果(平成 21 年度実績)

標準的な指標	①人口1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	②廃棄物からの資源 回収率(RDF除く) (t/t)	③廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	④人口1人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	⑤最終処分減量に要 する費用 (円/t)
平均	1.018	0.199	0.107	10,107	29,232
最大	1.18	0.48	0.222	13,505	49,338
最小	0.832	0.08	0.015	6,524	19,053
標準偏差	0.086	0.088	0.053	1903	6910
豊田市	0.909	0.216	0.074	11,477	31,592
実績(指数値)(注2)	110.7	108.5	130.8	86.4	91.9

(注 1) 各数値は、「一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)」を基に算定されたものである。

(注 2) 算出方法は以下のとおりである。

①、③、④及び⑤は、(1-[豊田市数値-平均値]÷平均)×100。

②は、豊田市数値÷平均値×100。

表 3-5 類似市町村のごみ処理指標(平成 21 年度実績)

市町村名	人口	①人口1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	②廃棄物からの資源 回収率(RDF除く) (t/t)	③廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	④人口1人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	⑤最終処分減量に要 する費用 (円/t)
北海道旭川市	353,135	0.941	0.221	0.201	8,258	23,764
青森県青森市	303,973	1.143	0.102	0.222	8,208	23,885
秋田県秋田市	323,018	1.122	0.249	0.026	10,334	25,418
福島県郡山市	334,448	1.18	0.119	0.146	7,534	19,053
福島県いわき市	342,710	1.056	0.19	0.089	8,643	23,715
群馬県前橋市	340,390	1.086	0.151	0.125	8,115	22,207
埼玉県川越市	337,597	0.907	0.243	0.032	11,553	35,422
千葉県柏市	395,919	0.903	0.271	0.056	12,029	37,020
富山県富山市	417,714	1.01	0.2	0.089	8,406	23,415
石川県金沢市	445,782	1.068	0.142	0.166	8,355	23,303
長野県長野市	384,990	0.948	0.289	0.1	6,524	19,926
岐阜県岐阜市	404,479	1.063	0.19	0.1	10,575	29,175
愛知県豊橋市	365,853	1.107	0.18	0.084	9,727	25,099
愛知県岡崎市	376,387	0.999	0.193	0.128	8,010	23,979
愛知県豊田市	422,506	0.909	0.216	0.074	11,477	31,592
滋賀県大津市	334,360	0.957	0.147	0.102	9,937	29,923
大阪府高槻市	355,951	0.956	0.13	0.111	7,522	23,431
大阪府東大阪市	487,714	1.174	0.106	0.175	11,647	32,930
兵庫県尼崎市	460,222	1.02	0.132	0.137	13,093	39,867
兵庫県西宮市	482,790	1.041	0.161	0.138	9,694	28,176
奈良県奈良市	368,296	0.832	0.085	0.169	13,505	49,338
和歌山县和歌山市	380,291	1.136	0.08	0.14	11,393	30,955
岡山県倉敷市	474,836	1.085	0.48	0.022	12,060	28,893
広島県福山市	465,678	0.966	0.441	0.071	12,263	36,678
香川県高松市	424,595	0.979	0.212	0.106	11,763	35,917
高知県高知市	340,458	1.03	0.216	0.015	7,591	20,076
福岡県久留米市	303,435	0.931	0.254	0.032	11,083	31,958
長崎県長崎市	444,244	1.006	0.171	0.184	11,197	34,999
大分県大分市	471,865	0.956	0.231	0.078	12,670	38,003
宮崎県宮崎市	402,314	1.015	0.179	0.1	10,030	28,854

(注) 各数値は、「一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)」を基に算定されたものである。

豊田市と都市形態区分及び人口が類似する市町村として 30 市があり、その平均値と豊田市の数値を比較する。

①人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量、②廃棄物からの資源回収率及び③廃棄物のうち最終処分される割合については相対的に良好な水準にあるが、人口 1 人当たり年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は相対的に低い水準となっている。

(8) 課題の抽出

ア 排出抑制及び資源化

(ア) 排出抑制

市の 1 人 1 日平均排出量は、図 2-4 に示すとおり、過去 10 年間で減少傾向を示しており、平成 22 年度について比較すると、愛知県平均値が 981g/人・日、全国平均値が 976g/人・日、類似市町村の平均値が 988g/人・日であるのに対して、市では 900g/人・日となっている。しかし、前回計画の平成 23 年度目標値 (892g/人・日) に対して、実績値が 904g/人・日であり、目標は達成できていない。

さらに、平成 23 年度の燃やすごみの前回計画目標値 (93,567 t /年) に対して実績値 (106,028 t /年) が 10,000 t 以上多くなっている。

目標を達成できなかった理由として、家庭ごみの中に資源が 21.9% (古紙 15.7%、プラスチック製容器包装 6.2%) 含まれており、さらに事業系ごみの中にも資源 (古紙) が約 18%、不適物 (産業廃棄物) が約 13% あり、分別の徹底が十分でないことが挙げられる。

今後の課題としては事業者に対し、個別指導及び講習会の開催等の啓発活動により、ごみの分別による資源化及び適正処理を推進させていく必要がある。

(イ) 資源化

市における資源化率は、プラスチック製容器包装のリサイクル (平成 19 年 4 月)、小型家電のリサイクル (平成 21 年 11 月)、刈草及びせん定枝等のたい肥化 (平成 22 年 7 月) を新たに行っていることから、増加の傾向となっている。平成 22 年度について比較すると、全国平均値が 20.8%、愛知県平均値が 23.5% となっており、さらに愛知県廃棄物処理

計画の平成 28 年度目標値が約 26% であるため、市としてもこの目標を達成するために、今後ともさらなる資源化対策を講じていく必要がある。

さらに、前回計画の平成 23 年度目標値（33.4%）に対して、実績値が 23.4% となっており、資源化対策を講じていくことも必要であるが、施策について見直しを行い、より適切な目標値を再検討していく必要がある。

資源化への取組として、前回計画策定後にプラスチック製容器包装の資源化施設を整備し、分別を開始したこと、溶融炉の稼働によりスラグを資源化するようになったこと、たい肥化施設（緑のリサイクルセンター）の稼働により、これまで民間委託により資源化されていたものを、市で資源化するようになったことなど、施設での処理内容が大きく変遷している。

今後、施設の効率的な稼働を目指すとともに、処理に費用の掛かる焼却灰のセメント化等については費用対効果を見ながら資源化を推進していき、また、市民には資源化に対する普及啓発を行っていくことが求められる。

イ 収集及び運搬

現状の分別数は、7 分別 10 種類となっている。前回計画策定時の 6 分別 8 種類から、平成 19 年 4 月に、プラスチック製容器包装が資源の種類に加わり、平成 23 年 4 月から危険ごみが分別区分に加わっている。

分別数の増加に伴い、市民や収集・運搬業者への負担が大きくなるため、市民の理解と協力を深めるとともに、収集・運搬体制の見直しを検討していく必要がある。

さらに、市町村合併に伴い市域が拡大し、処理施設までの運搬距離が長くなっている、中継基地の設置など効率的な運搬システムを検討していく必要がある。

ウ 中間処理

焼却処理施設として、平成 19 年 4 月から渡刈清掃工場（昭和 62 年 3 月竣工 220 t / 日）に代わり、渡刈クリーンセンター（405t/日）を新たに整備し、藤岡プラント（平成 6 年 10 月竣工 90t/日）の 2 体制で処理を行っている。

渡刈クリーンセンターの整備により、従来埋立処分されていた焼却残さ

(藤岡プラントの焼却残さも含む。) をスラグ化し有効利用するとともに、破碎残さ及び硬質プラスチックについて焼却処理し、発電等による効率的な熱エネルギーの回収を行っている。

また、プラスチック製容器包装資源化施設及びたい肥化施設の整備により、資源化の拡大を行っているが、容器包装資源化施設ではさらなる分別による処理量の確保、たい肥化施設では安定的な処理量の確保による資源化の推進を行っていく必要がある。

今後とも、これらの施設により資源化できるものを適切に資源化し、最終処分量の減量につなげていく必要がある。

エ 最終処分

平成 18 年度から勘八不燃物処分場に代わって埋立を開始したグリーン・クリーンふじの丘については、適正な維持管理を行うとともに、延命化を図るために、ごみの発生抑制対策や中間処理段階による適正な資源化を推進していく必要がある。

4 組織及び予算概要

(1) 組織

ア 人員及び配置

表 4-1 人員及び配置

平成24. 4. 1現在 単位:人

部	部長	調整監	専門監	課	課長	担当	主幹	副主幹	係長	主査	主事	技師	書記	技手	運転手	特殊運転手	環境員	操作手	特別任用	再任用		
環境部	1	1	環境政策課	12	1	政策担当		1	1	3	1											
						環境学習担当		1	1	2			1									
						課付																
			環境保全課	13	1	企業指導担当		1	1	2		2										
						環境調査・リスク担当		1	1	2		1										
						課付		1														
			廃棄物対策課	13	1	計画・啓発担当		1	1	1												
						施設担当		1	1	1	1											
						監視・指導担当			1	2										1		
						課付					1											
			ごみ減量推進課	9	(1)	総務計画担当		1	1	1	1	1										
						ごみ減量担当			1	2			1									
			清掃業務課	127	(1)	ごみ収集担当		1	1	1						78	27			16		
						環境美化担当		1			1	1										
			清掃施設課	33	1	施設整備担当		1		1	3							10	4			
						運転管理担当			1	1								1				
						藤岡プラント													1			
						緑のリサイクルセンター													1			
						グリーン・クリーンふじの丘		1	1							5			2			
計	1	1	3	逢妻衛生処理組合派遣	2				1										1			
					209	4	(2)		3	10	13	22	5	4	2	0	78	5	27	10	4	22

(注) (1) 専門監の人数の()は清掃施設課との兼務である。

(2) 課長の人数の()は専門監との兼務である。

(3) 課の人数は()の兼務職にある課長を除く。

イ 車両の保有状況

車両の保有状況は、表 4-2 のとおりである。

表 4-2 車両の保有状況

平成24. 4. 1現在

区分	車種	収集物の種類			台数
		可・不燃	資源・粗大	動物	
清掃事業所 (資源・ごみ収集用)	中型プレスパッカー	56	2		58
	小型プレスパッカー	7			7
	中型ダンプ		5		5
	小型ダンプ		4		4
	軽トラック		3	1	4
	パトロール車		2		2
	計	63	16	1	80
藤岡支所 (資源・ごみ収集用)	中型プレスパッカー	3			3
	小型プレスパッcker	1			1
	小型ダンプ		3		3
	軽トラック		1		1
	パトロール車		2		2
足助支所 (資源・ごみ収集用)	中型プレスパッcker	2			2
	小型プレスパッcker	1			1
	小型ダンプ		1		1
	パトロール車		2		2
下山支所 (資源・ごみ収集用)	中型プレスパッcker	2			2
	小型ダンプ		1		1
	軽トラック		1		1
支所分合計	計	9	11		20
清掃事業所 (し尿収集用)	バキューム				3
	計				3
清掃事業所	ライトバン				3
	乗用車(連絡用)				4
	計				7
渡刈クリーンセンター	ダンプ(灰運搬)				2
	小型ダンプ				1
	乗用車(連絡用)				1
	小型トラック(ミニローリー)				1
	計				5
藤岡プラント	乗用車(連絡用)				1
	計				1
グリーンクリーンふじの丘	大型ダンプ				2
	小型ダンプ				2
	小型トラック				1
	乗用車(連絡用)				2
	小型電気自動車				1
	計				8
	計				8
緑のリサイクルセンター	ライトバン				1
	計				1
合計					125

(2) 予算決算概要

表 4-3 主な歳出

(単位:千円)

	平成 24 年度決算額	平成 25 年度当初予算
清掃総務費	1,681,735	1,656,072
塵芥処理費	1,482,881	1,685,291
清掃工場費	2,581,654	2,563,676

表 4-4 主な歳入

(単位:千円)

	平成 24 年度決算額	平成 25 年度当初予算
清掃使用料	627	618
清掃手数料	379,793	375,470
清掃費補助金	2,259	—
物品売払収入	10,893	4,600
生産物売払収入	6,653	6,177
衛生費受託事業収入	1,858	8,500
ごみ袋売払収入	30,566	41,700
雑入	473,588	443,135

表 4-5 歳入のうち雑入の内訳

(単位:千円)

	平成 24 年度決算額	平成 25 年度当初予算
清掃職員駐車場管理費収入	411	420
空き缶売払収入	38,176	32,850
資源ごみ売払収入・金属売払収入	8,542	8,778
古紙等売払収入	51,343	42,400
植物性廃食油売払収入	47	49
ペットボトル売払収入	48,481	48,000
粗大ごみ売払収入	421	252
ごみ減量推進課諸収入	519	166
広告料収入	157	220
壳電収入	325,485	310,000

第3 外部監査の結果

1 一般廃棄物処理の計画関連

一般廃棄物処理基本計画等の記載について

ア 概要

一般廃棄物処理基本計画は、市の一般廃棄物処理に関する最上位計画で、計画期間は10年間である。市は、前回計画策定時から5年を経過した平成25年3月に計画を見直し、計画の最終事業年度である平成29年度の達成目標を改定している。

また、この一般廃棄物処理基本計画を受けて、毎年度、実施計画を作成するとともに、年度終了後においては、毎年度の実績報告である豊田市の清掃事業を作成している。

イ 手続

一般廃棄物処理基本計画の内容を検討し、平成24年度の実施計画及び実績報告である「豊田市の清掃事業（平成24年度実績）」との整合性を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

(ア) 目標数値の年度別の明示について（意見）

一般廃棄物処理基本計画の「第5章ごみ処理基本計画第1節排出抑制・資源化計画」において、目標年度である平成29年度のごみ排出量（焼却対象燃やすごみ）の削減目標、資源化率の目標、最終処分量の削減目標及び1人1日当たりのごみの排出量の数値目標を記載している。また、平成25年度から平成29年度までの各年度別の数字目標は、一般廃棄物処理基本計画の最後に添付されている資料編の中の「ごみ処理予測結果の総括」に記載されている。

一般廃棄物処理基本計画は、今後の 5 年間の中期計画の位置付けにあり、それに基づき年度ごとの実施計画がある。実施計画には、各年度の目標数値が記載されている。

一般廃棄物処理基本計画と年度の実施計画との整合性をより明瞭にするため、年度ごとの目標数値をとりまとめて記載されることを検討されたい。

(イ) 課題の抽出とその対応策の記載について（意見）

一般廃棄物処理基本計画においては、「第 2 章第 8 節課題の抽出」が記載され、「第 5 章第 6 節計画実施スケジュール」において、その具体的な対策と実施スケジュール、後期（平成 25 年度から 29 年度）の重点対策、新規の対策等について詳細な説明がなされている。

市民にとって、課題に対応する対策を一覧できる点において、市の記載は丁寧なものであり分かりやすいものと認められるが、「第 2 章第 8 節課題の抽出」の記載のところに追加して、「課題に対する対策については第 5 章第 6 節を参照する旨」を記載するか、あるいは、第 5 章第 6 節の後期（平成 25 年度から 29 年度）の重点対策を課題の後に記載するか等、課題と対策の対応が対比して見てとれるような記載の工夫を検討されたい。

(ウ) 改訂計画の目標数値の達成について（意見）

前期（平成 20 年度から平成 24 年度）を経過し、ごみ排出量（焼却対象燃やごみ）の削減目標、資源化率の目標、最終処分量の削減目標と各実績数値を比較すると、いずれも実績値は中間目標数値を達成できていない。これを受けて、市は、目標数値を再検討し、改訂計画では目標数値を過去の実績に見合ったものに改定している。

改訂計画の最終年度である平成 29 年度において、改訂計画で目標としたごみ排出量（焼却対象燃やごみ）の削減目標、資源化率の目標、最終処分量の削減目標、さらに、後期（平成 25 年度から平成 29 年度）から追加した 1 人 1 日当たりのごみの排出量の削減目標の各々の目標実現に向けて、平成 25 年度以後の各年度の実績と目標との比較、目標未達に対する原因分析を年度ごとにとりまとめ、自己評価を行い、最終事業年度の目標を達成されたい。

2 ごみの収集及び運搬関連

(1) ごみの収集及び運搬に係る業務委託の活用について

ア 概要

(ア) ごみの収集及び運搬体制

ごみの収集及び運搬は、現在のところ、基本的に平成17年4月の市町村合併前と同様の体制（表2-1参照）で実施されている。

表2-1 地域別ごみ収集運搬体制

収集区分・ごみの種類		収集方法	旧豊田市内	旧藤岡町・ 旧小原村	旧足助町	旧下山村	旧旭町	旧稻武町
燃やすごみ(可燃ごみ)		分別ごみ ステーション (週2回)	①	②	②	②	③	③
プラスチック製容器包装		分別ごみ ステーション (週1回)	①	③	③	③	③	③
資源	ガラスびん	資源 ステーション (月1回)	⑤					
飲料缶				③	③	③	③	③
ペットボトル								
有害ごみ				③	③	③	③	③
危険ごみ				③	③	③	③	③
リサイクル ステーション	基本的に常設	プラ・ペット・飲料缶 平日のみ直営					⑥	
リサイクルの家							該当なし	
金属ごみ		分別ごみ ステーション (週1回)	①	②	②	②	③	③
埋めるごみ(不燃ごみ)		分別ごみ ステーション (月1回)	①	②	②	②	③	③
せん定枝、刈草、食品残さ等	自己搬入	—	—	—	—	—	—	—
粗大ごみ	戸別 (申込み制)	①	②	②	②	④	④	④

①:直営(清掃業務課) 拠点は渡刈清掃事業所である。

②:直営(特別任用職員) 拠点は旧藤岡町・旧小原村、旧足助町は専用に賃借し、旧下山村は支所内に設けている。

③:合併地区一般廃棄物収集運搬業務委託 189 百万円/年

④:粗大ごみ収集運搬業務委託 2 百万円/年

⑤:容器配布業務委託 22 百万円/年 回収運搬業務委託 170 百万円/年

⑥:収集運搬業務委託 34 百万円/年

※業務委託金額は平成 24 年度実績である。

(イ) 清掃業務課の概要

市の特徴として、平成 17 年 4 月の合併前の豊田市（旧豊田市内）と合併地区（旭町、足助町、稲武町、小原村、下山村及び藤岡町）の間で、人口密度に大きな違いがある。このため、旧豊田市内に清掃業務課の大部分の人員及び予算が配分されている。

表 2-2 地区別人口及び世帯数(平成 24 年 4 月 1 日現在)

	旧豊田市内	合併地区	合計
人口	379,087 人	43,743 人	422,830 人
世帯数	152,287 世帯	14,683 世帯	166,970 世帯
面積	29,011ha	62,836ha	91,847ha

表 2-3 清掃業務課の概要(平成 24 年度)

所属人員 清 掃 事 業 所	行政職 技能労務職 再任用職員 特別任用職員	7 名	
		運転手 環境員	
		22 名	
		20 名	
	事務職 環境員 不法投棄	1 名(5H)	
		5 名	
		5 名	
	事務職 環境員 不法投棄	—	
		33 名	
		10 名	
所属車両		73 台(9 台)	
ダンプ車		14 台(5 台)	
その他		12 台(6 台)	
支出額		1,015,224 千円	
物件費		376,415 千円	

注 1 所属車両の()内は合併地区分の車両台数である。

注 2 人件費は、事務職、運転手、環境員、不法投棄パトロール員及び特別任用職員の全職員の報酬、保険料、費用弁償、手当等である。

注 3 物件費は、ごみ収集事業費の事務費、車両管理費、車両購入費、資源・不燃ごみの処理費等である。

注 4 人件費及び物件費には、ごみ収集、資源回収及び粗大ごみ収集の委託分は除く。

- 注 5 再任用職員とは、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項の規定に基づき、退職後に再任用された者である。特別任用職員とは、地方公務員法第 17 条第 1 項の規定により任用する者のうち、非常勤であって期限を定めて任用するものである。(豊田市特別任用職員の任用等に関する規則第 2 条第 1 項)
- 注 6 清掃事業所における特別任用職員の事務職の()は、1 日当たりの勤務時間である。

イ 手続

必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、ごみの収集及び運搬に係る事務手続の妥当性を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

ごみの収集及び運搬に係る業務委託の検討について（意見）

旧豊田市内のごみ収集運搬業務は直営にて実施されているが、清掃業務課の体制及び費用の面で問題点が生じている。

a 清掃業務課の人員構成について

清掃業務課に配置されている職員の数に近年変化はないが、職員構成については高年齢化が進んでいる。

表 2-4 清掃業務課の人員構成(技能労務職員に限る、単位:人)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
61 歳以上(再任用)	10	13	16	16
51-60 歳	45	51	47	55
41-50 歳	63	54	56	48
31-40 歳	6	3	2	2
特別任用職員	4	4	8	5
計	128	125	129	126
最低年齢(歳)	37	38	38	39
合併地区				
66 歳以上	14	19	22	18
61-65 歳	19	13	9	13
60 歳以下	2	2	2	2
計	35	34	33	33

このような高年齢化の背景には、技能労務職の採用を 35 歳以上に限定する市の基本方針がある。このような状況は、組織の維持発展にとって問題である。

直営を続ける方針を採るのであれば、収集運搬業務に従事する職員を 35 歳以上の者に限定する方針についても、再検討が必要である。一方で、一旦職員を採用すれば、その処遇上、柔軟に業務委託を検討することは困難になる。

したがって、ごみの収集及び運搬の体制に関する方針を早期に決定し、それに沿うような組織運営を図ることが重要である。

b 直営で実施する場合の費用について

ごみの収集及び運搬業務を直営で実施する場合は、業務委託よりも人件費が嵩むのが実情である。本俸及び賞与の水準や特殊勤務手当を考慮すると、収集車 1 台に従事する運転担当及び収集担当各 1 名の合計で、月額 8 万円程度の差があると考えられる。現状、清掃業務課が運用する収集車の台数を 64 台として単純計算した場合、年間 6 千万円程度の差が生ずるものと考えられる。

c 収集運搬体制に関する基本方針の策定について

豊田市においても、旧旭町及び旧稻武町では、収集運搬の業務委託が行われている。これらの地域と旧豊田市内では、ごみの発生量が大きく異なり、収集運搬の業務量にも大きな差があることは確かだが、業務委託を全地域で実施することで効率性が高まる可能性もある。また、現状実施している業務委託の状況は、全地域での業務委託の実施の可否について検討する要素となりうる。

平成 25 年 3 月に策定された市の一般廃棄物処理基本計画では、収集運搬の業務委託は検討対象になっていないが、今後可能な限り早期に、ごみの収集運搬体制について、直営を継続するか、業務委託を実施すべきかについて、必要な検討を行い、基本方針を策定するべきである。

(2) 豊田地区リサイクル資源回収運搬業務等の委託業務について

ア 概要

収集運搬業務のうち、以下の業務については、協同組合 A と随意契約にて委託契約を締結している。

表 2-5 随意契約による委託業務

地区	委託業務名称及び平成 24 年度の委託料(消費税込)
旧豊田市内	1 豊田地区リサイクル資源回収運搬業務委託 170,625,000 円
	2 豊田地区資源回収容器配布業務委託 22,575,000 円
	3 リサイクルステーション資源収集運搬業務委託 34,650,000 円
合併地区	1 合併地区一般廃棄物収集運搬業務委託 189,000,000 円
	2 合併地区粗大ごみ収集運搬業務委託 2,331,000 円 (単価契約)

これらの業務委託について、随意契約が採用されているのは、し尿収集業者及び浄化槽清掃業者を支援するためである。し尿収集及び浄化槽清掃の業務量は、下水道の整備に伴い減少することから、し尿及び浄化槽汚泥の収集業務の継続的な運営を可能にする目的で、し尿収集業者及び浄化槽清掃業者に代替となる業務を提供している。

具体的には、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関

する特別措置法（以下「合特法」という。）に基づく豊田市長の決定（下水道整備に伴うし尿業者等の業務支援計画見直し方針及び合特法に準ずる合理化事業計画について 平成 23 年 1 月 28 日）が、当該随意契約の根拠である。

なお、当該決定の内容は以下のとおりである。

①支援対象者：旧豊田市内 ⇒ し尿業者 4 社及び浄化槽清掃許可業者 5 社

合併地区 ⇒ し尿業者 3 社及び浄化槽清掃許可業者 3 社

②支援期間：平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間

③支援内容及び台数：し尿及び浄化槽清掃業務の減少を、収集車の台数ベースで算定し、減少台数に見合う業務を委託する。

この方針により、下記のように 5 業務の委託が行われている。

表 2-6 支援業務の内容

地区	支援対象	支援台数	算定基準年	期間	支援業務内容
旧豊田市内	し尿	9	平成 9 年	平成 23 年度 ～32 年度 (33 年度以降見直し)	1 豊田地区リサイクル資源回収運搬業務委託 2 豊田地区資源回収容器配布業務委託 3 リサイクルステーション資源収集運搬業務委託
	浄化槽	7	—	収集車 1 台相当分の減少が生じた年度～平成 32 年度	平成 24 年度では開始していない。
合併町村	し尿	4	—	平成 23 年度 ～32 年度 (33 年度以降見直し)	1 合併地区一般廃棄物収集運搬業務委託 2 粗大ごみ収集運搬業務委託（単価契約）
	浄化槽	3	—	収集車 1 台相当分の減少が生じた年度～平成 32 年度	平成 24 年度では開始していない。

イ 手続

これらの業務委託に係る仕様書、積算書、契約書等関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

（ア）代替業務提供の段階的な見直しについて（意見）

旧豊田市内に関しては、この業務支援は前回の業務支援計画（平成13年度から平成22年度まで）に基づき、代替業務として提供されてきたものである。基本的には、その支援内容が平成23年度以後、そのまま継続されているのが現状である。

下水道が100%普及することは事実上考えにくいくことから、このままでは、随意契約による代替業務の提供を続けることになる。このような特例措置が継続することは、事務手続の透明性の観点からも問題がある。当該5業務については、代替業務とせず、競争入札を導入することを検討し、し尿及び浄化槽清掃業務については、業者の資格を市でチェックした後、業務量に応じて補助金を交付する等の方法を検討することが望ましい。

（イ）随意契約の予定価格算定について（意見）

上記の5契約のうち、合併地区粗大ごみ収集運搬業務委託を除く4契約については、下記の方法により予定価格を算定している。

- ①それぞれの業務に必要な収集車の台数を算定する。
- ②収集車1台1月当たりの費用を算定する。これを12倍して1台1年当たりの費用を算定する。
- ③必要な収集車の台数に1台1年当たりの費用を乗じて委託金額を算定する。

ここで、収集車 1 台 1 月当たりの費用算定は以下のように行われている。

表 2-7 収集車 1 台 1 月当たりの費用算定

項目	金額(月額)	備考等
人件費	1,163,250 円	運転手 1 名、収集員 1 名
車両関係費	307,568 円	
予備費	1,505 円	
諸経費(※)	161,955 円	(人件費+車両関係費+予備費) × 11%
消費税	81,713 円	
合計	1,715,991 円	

※諸経費の内容は、事務給料、通信費、光熱水費、租税公課費、旅費、交通費、事務消耗品費、事業主利益、建物費用等とされている。

予定価格の算定に際して、市は、人件費の単価として国土交通省の公共工事設計労務単価を用いている。しかしながら、人件費のうち賞与の算定方法に合理的でない部分がある。

運転手の月額給与見積りを例とすると、現状の算定方法は、以下のとおりとなる。

表 2-8 運転手の月額給与見積り

項目	金額(月額)	備考等
本俸	367,650 円	平成 22 年公共工事設計労務単価 運転手(特殊) 17,100 円/日 × 21.5 日
扶養手当	24,500 円	
賞与	147,056 円	(本俸+扶養手当) × 4.5 ヶ月 ÷ 12 ヶ月
通勤手当	7,981 円	
住居手当	6,892 円	
合計	554,079 円	

国土交通省資料によれば、賞与は労務単価に含まれているが、市では予定価格の算定上、比較対象とした職員給料の積算方法と同じ算式を使用しているため、結果として、賞与部分が二重に計上されている。収集員も含め、見積りの上で二重に計上されている額を算定すると、以下のとおりである。

表 2-9 二重計上分の算定

項目	金額(月額)	備考等
運転手賞与	147,056 円	
収集員賞与	117,768 円	
小計	264,824 円	
諸経費	29,130 円	264,824 円/月 × 11%
合計	293,954 円	
消費税	14,697 円	
合計(税込)	308,651 円	

国土交通省の公共工事設計労務単価を基礎数値として使用する方針であれば、賞与を改めて加算するのは合理的ではない。

直ちに予定価格が過大であるとはいえないが、この契約は随意契約であり、契約額の決定において競争の要素がないことを考慮すれば、予定価格の算定方法をより合理的なものにすることが望ましい。

(3) 指定ごみ袋制度の運用について

ア 概要

(ア) 指定ごみ袋制度の概要

豊田市では、指定ごみ袋制度を採用している（豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 13 条第 2 項第 2 号）。指定ごみ袋は、燃やすごみ用、金属ごみ用、埋めるごみ用及びプラスチック用の別に設定されており、指定ごみ袋の製造販売者は、ごみ袋の品質に対する所定の検査を経て、市の認定を得る必要がある（豊田市指定ごみ袋の認定に関する要綱）。平成 24 年度時点で、4 業者が市の認定を受けている。

指定ごみ袋は市販されているほか、図 2-1 に示すような自治区経由での斡旋販売が行われている。平成 24 年度においては、使用された指定ごみ袋のうち、市販によるものが 70% 程度、自治区斡旋販売によるものが 30% 程度である。このほか、市役所及び支所での直接販売も行われているが、少数である。

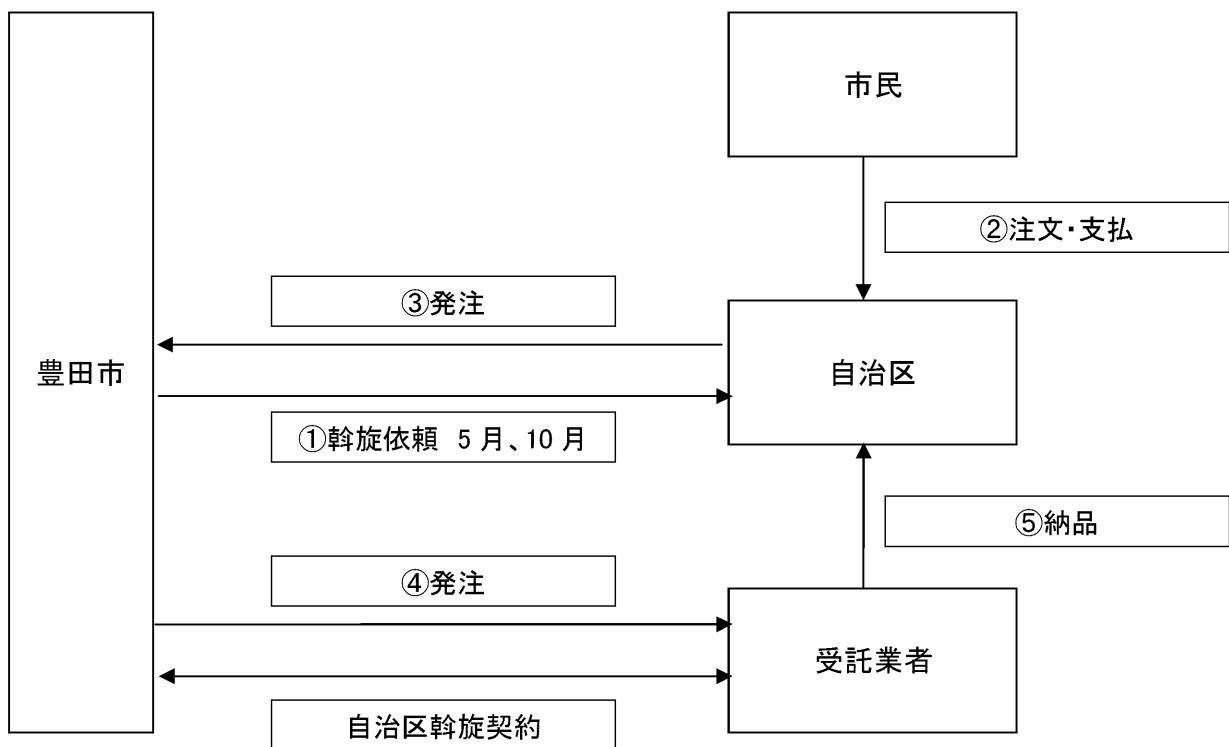


図 2-1 自治区斡旋販売の手續

毎年 5 月及び 10 月に、市役所は各自治区に対して斡旋依頼を行う。自治区は市民の希望枚数を取りまとめ市に発注する。市は受託業者に発注し、受託業者は各自治区に直接納入する。

(イ) 指定ごみ袋制度に係る市の収支

平成 24 年度における、指定ごみ袋制度に係る市の収支は、以下のとおりである。

表 2-10 指定ごみ袋制度に係る市の収支

	名称	金額
収入	ごみ袋売払収入	30,566,100 円
支出	自治区斡旋ごみ袋費用	24,601,533 円
	地域振興事務交付金のうち、 ごみ袋配布事務費相当額	8,047,520 円
収支合計		△2,082,953 円

収支合計がマイナスとなっているのは、斡旋単価が150円/パックであるのに対し、市のごみ袋の購入単価が、各自治区への納入費用も含め約120円/パック、自治区に交付されるごみ袋配布事務費相当額が40円/パックであることが理由である。

イ 手続

指定ごみ袋制度に係る要綱、諸契約書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

自治区斡旋販売制度の運営について（意見）

自治区に交付されるごみ袋配布事務費相当額を考慮すると、現状では、斡旋販売数が増加するほど市の財政負担が大きくなる。一方で、この交付金の目的は、自治区におけるごみステーション管理等のごみ関係費用に充当することであり、ごみ袋の斡旋配布数に基づいて、交付金額を算定することには合理性を見出しつく。したがって、自治区斡旋販売の位置付けを明確化する必要がある。

当該斡旋の趣旨は、小売店以外からの入手方法を確保することで、市民の利便性を高めることであると考えられる。しかしながら、現状は、指定ごみ袋のおよそ7割程度は小売店経由で流通している。そのことを考慮し、高齢者や遠隔地の在住者等、小売店での購入が難しい市民への行政サービスとして位置付け、斡旋の対象を絞り、斡旋販売数を減少させることが合理的であると考えられる。

(4) 環境保全手当の支給状況について

ア 概要

市では、ごみ収集等の業務に従事する職員に対し、特殊勤務手当（環境保全手当）を支給している。支給対象となる業務及び支給額は、豊田市職員特殊勤務手当規則（以下「特勤手当規則」という。）において、以下のとおり規定されている。

環境保全手当

(1) ごみ収集における現業業務

ア 清掃業務課の運転手

(ア) 清掃車両の運転を伴う場合 日 2,500 円

(イ) 清掃車両の運転を伴わない場合 日 1,000 円

イ 清掃業務課の環境員 日 1,000 円

ウ 上記以外の者 日 750 円

※特勤手当規則別表からごみ収集運搬業務に係る部分を抜粋

また、日額で支給する手當に係る特殊勤務に従事した場合で、その勤務時間が暦日において4時間15分を超えないときは、当該勤務に係る特殊勤務手当の額は、日額の2分の1相当額とされている。

表 2-11 環境保全手当の支給状況(平成 24 年度)

職種		手当対象延日数	手当金額
運転手	運転を伴う場合	16,538 日	41,345,000 円
	運転を伴わない場合	998.5 日	998,500 円
環境員		6,239 日	6,239,000 円
合計			48,582,500 円

イ 手続

勤務記録を閲覧するほか、必要と考えられる監査手続（突合、質問等）を実施することにより、環境保全手当の支給に関する事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見又は指摘を述べることとする。

(ア) 運転手の環境保全手当の金額について（意見）

近隣市における同様の手当を調査したところ、支給額は、日額 1,000 円未満程度であった。豊田市の運転者に対する支給水準は相当高いといえ、金額設定に十分な合理性があるかを検討する必要がある。

表 2-12 近隣市の特殊勤務手当金額

自治体名称	手当名称	金額
安城市	不快手当	日額 700 円
大府市	不快手当	行旅死亡人、病人の収容業務 のみに支給
刈谷市	不快手当	日額 350 円
蒲郡市	衛生手当	日額 900 円
豊明市	不快手当	日額 800 円
豊橋市	清掃手当	日額 900 円
碧南市	衛生現業手当	日額 500 円

また、運転者とそれ以外との間に 2.5 倍の差を設けているのは、収集が 2 名乗車体制であり運転者が収集業務にも従事することから、3 名乗車体制よりも、運転者の負荷が大きいことを考慮したためとされている。しかし、業務分担上それほど大きな差があるとは考えられず、2.5 倍の差を設けることには十分な合理性を見出しにくい。なお、近隣市では、運転する職員と収集する職員との間に差を設けているケースは見られなかった。

(イ) 運転手が地図作成等を実施する場合の取扱いについて（指摘）

現状の実務では、運転手が主として収集用地図、配車表作成等の業務を行う場合においても、日額 2,500 円が支給されている。

しかしながら、1 日の運転業務が 4 時間 15 分以下である場合又は運転業務を実施しなかった場合は、特勤手当規則の定めに基づき、以下

の取扱いをする必要がある。

①運転業務が4時間15分以下の場合は、日額1,750円を支給する。

$$(2,500\text{円} \div 2 + 1,000\text{円} \div 2)$$

②運転業務を実施しなかった場合は、日額1,000円を支給する。

現状では、収集用地図、配車表作成等の業務を主として実施する場合は、その勤務日における運転業務の実施時間を詳細に把握していないため、特勤手当規則の定めに準拠した取扱いが行われていない。

そのため、運転業務の実施時間を把握できるように、その管理方法を改める必要がある。

また特殊勤務手当は、基本的に運転収集作業に従事した場合に支給されるものであると考えられる。収集用地図、配車表作成等は一般的の業務とは内容が異なるものの、特殊勤務手当の支給対象とするか否かについての十分な検討が必要である。特勤手当規則に定める「ごみ収集における現業業務」の内容を再検討し、明確な定義付けを行う必要がある。

(ウ) 運転手及び環境員以外の職員の環境保全手当の金額について（意見）

現行の規定では、運転手及び環境員とそれ以外の職員では、環境保全手当の金額に差が設けられている。

市によれば、運転手及び環境員以外の職員が収集業務に従事するのは、あくまで緊急的な措置であり、補助的な業務の実施を想定しているため、運転手及び環境員の金額よりもやや低く設定されているとのことである。

しかし、基本的な勤務条件が同一であることを考えれば、金額に差を設けることは合理的とはいえず、同一の金額とすることが望ましい。

（5）粗大ごみ収集運搬業務について

ア 概要

現在、市における粗大ごみの収集方法は、以下の2つのパターンがある。

- ① 市民からの電話申込みにより自宅前にて市職員（旭及び稻武地区

は受託業者）が回収する。

- ② 市民が直接各処分場へ自己搬入する。

電話申込みによる粗大ごみの収集運搬業務は以下の手続で実施される。

- i 市職員又は受付業務受託者が指示書を作成し、それを収集員に手渡し、収集員が収集日の前日までに収集ルートなどを決める。
- ii 収集日当日は、指示書に従い粗大ごみを戸別回収し、燃やすごみは、渡刈クリーンセンター又は藤岡プラントに、金属ごみ及び埋めごみは、グリーン・クリーンふじの丘に運搬する。
- iii 収集員は、指示書に電話受付した粗大ごみが実際に収集できたか否かを記載し、市職員又は受付業務受託者に提出する。

市が平成17年4月に旭、足助、稲武、小原、下山及び藤岡の6町村と合併した関係で、それぞれの地区で運用が異なる部分がある。以下に粗大ごみの受付及び収集運搬業務に関する相違点をまとめた。

表 2-13 粗大ごみの受付及び収集運搬業務の各地区での運用方法の相違

	旧豊田市	旭・稲武地区	足助・小原・下山・藤岡地区
粗大ごみ受付業務	清掃事業所2階にて、T社に委託（F社の廃棄物情報管理システム「CLENALIFE」使用）	各支所で市職員が実施（手作業）	
収集運搬業務	直営	豊田環境事業協同組合と随意契約	市特別任用職員
勤務できる年齢	60歳で退職後、65歳まで再任用	仕様書に年齢制限なし	69歳まで
粗大ごみ収集車を運転できる年齢	60歳まで	仕様書に年齢制限なし	69歳まで

市町村合併してから平成24年度で8年目を迎えるが、受付業務や収集業務に関して統合できていない状況であることが分かる。その理由と今後の統合予定は次のとおりである。

まず、粗大ごみの受付業務であるが、旧豊田市以外の合併地区については粗大ごみの収集件数自体が少ない上、受付システムに当該地区的地図情報等を取り込むには多額の費用が掛かるとのことである。このため、合併地区についても受付システムを導入し、市全体で受付業務を一体運

用することについては、現在、その費用対効果を検討調査している段階である。

次に、収集運搬業務であるが、旧豊田市については、現在、直営で運用されている。災害が起こった時の機動的な対応などの観点から、収集運搬業務の直営部分は必要というのが市の考えであり、委託化については、現在考えていないとのことである。

旭及び稻武地区については、現在、随意契約による委託契約で運用されているが、合特法による業務支援を行うため、同法の趣旨に準じた支援計画に基づき、代替業務として業務委託している。このため、今後も現在の計画どおり随意契約による委託契約により運用する予定のことである。

足助、小原、下山及び藤岡地区（以下「足助等地区」という。）については、市の特別任用職員により運用されているが、業務の専門性から経験者を優先しており、民間へ委託する場合よりも安価であると考えているとのことである。

イ 手続

委託契約書等の関連書類を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

（ア）旭及び稻武地区の収集運搬に関する委託料について（意見）

前述のとおり旭及び稻武地区の粗大ごみの収集運搬事業については、現在、委託契約で運用されているが、合特法の関係で随意契約となっている。このため、その委託料が割高となっていないか検証した。

市は平成17年4月に旭、足助、稻武、小原、下山及び藤岡の6町村と合併しているが、各地区で人口密度や世帯密度に大きく差があるため、収集員の人数や収集車両の稼働台数に大きな差が生じている。こ

のため、委託料の契約金額の妥当性を検討するに当たり、各地区の置かれている粗大ごみの収集環境を整理した。

表 2-14 各地区的収集運搬環境とコストの比較表

地区名			平成22年度	平成23年度	平成24年度
旧豊田市	基礎データ	A 面積(km ²)	290.11	290.11	290.11
		B 人口(4月1日時点)	378,410	422,506	379,087
		C 世帯数(4月1日時点)	150,404	165,565	152,287
		D 1日当たりの粗大ごみ収集員数	6	6	6
		E (D/2)1日当たり稼働車両台数	3	3	3
		F 年間収集実績(点数)	48,150	46,697	50,271
		G 年間収集手数料実績(円)	20,407,200	19,052,400	21,018,300
		H 年間稼働車両台数	738	738	738
		I 年間収集運搬費用(人件費のみ)(円)	42,862,111	44,717,015	51,091,668
	分析データ	J (C/A)世帯密度(世帯数/km ²)	518.44	570.70	524.93
		K (F/C)一世帯当たり粗大ごみ点数	0.32	0.28	0.33
		L (F/B)人口当たり粗大ごみ点数	0.13	0.11	0.13
		M (F/H)1台当たり収集点数/1回	65	63	68
		N (I/F)1点当たり人件費(円)	890	958	1,016
		O (I/H)1台当たり人件費(円)	58,079	60,592	69,230
旭・稻武地区	基礎データ	A 面積(km ²)	180.79	180.79	180.79
		B 人口(4月1日時点)	6,022	5,915	5,794
		C 世帯数(4月1日時点)	2,135	2,144	2,123
		D 1日当たりの粗大ごみ収集員数	2	2	2又は4
		E (D/2)1日当たり稼働車両台数	1	1	1.5
		F 年間収集実績(点数)	794	832	723
		G 年間収集手数料実績(円)	207,000	231,600	263,400
		H 年間稼働車両台数	48	48	36
		I 年間収集運搬費用(人件費のみ)(円)	1,832,528	1,630,416	1,508,157
	分析データ	J (C/A)世帯密度(世帯数/km ²)	11.81	11.86	11.74
		K (F/C)一世帯当たり粗大ごみ点数	0.37	0.39	0.34
		L (F/B)人口当たり粗大ごみ点数	0.13	0.14	0.12
		M (F/H)1台当たり収集点数/1回	17	17	20
		N (I/F)1点当たり人件費(円)	2,308	1,960	2,086
		O (I/H)1台当たり人件費(円)	38,178	33,967	41,893
足助・下山・藤岡・小原地区	基礎データ	A 面積(km ²)	447.57	447.57	447.57
		B 人口(4月1日時点)	38,528	38,231	37,949
		C 世帯数(4月1日時点)	12,338	12,463	12,560
		D 1日当たりの粗大ごみ収集員数	8	8	8
		E (D/2)1日当たり稼働車両台数	4	4	4
		F 年間収集実績(点数)	2,396	2,606	2,836
		G 年間収集手数料実績(円)	488,100	373,500	451,800
		H 年間稼働車両台数	132	132	132
		I 年間収集運搬費用(人件費のみ)(円)	2,309,120	2,309,120	2,309,120
	分析データ	J (C/A)世帯密度(世帯数/km ²)	27.57	27.85	28.06
		K (F/C)一世帯当たり粗大ごみ点数	0.19	0.21	0.23
		L (F/B)人口当たり粗大ごみ点数	0.06	0.07	0.07
		M (F/H)1台当たり収集点数/1回	18	20	21
		N (I/F)1点当たり人件費(円)	964	886	814
		O (I/H)1台当たり人件費(円)	17,493	17,493	17,493

まず、旭及び稻武地区における 1 台の粗大ごみ収集車が 1 回で収集する粗大ごみの点数については、足助等地区と同じ水準であり、1 回当

たり 20 点前後である（表 2-14 の M 行参照）。

しかし、旭及び稻武地区における 1 台の粗大ごみ収集車に掛かる人件費を足助等地区と比較すると、2 倍程度高い水準となっている（表 2-14 の O 行参照）。

また、粗大ごみ 1 点を回収するために掛かる人件費も他の地区と比較し 2 倍以上となっている（表 2-14 の N 行参照）。表 2-14 の J 行において世帯密度を算出しているが、旭及び稻武地区は足助等地区の半分以下しか世帯数がなく、住んでいる世帯数が少ないので排出する年間の粗大ごみの点数も足助等地区の 3 分の 1 以下となっていることが分かる（表 2-14 の F 行参照）。

このため、旭及び稻武地区で回収された粗大ごみ 1 点当たりの負担する固定費部分の人件費が高くなることは仕方のない面もあるが、1 点の粗大ごみを 2,000 円程度掛けて回収することの不合理性は拭えない。

この点、市も平成 24 年度から旭地区と稻武地区の収集曜日を同じとし、1 台の粗大ごみ収集車で両地域を収集できるように工夫することで、両地域の住民の便益を損ねることなく委託料の引下げを実現している（表 2-14 の I 行参照）。

しかしながら、依然として、当該地区の収集運搬コストは割高で経済合理性に疑問がある状態が続いているので、豊田市全体の収集地区単位の見直しも含め、今後も継続して委託料の引下げについて努力されたい。

（イ）高齢者ドライバーの運転の安全性確認について（意見）

表 2-13 の粗大ごみ収集車を運転できる年齢をみると、各地区で差が生じていることが分かる。

現在、粗大ごみ収集車の運転について旧豊田市のみが 60 歳までの年齢制限を設けている。年齢制限を設けている理由は、旧豊田市地区は市の中心部であり交通量が多い上に、1 台のごみ収集車が回収する粗大ごみの数も他の地区と比較し 3 倍以上と著しく多いため、高齢者ドライバーによる粗大ごみ収集車の運転が危険であると考えているからである。したがって、60 歳の定年退職時までしか粗大ごみ収集車の運転を認めず、再任用期間は運転ができないようにしている。

しかし、旧豊田市地区以外であっても、粗大ごみ収集車という特殊車両を運転し、戸別回収のため複雑な道も通る必要があるという状況

は変わらない。

このため、足助等地区並びに旭及び稻武地区で粗大ごみ収集車を運転している高齢者ドライバーの安全面について市に質問した。

足助等地区では、特別任用という雇用形態であり、出勤日数が少ないという関係上、低年齢のドライバーの確保が難しく、交通量も少ないため、高齢者でも運転可能と考えているとのことである。

また、旧豊田市地区において再任用されていた職員が、足助等地区の特別任用職員になった場合、5年間の運転ブランクがある上、5歳年齢を重ねており、交通事故のリスクがあがると一般的に考えられるが、このような場合であっても運転資格者としての特別な研修は行っていないとのことである（ただし、高齢者ドライバーに限らず、毎年2回程度の安全運転マニュアルによる研修会等は実施している）。

旭及び稻武地区では収集運搬業務を外部委託しているが、仕様書による年齢制限はなく、受託会社側で運転業務に関する適正性チェックや交通事故防止に対する研修会等を実施するように依頼している。また、粗大ごみ収集車の運転手の能力等のチェックを市が直接実施することはないが、一般廃棄物収集運搬業務に関する遵守事項により、事故防止対策の実施を受託会社にお願いしている。

以上のように、市は、足助等地区並びに旭及び稻武地区で粗大ごみ収集車を運転している61歳以上のドライバーの安全面について特別な配慮を行っているわけではない。

しかし、粗大ごみ収集車という特殊車両を運転し、戸別回収のため複雑な道を通る必要があるという状況を考慮すれば、同じ市内的一部地区では61歳以上の運転を禁止している以上、数年に一度、運転技能の確認を実施したり、ブランクのある運転手には訓練期間を設けたりするなどといった安全面での特別な配慮が必要である。

（6）粗大ごみ処理手数料納付券収納事務委託について

ア 概要

市民が粗大ごみを処分する方法には、戸別収集と、渡刈クリーンセンター等の処分場へ直接持ち込む方法がある。処分場へ直接持ち込む場合、他のごみと同様に重量に応じた処分手数料を現金で支払うことになる。

戸別収集は、市民が粗大ごみ受付センターへ電話連絡を行い、収集日を予約するとともに、粗大ごみの品目に応じて必要となる粗大ごみ処理

手数料納付券（以下「粗大ごみシール」という。）の金額を確認し、その金額分の粗大ごみシールを添付し、所定の場所に出しておくと、市職員等により回収される。

粗大ごみシールは、市の機関のほか、粗大ごみ処理手数料納付券取扱所（以下「取扱所」という。）で購入することができる。粗大ごみ処理手数料納付券収納事務委託は、市が小売店等に対して、粗大ごみの処理手数料を徴収したときに、粗大ごみシールを交付する業務を委託するものである。

受託者は3か月分ごとに、粗大ごみ処理手数料収納実績報告書を取りまとめ、市に報告する。また、受託者は「納入済通知書」により、取扱所において収納された処理手数料から、委託料（300円券1枚につき40円）を差し引いた金額を市指定金融機関等に納入する。

この粗大ごみ処理手数料納付券収納事務は、市民の購入の利便性を第一に考え、市内の全域に点在し、24時間営業しているコンビニエンスストア、大規模小売業者、個人商店等へ委託している。

平成24年度においては、委託業者は38業者となっており、委託料の金額は2,592千円となっている。

イ 手続

業務委託契約書、事務仕様書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

粗大ごみ処理手数料収納事務委託料の契約単価について（意見）

粗大ごみ処理手数料収納事務委託料は300円券1枚につき40円（販売代金に占める委託料の割合が13%）である。この委託料についてランダムに抽出した10の自治体と比較した結果、豊田市が一番高い水準であった。

表2-15 粗大ごみシールの販売代金に占める委託料の割合の比較表

都市名	豊田市	愛知県A市	愛知県B市	愛知県C市	D市	E市	F市	G市	H市	I市	J市
シールの種類	300円券	300円券	800円券	1,000円券	300円券	200円券 500円券 900円券	300円券 600円券	300円券	300円券	500円券	100円券 200円券 300円券 500円券
(粗大ごみを排出する人が負担する)手数料	300円 600円 900円 1,200円	300円 600円 900円	800円	1,000円	300円	200円 500円 900円 1,300円 1,800円	300円 600円 900円 1,200円	300円 600円 900円	300円 600円 900円 1,200円 1,800円 2,400円 3,600円	500円	100円 200円 300円 500円
(市がシール販売店に支払う)委託料	300円(1枚) にに対して40円	販売(交付) 額の10%	処理手数料の10 0分の10に相当 する額	1点1,000円 に対して105円	300円(1枚) に対して7% (円未満切 捨て)に消費 税相当額及び地 方消費税相当額 の5%を加え た額	手数料額の 10%、並びに消費 税相当額及び地 方消費税相当額を 消費税相当額を えた額(1円未 満切捨て)	300円(1枚) に並びに消費 税相当額及び地 方消費税相当額を えた額(1円未 満切捨て)	300円(1枚) に並びに消費 税相当額及び地 方消費税相当額を えた額(1円未 満切捨て)	300円(1枚) に並びに消費 税相当額及び地 方消費税相当額を えた額(1円未 満切捨て)	300円(1枚) に並びに消費 税相当額及び地 方消費税相当額を えた額(1円未 満切捨て)	300円(1枚) に並びに消費 税相当額及び地 方消費税相当額を えた額(1円未 満切捨て)
～手数料300円未満省略～	300	300			300	22		300	300	300	300
手数料300円	40	30					31	21	31		30
手数料500円						500				500	500
手数料500円	600	600				47		600	600		35
各手数料に対する 委託料(単位:円)	80	60					63	42	63		50
手数料800円			800								
手数料900円	900	900		80							
手数料1,000円	1,000				1,000		900	900	900		
～手数料1,000円超省略～					105						
委託料/販売代金	13%	10%		10.5%	7.35%	9.45%	10.5%	7%	10.5%	7%	10%

(注)委託契約の形態が複数あり、それぞれの契約により委託料が異なる場合、高い方の委託料で比較している。

粗大ごみ処理手数料収納事務委託料は、粗大ごみ収集が有料化された平成13年4月から見直しがなされておらず、また、他都市と豊田市において受託者が行う収納事務の業務負担量が同じであるにもかかわらず、例えば900円の手数料収入に対して豊田市が一番高い委託料を支払っていることの合理的な説明もなされていない。

委託業務開始時に定めた委託料をいつまでも踏襲するのではなく、定期的に他の自治体の動向を見ながら、委託料を改定する機会を設けることを検討されたい。

(7) 粗大ごみ処理手数料について

ア 概要

現在、市における粗大ごみの収集方法は、以下の2つのパターンがある。

- ① 市民からの電話申込みにより自宅前にて市職員（旭及び稻武地区は受託業者）が回収する（戸別収集）。
- ② 市民が直接各処分場へ自己搬入する。

①の戸別収集による粗大ごみの出し方は、以下のとおりである。

- i 各地区に割振りされた収集日の3日前（旭、足助、稻武、小原、下山及び藤岡地区は1週間前）までに各地区の受付センターに電話する。
- ii 住所、氏名、電話番号、収集希望日及び粗大ごみの品目と個数を伝える。
- iii 収集日、手数料、受付番号等を決める（手数料は品目別に300円、600円又は900円の3段階）。
- iv 粗大ごみシールを粗大ごみに貼り付ける。
- v 収集日当日の午前8時30分までに自宅前に出す（立会いは不要）。

なお、戸別収集における粗大ごみの定義は、以下のとおりである。

- ・家庭から排出されるごみで、豊田市指定ごみ袋に入らないもの
- ・重さがおおむね6kg以下のもので、2人で運ぶことができるもの
- ・最も長い部分の長さが4mまでのもの

②の自己搬入とは、長さ 2m 太さ 30cm までの家庭から排出されたごみについて、各自分別し、燃やすごみについては渡刈クリーンセンター又は藤岡プラントへ、金属ごみ及び埋めるごみについてはグリーン・クリーンふじの丘へ自己搬入する方法である。

市は、粗大ごみの手数料について、ごみ処理（ステーション回収し、そのごみを処分すること）自体は市の責務であり、原則として、税金で賄うが、粗大ごみの戸別収集や自己搬入により、ステーション回収で発生する費用に比べ追加で発生する費用については、原則として、施設を利用するための手数料として利用者から徴収するという考え方をとっている。

具体的には、粗大ごみの戸別収集において追加で発生する費用とは、各家庭に収集に行くための入件費や車両代等であり、自己搬入において追加で発生する費用とは、臨時の計量カードの発行、車両の誘導、ごみ投入の支援、安全確保等に要する入件費や設備利用料である。

ただし、設備利用に伴い追加的に発生する費用を全額利用者に負担させることは金額が大きくなり適切ではない。このため、大学教授等の専門家、業界団体、一般市民及び各種団体により構成される環境審議会が手数料として徴収する費用の範囲やその負担割合を市に答申している。

現在、戸別収集の利用者が負担する手数料について、環境審議会からは、粗大ごみの収集運搬により発生した費用の 3 分の 1 相当額とするという答申が出されており、実際に市が設定している手数料は、300 円（おむね 20kg まで）、600 円（おむね 20kg～40kg）、900 円（おむね 40kg～60kg）の 3 段階となっている。

また、自己搬入の利用者が負担する手数料について、環境審議会からは、個々のごみ処理施設で発生する入件費、物件費、減価償却費等の 3 分の 1 を利用者が負担するという答申が出されており（※）、実際に市が設定している手数料は、燃やすごみについては 10kg 当たり 60 円、金属ごみ及び埋めるごみについては 10kg 当たり 30 円となっている。

なお、ごみ処理手数料を含む市の公共料金は、原則 4 年ごとに見直しをすることが市の基本の方針である。

(※) ただし、自己搬入の金属ごみ及び埋めるごみについては、市のリサイク

ル推進によりごみ量 자체が減少していることから、処理施設であるグリーン・クリーンふじの丘の年間埋立量 1 t当たりの経費が埋立量の減少とともに割高となってしまう。このため、環境審議会はグリーン・クリーンふじの丘の経費に基づき自己搬入の金属ごみ及び埋めるごみの手数料を算出することはふさわしくないとして、焼却費用（燃やすごみの手数料）と同等とする答申を出している。

イ 手続

粗大ごみ処理原価計算書、環境審議会提出資料等の関連書類を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

（ア）環境審議会の答申に基づく粗大ごみ手数料算出方法と現在徴収されている手数料の乖離について（意見）

平成 23 年度に市の公共料金の見直しが行われているが、戸別収集の手数料については平成 13 年 4 月以後、自己搬入の手数料については平成 5 年 4 月以後改定がなされていない。このため、現在の粗大ごみ処理手数料が、平成 22 年度に行われた環境審議会の答申に基づいて適切に設定されているかを検証した（表 2-16 参照）。

まず、戸別収集であるが、実際の手数料徴収額（300 円）は平成 24 年度の収集運搬費用の 3 分の 1 の金額と比較すると 84 円（21.8%）不足しており、過去 5 年平均で見ても 82.8 円（21.6%）の不足である。

次に、自己搬入であるが、燃やすごみについて、実際の手数料（60 円）は平成 24 年度の焼却処理費用の 3 分の 1 の金額と比較すると 30 円（33.3%）不足しており、過去 5 年平均で見ても 36 円（37.5%）の不足である。また、金属ごみ及び埋めるごみについては、実際の手数料（30 円）は平成 24 年度の焼却処理費用の 3 分の 1 の金額と比較す

ると 60 円 (66.7%) 不足しており、過去 5 年平均で見ても 66 円 (68.8%) の不足である。

このように、戸別収集も自己搬入も現在の処理手数料は、環境審議会の答申より低く設定されており、特に、自己搬入の不足率が著しい。

この点について市に質問したところ、平成 22 年度環境審議会の答申に基づき、市としての考え方を決めているが、値上げを最終的に決定するのは市である。現在、市は、社会情勢を踏まえ市民生活に影響が生じるとの判断から処理手数料の値上げを凍結しているため、結果として環境審議会の答申どおりの処理手数料水準とはなっていないとのことであった。

しかしながら、設備利用に伴い追加的に発生する費用は利用者が負担することが基本であり、市民生活に負担にならないように環境審議会でその負担割合を検討し答申している以上、市が社会情勢を踏まえ値上げを凍結することは、粗大ごみを必要以上に安価で処理できることとなり、市民の粗大ごみを抑制しようという意識をかえって低めてしまう危険性がある。このため、市は環境審議会の答申を重視し、粗大ごみの処理手数料を適時適切に見直し、改定することを検討したい。

表 2-16 環境審議会の答申に基づく粗大ごみ手数料算

		算出方法				20年度				21年度				22年度				23年度				24年度			
基礎データ (粗大ごみ処理原価計算書から)																									
A; 年間処理量 (kg) (内訳)																									
V; 焚却処理量 (kg)																									
VI; グリーンクリーンふじの丘での年間処理量 (kg)																									
B; 年間総処理費 (内訳)																									
I; 焚却処理費																									
II; 埋め立て費用(不燃+金属) (減価償却除外すみ)																									
III; 粗大ごみ収集受付費用(ほか)(※)																									
IV; 収集運搬費																									
65 戸別収集 (15kg当たり)																									
15kg当たり焼却処理費		C = I / A × 15																							
15kg当たり埋め立て等費用(不燃+金属)		D = II / A × 15																							
15kg当たり粗大ごみ収集受付費用		E = III / A × 15																							
15kg当たり収集運搬費		F = IV / A × 15																							
	合計	1,608																							
環境審議会の答申に基づく 粗大ごみ手数料→		H=F × 1/3																							
自己搬入 (10kg当たり)		I=E × 1/3																							
	J=H+I																								
環境審議会の答申に基づく 粗大ごみ手数料→		K= I / V × 10																							
10kg当たり焼却処理費		291																							
環境審議会の答申に基づく 粗大ごみ手数料→		L=K × 1/3																							
	焼却処理費用の1/3	97																							
65		91																							
		99																							
		103																							
		90																							

(※) 平成 24 年度の粗大ごみ収集受付費用ほかの内訳

(単位:円)	
粗大ごみシール印刷代	1,428,000
粗大ごみシール運搬費等	53,385
粗大ごみシールバーコード更新手数料	10,500
粗大ごみ処理手数料収納業務委託費	5,200,120
粗大ごみ収集受付に係る経費	19,045,745
合計	25,737,750

(イ) 戸別収集に関する収集運搬費用に含める範囲について（意見）

平成 22 年度環境審議会の答申によると、戸別収集の利用者が負担する手数料は、粗大ごみの収集運搬により発生した費用の 3 分の 1 相当額となっているが、この収集運搬費の範囲について検討した。

粗大ごみの年間総処理費用のうち、粗大ごみ収集受付費用ほかについては（詳細は、当ページ※平成 24 年度の粗大ごみ収集受付費用ほかの内訳参照）、市が実施すべき一般的な事務であり、収集するための経費ではないという理由で収集運搬費用には含まれていない。

しかしながら、これらの経費は、ステーション回収では発生しないコストであり、粗大ごみを収集するために発生する経費であるから収集費用に含めることが妥当であると考える。また、これらの経費は無視できないほど多額に発生しており、これらを含めた収集運搬費用の 3 分の 1 の金額は平成 24 年度において 519 円となり、実際の手数料（300 円）では 219 円も不足することとなる。

このため、次回のごみ処理手数料を含む市の公共料金の見直し時においては、これらのコストも運搬収集費用に含め、粗大ごみ収集手数料の見直しを検討されたい。

(ウ) ゴミ処理手数料の定期的な見直しの実施状況について（意見）

前述したとおり、ごみ処理手数料を含む市の公共料金は、原則 4 年ごとに見直しをすることが市の基本方針であるが、ごみ処理手数料は、平成 13 年の粗大ごみ戸別収集有料化開始時以後見直し作業を行っていなかった。

これは、平成 17 年度は旭、足助、稻武、小原、下山及び藤岡の 6 町村との合併により見直さないという答申が提出され、平成 19 年度は渡刈クリーンセンターの稼働が開始され、ごみ処理手数料の算出根

拠となる新施設の処理原価が決算前に提出できなかつたことにより、平成 17 年度と同様に見直さないという答申が提出されたことが原因である。

しかしながら、ごみ処理手数料の算出根拠となる新施設の処理原価の確定値が平成 20 年度には出ているにもかかわらず、市のごみ処理手数料の見直しが原則 4 年ごとであるという理由で 4 年後の平成 23 年度まで見直しを待つというのは、手数料改定の適時性の観点からは適切ではない。

今後は、4 年ごとの見直しができない場合であっても、次の 4 年後まで待つのではなく、見直しができる状態になり次第、適時にごみ処理手数料見直しを検討することが望ましい。

3 ごみの減量及び資源化関連

(1) 生ごみ処理機器購入費補助金制度について

ア 概要

市は、平成11年4月から生ごみ処理機器購入費補助金制度を開始している。これは、生ごみ処理機器の購入に対して補助金を交付し、家庭の台所等から排出される生ごみの自家処理を推進することにより、ごみの減量化と有効利用を図るものである。

補助金の交付基準、補助金の交付手順及び補助の実績は、以下のとおりである。

(ア) 補助金の交付基準

- ① 購入日に市内に住所を有し、市税を完納している個人
- ② 補助対象機器は、生ごみ処理機器、堆肥化容器（コンポスト容器又は密閉容器）及び減量容器
- ③ 日本国内の販売店での購入で1世帯1基（生ごみ処理機器のみ）
- ④ 補助額は購入価格（消費税を含む。）の半額（100円未満は切捨て、上限は20,000円）
- ⑤ 生ごみ処理機器の買換え補助は前回から5年以上経過していること

(イ) 補助金の交付手順

- ① 販売店から生ごみ処理機器を購入し、支払証明書の発行を受ける。
- ② 申請書兼実績報告書（以下「申請書」という。）に必要事項を記入する。申請書の販売証明欄は、販売店にて記入、押印してもらう。
- ③ 市役所、支所、出張所等で、納税証明書の発行を受ける。
- ④ 請求書に補助額等を記入し、申請書、支払証明書及び納税証明書と一緒に市に提出する。
- ⑤ 市は、内容を審査し、申請者に交付決定通知後、補助金を交付する。

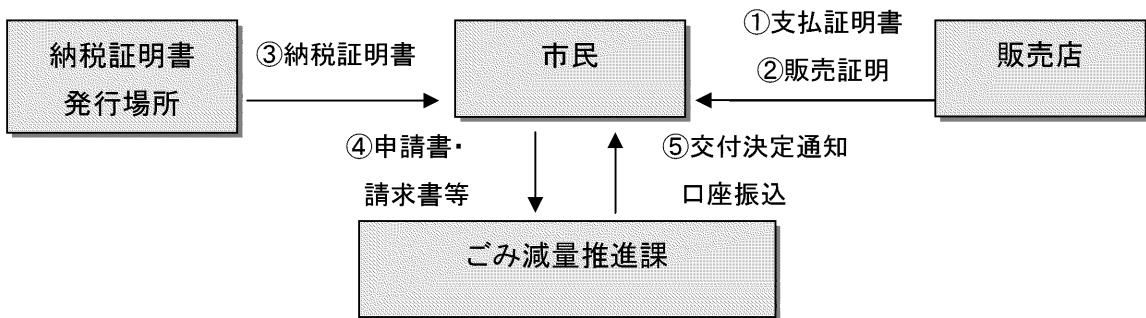


図 3-1 補助金交付の手順

(ウ) 補助の実績

市は、平成 29 年度を目標年度にごみの減量目標を掲げており、燃やすごみについては平成 17 年度と比較して 20% の削減を目指している。市の燃やすごみ全体の約 3 分の 2 は家庭ごみであり、燃やすごみのうち生ごみの割合は約 4 割である。生ごみの減量化と資源化は、ごみ減量と環境保護の観点から非常に有効である。

このため、生ごみ処理機器の普及はごみ減量目標の達成に大きく貢献する可能性があると考えられるが、後掲した表 3-1、表 3-2、表 3-3 の補助実績を見ると、年々補助金の利用者は減っている。

生ごみ処理機器の補助実績が平成 21 年度で著しく減少している理由は、平成 20 年度までは補助金の上限が 3 万円であったが、平成 21 年度から上限が 2 万円になったためと推定される。また、たい肥化容器と減量容器は土地や畑がないと利用することができないため、利用対象者自体が限定される。

平成 24 年度の当該補助金の予算は 4,700,000 円であるが、実績は 2,767,900 円となっており、その利用率は 58.9% である。市は、生ごみ処理機器が普及しない理由を販売店及び E モニター制度（市民がパソコンなどを利用して市からのアンケートに回答する仕組）でアンケートを取って調査している。また、生ごみ処理機器購入費補助金申請者で購入から 5 年を経過した世帯を対象にアンケートも実施している。

生ごみ処理機器購入費補助金申請者のアンケートの実施状況及び平成 24 年度のアンケート結果は表 3-4、図 3-2、図 3-3 のとおりである。

表3-1 生ごみ処理機器の補助実績

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助基數	563基	243基	165基	171基	117基
補助金額	15,695,100円	4,652,200円	3,286,900円	3,378,600円	2,340,000円

表3-2 堆肥化容器(コンポスト容器又は密閉容器)の補助実績

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
コンポスト	141基	147基	123基	122基	87基
密閉容器	185基	169基	107基	115基	69基
補助金額	763,700円	767,400円	536,100円	560,400円	427,900円

表3-3 減量容器(平成21年度から開始)の補助実績

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
補助基數	—	1基	0基	0基	0基
補助金額	—	1,200円	0円	0円	0円

表3-4 生ごみ処理機器購入費補助金申請者のアンケートの実施状況

購入時期	アンケート実施時期	対象者	回収件数	回収率
平成18年11月～平成19年10月	平成24年度	549	195	35.52%
平成17年10月～平成18年10月	平成23年度	550	328	59.64%
平成16年10月～平成17年9月	平成22年度	553	324	58.59%
平成16年2月～平成16年9月	平成21年度	319	138	43.26%

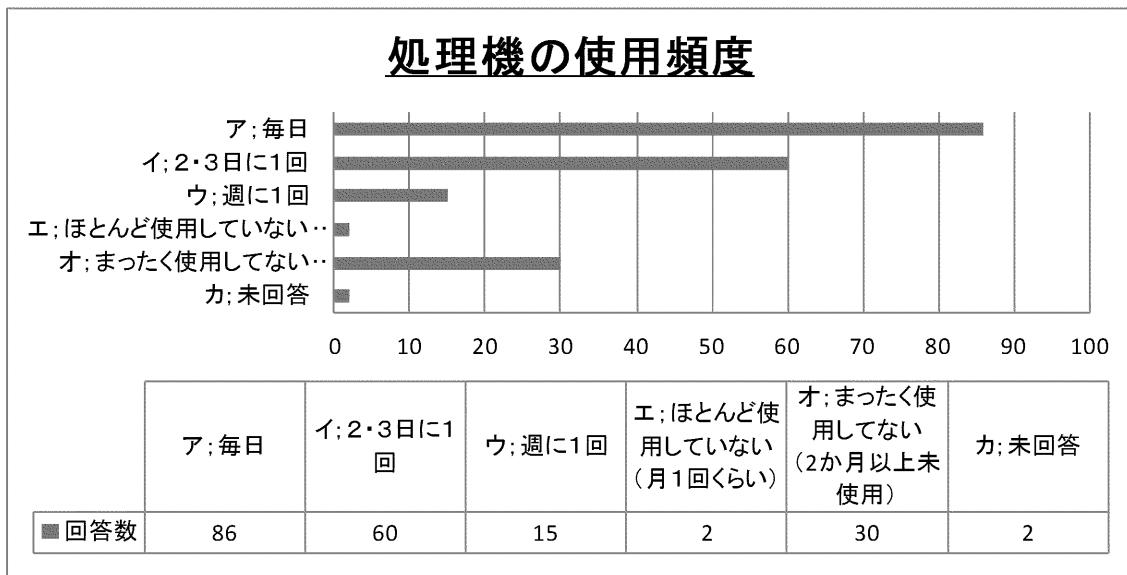


図 3-2 平成 24 年度調査 生ごみ処理機器の使用頻度

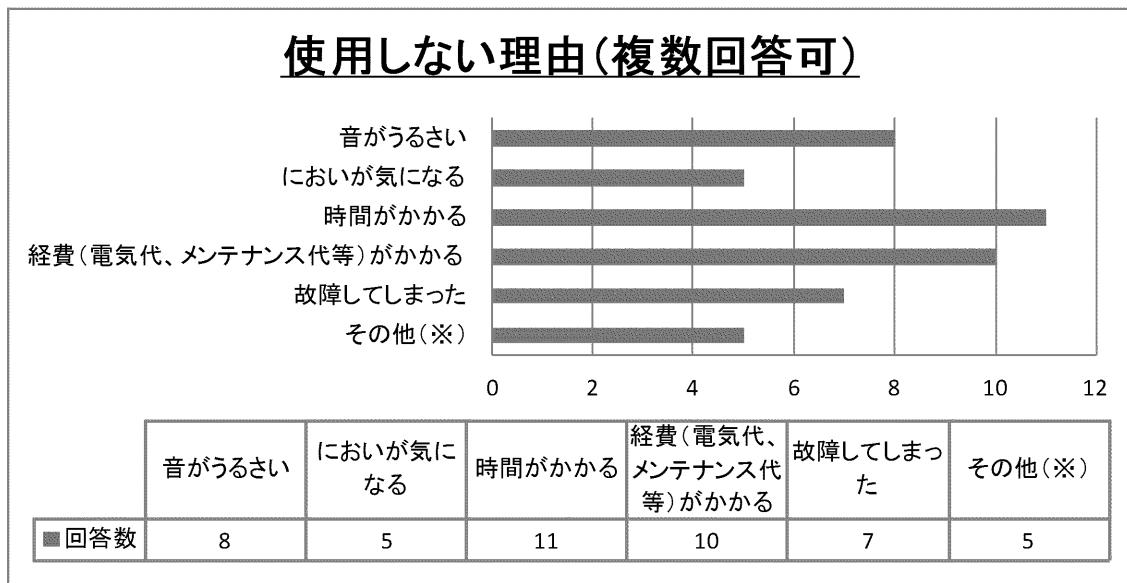


図 3-3 平成 24 年度調査 使用していない世帯の使用しない理由

(※)「その他」の主な理由は、たい肥を菜園花壇に使用したら動物に荒らされた等であった。

イ 手続

市の交付した補助金につき、豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱、交付に関する決定書等の関連書類を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務

手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

生ごみ処理機器の使用状況の調査について（意見）

豊田市生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱第4条第1項第2号によると、補助対象は、「処理機器を購入し、これを生ごみの減量化及び堆肥化のために適切に使用し、かつ管理できる者」とある。

平成24年度の生ごみ処理機器の使用頻度を調査したアンケート結果を見ると、2か月以上使用していない世帯が回答者のうち約15%を占めている。補助金により生ごみ処理機器を購入したもののに実際に使用されていないということは補助金が結果として生ごみの減量化及び堆肥化のために使われていないことになる。

補助金の支給者である市が、生ごみ処理機器の利用実態をより網羅的かつ適時に把握し、その利用によるメリット及びデメリットを適切に情報公開することは、生ごみ処理機器の導入を検討している市民にとって、購入後の使用状況を想像しやすくなるとともに、市にとっても結果として利用されない生ごみ処理機器に補助金を出すリスクが少なくなると考えられる。

ここで、補助金により購入された生ごみ処理機器が、適切に使用され生ごみの減量化に貢献しているかどうかのアンケート調査の回答率をみてみると、補助金交付後5年間は実施されず、また、アンケートへの回答を補助金の交付要件にしていないこともあり、平成21年度から平成24年度までの平均で約49%にとどまっている。

このように半数の補助金受給者のアンケート結果が得られない現在の状況においては、補助金により購入された生ごみ処理機器が実際に使用されごみ減量に貢献しているのかを、市が適切に把握することが難しく、また、生ごみ処理機器の問題点や利用方法の工夫など、実際に利用している市民の声が市に集約されず埋没している可能性がある。

したがって、アンケートに協力をお願いする旨等を補助金交付用紙に記載する等の工夫をすることによりアンケートの回答率を上げると

とともに、アンケートの実施時期を早め、適時に利用実態をつかむことを検討されたい。

(2) 再生利用が可能な資源の集団回収事業について

ア 概要

現在、市において、古紙類及び古布の回収形態は、以下の2つのパターンがある。

- ① 協力団体が行う資源回収
- ② 市内20か所（平成24年度末時点）に常設してあるリサイクルステーションでの回収

このうち、①の主体はPTA、子ども会、自治区等の市民であり、②の運営主体は、市である。

①の主体は市民であるため、市は、資源の売買取引について直接介入しないが、資源回収促進のため、協力団体及び回収業者に対し、以下の報奨金又は補助金を支出している。

(ア) (協力団体に対する助成) 集団回収事業報奨金制度

この制度は、リサイクルを積極的に推進している団体（以下「協力団体」という。）に対し、報奨金を交付し、ごみの減量化及び再資源化を促進するものである（平成2年4月から開始）。

具体的には、市況に影響されやすい古紙や古布の売却代金を市がある程度保証することにより、協力団体の回収活動を定着させることを目的としている。報奨金額、報奨金の交付手順及び回収実績は以下のとおりである。

表3-5 報奨金額(平成15年4月～)

補助対象	報奨金	備 考
古紙類	5円／kg	新聞、雑誌、ダンボール、紙パック
古布類	5円／kg	古着、布
2品目以上	2,000円／回	2品目以上の回収で加算

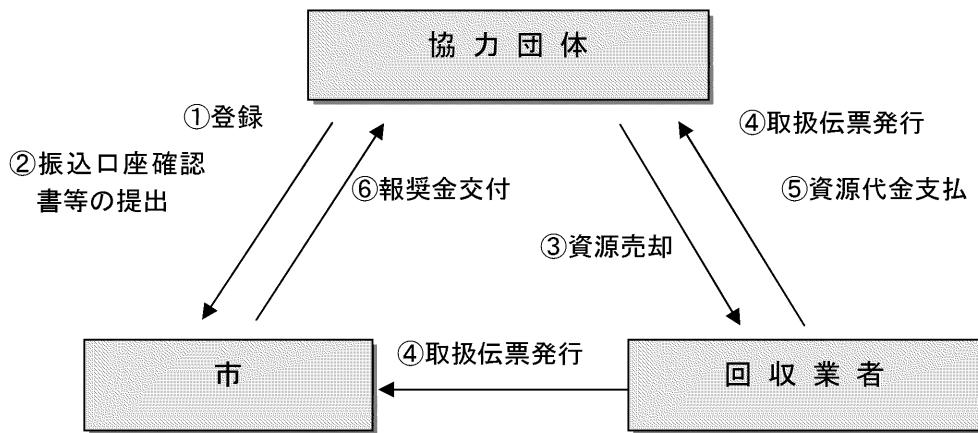


図3-4 報奨金の交付手順

- ①新規の協力団体は、登録の手続を行い、登録証の交付を受ける。
- ②協力団体は、毎年度活動前までに振込口座確認書兼活動実施計画書及び通帳の写しを市へ提出する。
- ③、⑤資源の売却取引は、協力団体と回収業者の間で行われている。
- ④回収業者から取扱伝票が市及び協力団体に発行される。
- ⑥市から報奨金が協力団体に交付される。

表3-6 回収実績

区分		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	前年比 %
回 收 量	古紙類(kg)	7,423,529	6,931,019	6,915,145	6,641,988	6,480,779	97.6
	古布類(kg)	180,305	174,841	184,058	177,214	161,278	91.0
	計(kg)	7,603,834	7,105,860	7,099,203	6,819,202	6,642,057	97.4
報 奨 金	古紙類(円)	37,117,645	34,655,095	34,575,725	33,209,940	32,403,895	97.6
	古布類(円)	901,525	874,205	920,290	886,070	806,390	91.0
	2品目(円)	7,022,000	7,602,000	8,118,000	8,096,000	8,250,000	101.9
	計(円)	45,041,170	43,131,300	43,614,015	42,192,010	41,460,285	98.3
活動団体数		548	571	573	570	570	100.0

(イ) (回収業者に対する助成) 集団回収事業補助金制度

この制度は、協力団体の行った集団回収の資源を市に登録した回収業者が回収した場合に、当該回収業者に対して市が補助金を交付するものである（平成10年4月から開始）。

この補助金制度は、古紙市況及び古布市況の低迷に伴い回収業者が協力団体に対して回収手数料を請求するような事態を防止し、ごみの減量

及び資源の有効利用の促進を図ることを目的としている。

回収業者は、集団回収事業補助金交付申請書兼実績明細書、取扱伝票及び計量証明書（古紙問屋の計量票等）を市に提出することにより、補助金の交付を受ける。

補助対象、回収実績及び補助金額は、以下のとおりである。

表 3-7 補助対象(平成 15 年 4 月～)

補助対象	補助金	備考
ダンボール	0円／kg	
新聞紙	0円／kg	
雑誌	2円／kg	
紙パック	0円／kg	
古布類	2円／kg	古着、布
小規模回収	2,000円／回	協力団体 1 団体 1 回当たりの回収量が 3,000kg に満たない場合

表3-8 回収実績及び補助金額

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
業者数	23	23	24	23	23
雑誌(kg)	2,031,320	1,905,597	1,888,795	1,848,063	1,784,305
古布類(kg)	179,805	174,361	183,438	176,274	159,828
回数(回)	3,028	3,359	3,606	3,584	3,694
補助金額(円) (①+②)	10,478,250	10,877,916	11,356,466	11,216,674	11,276,266
①回収量に比 例するもの	4,422,250	4,159,916	4,144,466	4,048,674	3,888,266
②小規模回収 によるもの	6,056,000	6,718,000	7,212,000	7,168,000	7,388,000

イ 手続

市の交付した報奨金及び補助金について、豊田市集団回収事業報奨金交付要綱及び豊田市集団回収事業補助金交付要綱（以下「交付要綱等」という。）並びに交付に関する決定書等の関連書類を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、

当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見及び指摘を述べることとする。

(ア) 報奨金（回収量に比例する部分）の定期的な見直しについて（意見）

協力団体に支払われる報奨金については、過去から金額の見直しを実施しておらず、定期的な見直しの機会を設けていない。

市が報奨金を交付する必要性があるのは、古紙や古布の市況が集団回収の活動に影響を与えないようにするためである。このため、報奨金のうち回収量に比例する部分については、ある程度、市況と連動させ、市況の悪い時は報奨金を手厚くし、市況の良い時は報奨金を少なくすることが制度目的から適当と考えられる。

この点について、市は、報奨金については、地域で活動する方々の環境率先行動への支援と考えており市況とは別に考えているとのことである。

たしかに、集団回収は親子で一緒に活動することで、世代間の交流ができる等の地域コミュニティの活性化につながり、また、ごみの選別や回収によって、特に子どもたちにリサイクル意識が生まれるなどの環境意識の向上に大きく貢献する面もあるため、報奨金を市況に敏感に連動させる必要は必ずしもないとも考えられる。

しかしながら、市況の良い時にも悪い時と同じ報奨金を支払う場合、売却代金と報奨金の合計額が報奨金の交付目的を達成する以上に多額となってしまう可能性がある。このため、回収量に比例する部分の報奨金について、市況との関係を整理し、明確な見直し基準を設け、適時に改定することを検討されたい。

(イ) 報奨金（2品目以上の回収で加算される部分）の効果について（意見）

協力団体に交付される報奨金については、2品目以上の回収で2,000円が加算される部分があり、その交付目的は回収量の増加である。

しかしながら、協力団体に交付される報奨金については、基本的に

回収品目全てが回収量に比例する報奨金の支給対象であるため、2,000円の報奨金の有無が、回収量の増加にそれほど結び付くものではないと推定される。

今後、高齢化社会が進み、市のリサイクルステーションの利用が困難となる人が増加することが考えられる。このような状況において、集団回収に参加する協力団体が、高齢者宅の玄関先まで取りに行くなど、市主体の回収ルートでは対応できない部分に対して、きめ細やかな取組をすることが、再生可能資源の回収量を増加させることにつながると考えられる。

このため、今後はより多くの住民が資源回収に貢献でき、回収量がより増加するような回収方法に対して報奨金を支給するなど、報奨金の支出基準についても工夫することが必要である。

(ウ) 補助金（回収量に比例する部分）の定期的な見直しについて（意見）

回収業者に支払われる補助金については、その制度趣旨から、支給対象は売却が困難な雑誌と古布に限定し、また、その補助金の交付金額自体も、市況の影響を受けると市は考えている。

現在、補助金は3年ごとに市の給付委員会でその金額の妥当性を審議しているが、集団回収事業補助金交付要綱には「業者助成金の額は、社会経済情勢の変動等に伴い見直すものとする」等の規定がなく、また、補助金の交付基準と市況との関係が明確に規定されていない。このような状況では、補助金の見直しが適時適切に行われているかを客観的に判断することが難しく、また、回収業者も補助金の変更を受け入れにくいと考えられる。

また、現在、補助金は雑誌と古布に限定して支給しているとのことである。確かに古布については、売却が難しく、市況を把握することも困難であることから、市がリサイクルステーションにおいて回収した古布を無料で回収業者に引き取ってもらっている状況である。

しかしながら、雑誌については、市がリサイクルステーションで回収した再生用古紙の売却価格の参考としている業界紙「メタル・リサイクル・マンスリー」の再生用古紙相場（図3-5）の直納問屋への売値（東海地区並値）の平成21年4月から平成25年9月までの推移を見ても、平成24年の夏以降については、新聞やダンボールと0.5円/kgしか差がなく、また、雑誌の売却単価がダンボールの売却単価よりも高い時期もある。

このため、補助金の支給目的から、雑誌について古布と同じように補助金対象とすることは必ずしも適切ではないと考えられる。

以上から、回収量に比例する部分の補助金について、古紙相場に連動した補助金の水準及び支給対象範囲の見直しを定期的に実施し、補助金交付要綱にも定期的な見直しについて明記することが必要である。

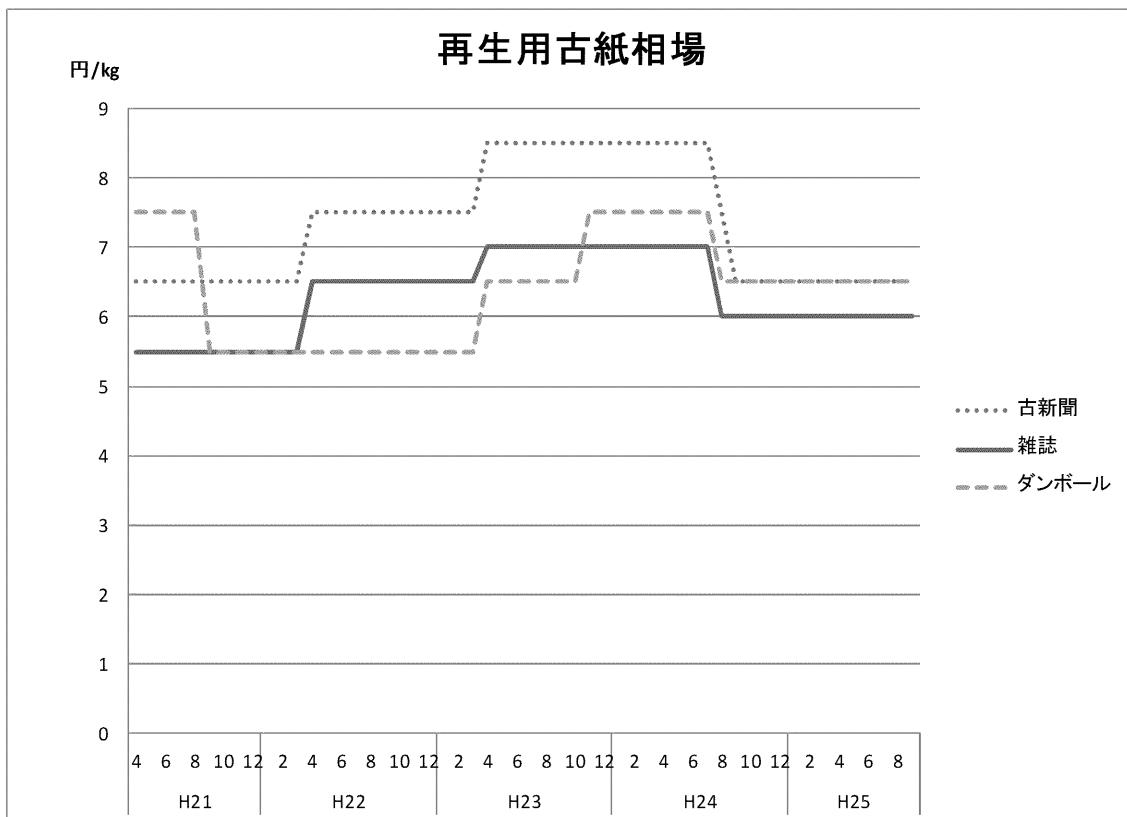


図 3-5 再生用古紙相場

(エ) 2品目以上の回収で加算される報奨金及び小規模回収に関する補助金交付時のチェックについて（指摘）

協力団体に交付される報奨金には、2品目以上の回収で加算される部分があり、集団回収事業報奨金交付要綱には、「2品目以上の集団回収を行った場合は、1回当たり2,000円の報奨金を加算」と規定されている。また、回収業者に支払われる補助金にも3,000kg未満の小規模回収で加算される部分があり、集団回収事業補助金交付要綱には、「1団体1回当たり2,000円」と規定されている。

このため、1つの協力団体が同日に複数の回収拠点で集団回収を行った場合でも、報奨金又は補助金は最大2,000円しか加算されない。

しかしながら、集団回収事業報奨金の支払に関する決定書及び集団回収事業補助金交付要綱に基づく補助金の支払に関する決定書の平成24年6月分と12月分を閲覧したところ、複数の回収拠点ごとに報奨金及び補助金が支払われていた事例が1件ずつ検出された。

この事例は、協力団体が500以上あり、市に提出された回収業者からの取扱伝票の確認作業が煩雑であったこと及び交付要綱等に記載されている交付基準が曖昧で、取扱伝票の発行単位に関して協力団体と回収業者の誤解を招いたことが原因で発生したと推定される。

現在の交付要綱等に規定されている交付基準では、各協力団体や回収業者の解釈に幅が生じる可能性が高く、また、悪意を持つ者が交付基準の盲点を突き報奨金又は補助金を過大請求することも可能である。このため、現在の交付要綱等の記載方法について、集団回収の活動実態を参考に、より誤解の少ない具体的な記述に修正する必要がある。また、市が誤解のないように具体的な説明を行うことも必要である。さらに、報奨金及び補助金の交付時のチェックについても、膨大な取扱伝票をより効果的かつ効率的に確認できるようにするために、チェックのポイントをまとめたチェックマニュアルを作成し、後任者に引き継いでいくような体制を構築することが必要である。

(オ) 協力団体の登録時のチェックについて（指摘）

協力団体に対する報奨金のうち2品目以上の回収で加算される部分も、回収業者に対する補助金のうち3,000kg未満の小規模回収で加算される部分も、協力団体1団体1回当たりで判断され、報奨金及び補助金が支給される。

このため、協力団体の登録単位が重要となるが、集団回収事業報奨金の支払に関する決定書及び集団回収事業補助金交付要綱に基づく補助金の支払に関する決定書の平成24年6月分及び12月分を閲覧したところ、登録単位が活動実態と一致しておらず、形式的には交付要綱等に準拠しない事例が1件あった。

具体的には、過去からA団体が同日に実施した集団回収にもかかわらず、回収業者から複数の取扱伝票が市に提出され、それぞれの取扱伝票ごとで2品目以上の回収で加算される報奨金と小規模回収で加算される補助金が支払われていた。

この事例について市に質問したところ、市は、平成 24 年度中に当該事例を認識し、A 団体の実態についてヒアリングを行ったとのことであった。ヒアリングの結果、集団回収の活動自体は、26 団体が独自に行っているが、それぞれの活動を支援している A 団体が代表で市に協力団体として登録していたため、同日に 26 団体でそれぞれ行われた集団回収にもかかわらず A 団体が 1 団体で行っているような申請形式となっていたことが判明した。市は、把握した実態から、報奨金及び補助金の支給自体は従来どおりで問題がないが、交付要綱等の支給基準に形式的に準拠していないため、A 団体と協議し、平成 25 年度から 26 団体それぞれで団体登録を行ってもらったとのことである。

協力団体の登録時に、市が登録団体の活動実態を十分に理解した上で、その登録単位が活動実態に照らして適切であるかどうかをチェックする体制を構築することが必要である。

(3) リサイクルステーション別の收支把握について

ア 概要

市では、平成 9 年 6 月から古紙類、古布類等を回収する常設ステーションを設置し、資源の再利用を図っており、平成 24 年度末現在では、20 か所のリサイクルステーションが設置されている。

なお、平成 16 年度からは、一部のリサイクルステーションで、プラスチック製容器包装、ガラスびん及び有害ごみの回収を始めている。

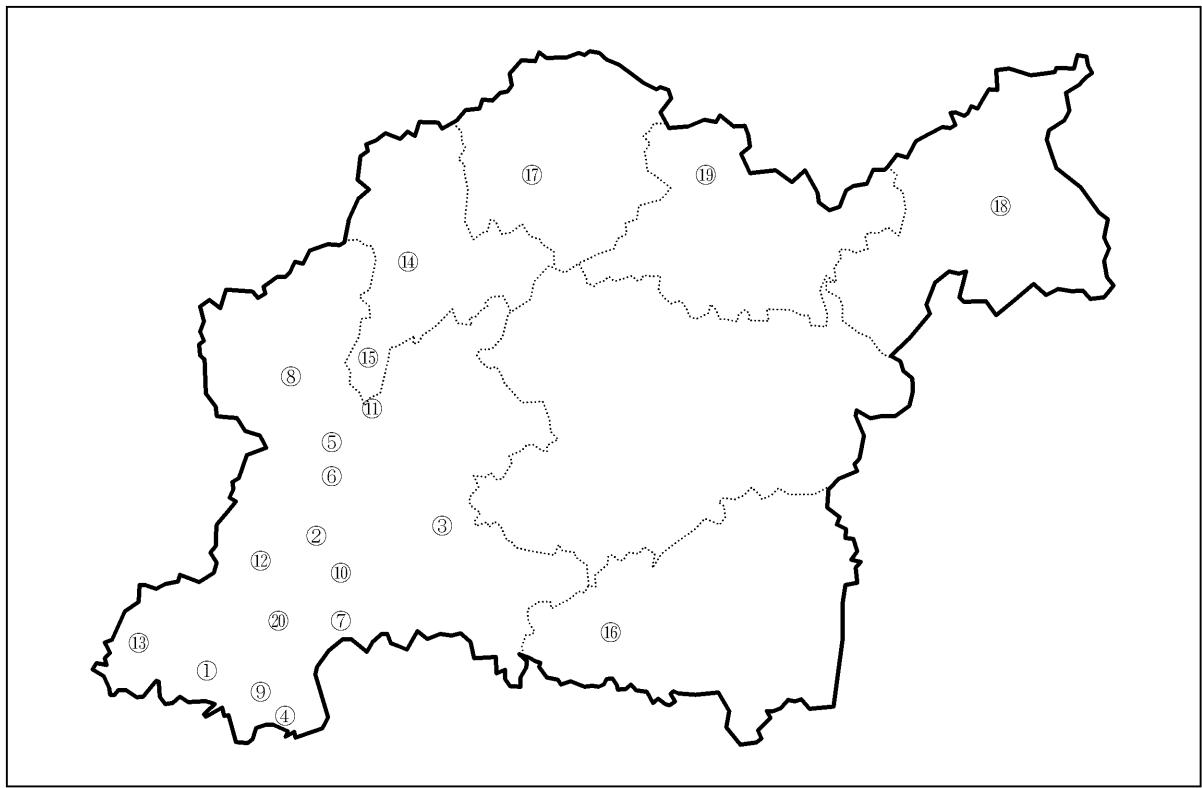


図 3-6 リサイクルステーション地図(平成 24 年度末現在)

表 3-9 リサイクルステーションの設置状況(平成 24 年度末現在)

番号	設置場所	設置時期	古紙類	布類	飲料缶	ペットボトル	びん	プラス容器	食品トレー	有害ごみ	危険ごみ	廃食用油
①	若林東町(スーパー やまのぶ若林店駐車場)	H9.6~	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	×
②	広路町(イオン豊田店西駐車場)	H9.12~	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●
③	宝来町(東山体育センター駐車場)	H9.12~	●	●	●	◎	×	×	×	×	×	×
④	畝部西町(A コープうねべ店駐車場)	H11.10~	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
⑤	四郷町(愛環四郷駅南マレットゴルフ場入口)	H12.1~	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
⑥	梅坪町(三洋堂書店梅坪店南隣)	H14.4~	●	●	●	●	×	×	×	×	×	×
⑦	渡刈町(渡刈クリーンセンター東 伊勢湾岸道高架下)	H14.4~	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
⑧	東保見町(愛環保見駅東 高架下)	H15.4~	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
⑨	上郷町(愛環三河上郷駅北 高架下)	H16.4~	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
⑩	前田町(フィール・フードメッセトヨタ東駐車場)	H16.4~	●	●	●	◎	●	×	●	●	●	×
⑪	高町(豊田市運動公園陸上競技場北東)	H17.4~	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●
⑫	土橋町(アピタ豊田元町店西側駐車場)	H18.4~	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	●
⑬	高丘新町(高岡公園駐車場)	H20.4~	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
⑭	藤岡飯野町(ふじのさと南側)	H15.10~	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
⑮	西中山町(メグリア藤岡店敷地内)	H13.8~	●	●	●	◎	●	●	●	●	●	×
⑯	大沼町(下山トレーニングセンター南側)	H15.1~	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
⑰	小原町(小原支所駐車場)	H19.4~	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
⑱	稻武町(稻武交流館駐車場)	H20.4~	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
⑲	小渡町(旭支所駐車場)	H21.8~	●	●	●	●	●	●	●	●	●	×
⑳	大林町 11 丁目(末野原中学校北)	H22.4~	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

● : 回収対象品目 × : 回収対象外品目 ◎ : ペットボトル圧縮回収機の設置あり



図 3-7 施設写真:リサイクルステーション(⑦渡刈町)

イ 手続

リサイクルステーションの運営に関する各種業務委託に係る仕様書、積算書、契約書、業務完了届等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

リサイクルステーション別の収支把握について（意見）

市においては、リサイクルステーションの設置箇所別の収支状況を把握していなかったが、箇所別及び品目別の回収実績又は関連する業務の契約書等から、以下のとおり算定することができる。

なお、箇所別の金額が個別に把握できない項目については、回収数量比等の一定の仮定を用いて配分している。また、リサイクルステーション設備の減価償却費等の非現金支出項目、市職員の人工費等は考慮していない。

表 3-10 リサイクルステーションの設置箇所別の回収実績(平成 24 年度実績)

【種類別回収実績】													(単位:t)
番号		新聞紙	雑誌	ダンボール	紙パック	古布	古紙類等合計	飲料缶	ペット	びん	プラ容器	合計	
①	若林東町	218	213	109	6	35	581	30	56	88	20	776	
②	広路町	481	454	250	12	71	1,268	70	127	254	48	1,767	
③	宝来町	239	234	102	4	51	631	27	49	0	0	706	
④	畠部西町	186	127	66	3	17	399	15	26	46	15	500	
⑤	四郷町	120	114	52	3	17	306	19	26	75	12	439	
⑥	梅坪町	162	175	79	3	38	457	26	39	0	0	522	
⑦	渡刈町	194	170	86	4	25	479	19	34	70	10	611	
⑧	東保見町	155	154	77	4	25	415	20	30	61	19	545	
⑨	上郷町	161	121	61	3	14	360	17	25	48	12	462	
⑩	前田町	218	184	95	3	32	533	29	56	101	0	719	
⑪	高町	242	225	120	7	40	634	43	70	135	36	919	
⑫	土橋町	187	189	97	5	23	501	29	50	86	12	679	
⑬	高丘新町	114	113	67	3	24	320	17	33	69	13	452	
⑭	藤岡飯野町	68	78	33	2	12	192	9	12	37	7	258	
⑮	西中山町	164	168	82	5	26	445	24	34	85	14	602	
⑯	大沼町	64	74	30	2	11	179	5	6	19	6	214	
⑰	小原町	33	30	15	1	3	82	2	3	10	3	100	
⑱	稻武町	31	27	15	0	4	77	2	2	7	2	90	
⑲	小渡町	7	10	6	0	2	25	1	1	4	1	32	
⑳	大林町11丁目	233	196	95	4	30	559	28	40	81	16	724	
-	大林町1丁目	208	183	95	5	29	519	27	49	77	8	679	
合計		3,485	3,238	1,633	79	527	8,961	460	768	1,353	253	11,795	

※大林町一丁目については平成 24 年度中に廃止となっており、表 3-9 には掲載されていない(以下同じ。)。

表 3-11 リサイクルステーションの設置箇所別の歳入実績(平成 24 年度)

【種類別歳入】													(単位:千円)
番号		新聞紙	雑誌	ダンボール	紙パック	古布	古紙類等合計	飲料缶	ペット	びん	プラ容器	合計	
①	若林東町	1,445	1,145	680	49	0	3,319	2,555	2,709	56	0	8,639	
②	広路町	3,185	2,437	1,563	104	0	7,289	5,929	6,144	160	0	19,522	
③	宝来町	1,587	1,258	637	32	0	3,515	2,241	2,360	0	0	8,116	
④	畠部西町	1,233	680	412	26	0	2,352	1,272	1,246	29	0	4,898	
⑤	四郷町	798	610	326	24	0	1,758	1,578	1,272	48	0	4,656	
⑥	梅坪町	1,075	939	493	28	0	2,535	2,218	1,870	0	0	6,624	
⑦	渡刈町	1,289	912	538	30	0	2,769	1,586	1,651	44	0	6,049	
⑧	東保見町	1,024	825	483	34	0	2,367	1,670	1,471	39	0	5,546	
⑨	上郷町	1,066	651	382	26	0	2,125	1,432	1,201	30	0	4,788	
⑩	前田町	1,443	987	593	30	0	3,053	2,480	2,704	64	0	8,302	
⑪	高町	1,603	1,210	750	57	0	3,619	3,652	3,403	85	0	10,759	
⑫	土橋町	1,242	1,012	605	41	0	2,900	2,468	2,429	54	0	7,852	
⑬	高丘新町	754	605	417	24	0	1,800	1,467	1,571	43	0	4,882	
⑭	藤岡飯野町	448	420	204	18	0	1,091	794	592	23	0	2,500	
⑮	西中山町	1,085	900	515	46	0	2,546	2,027	1,644	54	0	6,270	
⑯	大沼町	423	396	185	13	0	1,018	389	272	12	0	1,690	
⑰	小原町	217	161	95	5	0	479	190	126	6	0	801	
⑱	稻武町	207	145	95	3	0	450	138	90	5	0	682	
⑲	小渡町	49	55	34	1	0	139	71	46	3	0	259	
⑳	大林町11丁目	1,546	1,052	595	37	0	3,231	2,369	1,923	51	0	7,574	
-	大林町1丁目	1,380	980	590	40	0	2,990	2,251	2,354	48	0	7,643	
合計		23,100	17,382	10,194	668	0	51,343	38,777	37,078	852	0	128,050	

表 3-12 リサイクルステーションの設置箇所別の歳出実績(平成 24 年度)

【歳出の主要項目】

番号		管理等業務		古紙等資源回収業務			資源収集運搬業務			その他			(単位:千円)
		委託費	事務費等	単価	回数	委託費	単価	回数	委託費	土地 賃借料	ポリ袋	水道光熱費	
①	若林東町	4,332	382	4	216	864	35	31	1,094		91	82	6,844
②	広路町	4,423	390	4	266	1,064	35	42	1,458		206	188	7,729
③	宝来町	4,332	382	4	215	860	35	5	172		82	75	5,903
④	畠部西町	2,948	260	4	166	664	35	42	1,458		58	53	5,441
⑤	四郷町	2,948	260	4	162	648	35	38	1,344		51	47	5,297
⑥	梅坪町	2,948	260	4	163	652	35	5	172		61	55	4,148
⑦	渡刈町	3,185	280	4	112	448	35	42	1,458		71	65	5,508
⑧	東保見町	2,948	260	4	159	636	35	38	1,344	289	64	58	5,598
⑨	上郷町	2,948	260	4	157	628	35	42	1,458	762	54	49	6,158
⑩	前田町	2,948	260	4	166	664	35	42	1,458		84	76	5,490
⑪	高町	4,332	382	4	170	680	35	38	1,344		107	98	6,942
⑫	土橋町	2,948	260	4	166	664	35	31	1,094		79	72	5,116
⑬	高丘新町	2,948	260	4	68	272	35	31	1,094		53	48	4,674
⑭	藤岡飯野町	2,948	260	13	107	1,391	50	89	4,425		30	27	9,081
⑮	西中山町	2,948	260	13	164	2,132	50	89	4,425		70	64	9,899
⑯	大沼町	1,572	138	13	52	676	50	55	2,750		25	23	5,184
⑰	小原町	1,260	111	13	52	676	50	28	1,400		12	11	3,469
⑱	稻武町	1,260	111	13	52	676	50	28	1,400		11	10	3,467
⑲	小渡町	1,260	111	13	27	351	50	28	1,400		4	3	3,129
⑳	大林町11丁目	2,948	260	4	162	648	35	42	1,458		85	77	5,475
-	大林町1丁目	3,481	307	4	218	872	35	31	1,094		79	72	5,905
	合計	61,860	5,449	—	—	16,166	—	—	33,300	1,051	1,378	1,253	120,457

表 3-13 リサイクルステーションの設置箇所別の収支状況(平成 24 年度)

【リサイクルステーション別箇所別収支】						(単位:千円)
番号		歳入	歳出	歳入ー歳出	収支/歳入	
①	若林東町	8,639	6,844	1,794	21%	
②	広路町	19,522	7,729	11,793	60%	
③	宝来町	8,116	5,903	2,213	27%	
④	畠部西町	4,898	5,441	-543	-11%	
⑤	四郷町	4,656	5,297	-641	-14%	
⑥	梅坪町	6,624	4,148	2,476	37%	
⑦	渡刈町	6,049	5,508	542	9%	
⑧	東保見町	5,546	5,598	-51	-1%	
⑨	上郷町	4,788	6,158	-1,370	-29%	
⑩	前田町	8,302	5,490	2,812	34%	
⑪	高町	10,759	6,942	3,817	35%	
⑫	土橋町	7,852	5,116	2,735	35%	
⑬	高丘新町	4,882	4,674	208	4%	
⑭	藤岡飯野町	2,500	9,081	-6,581	-263%	
⑮	西中山町	6,270	9,899	-3,629	-58%	
⑯	大沼町	1,690	5,184	-3,494	-207%	
⑰	小原町	801	3,469	-2,668	-333%	
⑱	稻武町	682	3,467	-2,785	-408%	
⑲	小渡町	259	3,129	-2,871	-1110%	
⑳	大林町11丁目	7,574	5,475	2,098	28%	
-	大林町1丁目	7,643	5,905	1,738	23%	
	合計	128,050	120,457	7,594	6%	

上記のようにリサイクルステーション別の収支状況を把握することによって、例えば、以下の検討に関する参考情報を得ることができる。

a リサイクルステーションの新規設営について

リサイクルステーションの増設については、市民からの要望が多いが、費用対効果に十分配慮しながら検討する必要がある。立地環境が類似している既設のリサイクルステーションの収支実績は、新規設営を検討する上で重要な情報となる。

b 次年度の委託契約の検討について

箇所別に把握した収支及び回収数量を基に、1回当たりの回収量又は重量当たりの委託金額を拠点別に比較することで、次年度の委託契約時の収集回数の見直し等に適時に使用することができる。

表 3-14 リサイクルステーションの設置箇所別の回収実績及び委託料(平成 24 年度)

【収集業務に関する1回当たり回収量及びkg当たり委託費について】

番号		古紙類等				その他資源					
		回収数量 (kg)	収集回数	委託費 (円)	1回当たり 回収量	kg当たり 委託費	回収数量 (kg)	収集回数	委託費 (円)	1回当たり 回収量	kg当たり 委託費
①	若林東町	581,250	216	864,000	2,691	1.5	194,651	31	1,093,750	6,229	5.6
②	広路町	1,267,595	266	1,064,000	4,765	0.8	499,324	42	1,458,333	11,984	2.9
③	宝来町	630,515	215	860,000	2,933	1.4	75,454	5	171,990	15,355	2.3
④	畠部西町	399,150	166	664,000	2,405	1.7	101,167	42	1,458,333	2,428	14.4
⑤	四郷町	306,200	162	648,000	1,890	2.1	132,403	38	1,343,673	3,449	10.1
⑥	梅坪町	456,995	163	652,000	2,804	1.4	65,037	5	171,990	13,235	2.6
⑦	渡刈町	479,135	112	448,000	4,278	0.9	132,276	42	1,458,333	3,175	11.0
⑧	東保見町	414,675	159	636,000	2,608	1.5	130,327	38	1,343,673	3,395	10.3
⑨	上郷町	360,010	157	628,000	2,293	1.7	101,598	42	1,458,333	2,438	14.4
⑩	前田町	532,565	166	664,000	3,208	1.2	186,796	42	1,458,333	4,483	7.8
⑪	高町	634,035	170	680,000	3,730	1.1	285,091	38	1,343,673	7,426	4.7
⑫	土橋町	500,585	166	664,000	3,016	1.3	178,260	31	1,093,750	5,704	6.1
⑬	高丘新町	320,295	68	272,000	4,710	0.8	131,652	31	1,093,750	4,213	8.3
⑭	藤岡飯野町	192,450	107	1,391,000	1,799	7.2	65,735	89	4,425,000	743	67.3
⑮	西中山町	444,790	164	2,132,000	2,712	4.8	157,036	89	4,425,000	1,774	28.2
⑯	大沼町	179,405	52	676,000	3,450	3.8	34,662	55	2,750,000	630	79.3
⑰	小原町	82,105	52	676,000	1,579	8.2	17,415	28	1,400,000	622	80.4
⑱	稻武町	77,345	52	676,000	1,487	8.7	12,725	28	1,400,000	454	110.0
⑲	小渡町	24,830	27	351,000	920	14.1	6,790	28	1,400,000	243	206.2
⑳	大林町11丁目	558,675	162	648,000	3,449	1.2	165,135	42	1,458,333	3,963	8.8
—	大林町1丁目	518,770	218	872,000	2,380	1.7	160,268	31	1,093,750	5,129	6.8
合計及び平均		8,961,375	—	16,166,000	—	1.8	2,833,802	—	33,300,000	—	11.8

たとえば、古紙類等において 1 回当たり回収量の少ない⑰、⑱及び⑲のリサイクルステーション、その他資源において 1 回当たり回収量の少ない④、⑨及び⑭から⑲までのリサイクルステーションについて

は、年間の収集回数を減らすことにより、委託費の削減ができないかを、リサイクルステーションごとの保管容量を考慮しながら検討することが望ましい。

c 合併地区のリサイクルステーションの運営について

合併地区のリサイクルステーション（番号⑭から⑯まで）は回収数量が少ないとこと及び回収に係る委託業務の単価が高いことから、明らかに支出超過となっていることが分かる。

これは、合併地区は人口が少なく、リサイクルステーションへの資源の持込み数量が少ないことが主な理由であると考えられる。

可能な限り経済的にリサイクルステーションを運営するためには、市民がリサイクルステーションへ資源を持ち込む時間帯を調査し、運営日及び運営時間を絞り込み、これらを短縮することで、管理業務等の委託費を削減し、又は収集回数を減らすことにより、発生する収集業務委託費を削減する等の対応を取る必要があると考える。

上記の例に限らず、リサイクルステーションの最適な運営（新規設営又は廃止の適切な意思決定、資源化数量の最大化及び運営コストの最小化）、更には、家庭系資源ごみの回収及び集団回収というリサイクルステーション以外の回収方法も加味した資源化事業全体としての資源ごみ回収の適正な運営のために、リサイクルステーション別の収支の年度ごとの把握及び確認が必要であると考える。

（4）リサイクルステーション資源収集運搬業務委託について

ア 概要

市は、リサイクルステーションにあるガラスびん、有害ごみ、危険ごみ、飲料缶、ペットボトル及びプラスチック製容器包装（以下これらを「資源物」という。）の回収及び市の指定した搬入場所への運搬をA社に委託しており、その委託費用は、以下のとおりである。

表 3-15 リサイクルステーション資源収集運搬業務委託費用

地区	単価(円)	回数	金額(円)
豊田地区	35,000	500	17,500,000 円
合併地区	50,000	316	15,800,000 円
合計			33,300,000 円

イ 手続

リサイクルステーション資源収集運搬の業務委託に係る案件発注決定書、仕様書、積算書、契約書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

業務委託に係る積算単価について（意見）

a 積算単価の算定根拠について

リサイクルステーション資源収集運搬の業務委託については、豊田地区において 1 回 35,000 円という単価が設定されているが、これは、公共建築工事の発注における積算業務のために開発されたソフトウェア「営繕積算システム RIBC」に設定されている単価表から、当該収集業務において使用する車種と類似する車両における公共建築工事の積算単価を選択し使用しているということである。

しかし、公共建築工事とごみの収集運搬業務に明確な類似性はなく、公共建設工事に使用する積算単価をそのまま使用できるとは考えにくい。

また、合併地区に対する単価 50,000 円については、業務に係る時間や燃料費が豊田地区より多く掛かることを見込んだものとなっているが、これについても明確な積算根拠はない。

当該業務は、A 社との随意契約であるため、契約の締結に当たり競争性がないことから、委託金額の積算及び検討については、より

慎重な対応が求められる。このため、精算単価の算定根拠を明確にする必要がある。

b A社に委託している他の業務との関係について

A社に対しては、家庭系ごみの豊田地区リサイクル資源回収運搬業務及び豊田地区資源回収容器配布業務を委託しているが、当該業務においては下記の方法で価格が算定されている。

価格算定方法は以下のとおりである。

- ①それぞれの業務に必要な収集車の台数を算定する。
- ②収集車1台1月当たりの費用を算定する。これを12倍して1台1年当たりの費用を算定する。
- ③必要な収集車の台数に1台1年当たりの費用を乗じて委託金額を算定する。

②収集車1台1月当たりの費用算定は以下のように行われている。

表 3-16 収集車1台1月当たりの費用

項目	金額(月額)	備考等
人件費	1,163,250円	運転手1名、収集員1名
車両関係費	307,568円	
予備費	1,505円	
諸経費(※)	161,955円	(人件費+車両関係費+予備費)×11%
消費税	81,713円	
合計	1,715,991円	

※諸経費の内容は事務給料、通信費、光熱水費、租税公課費、旅費、交通費、事務消耗品費、事業主利益、建物費用等とされている。

ここで、リサイクルステーション資源収集運搬業務及び豊田地区リサイクル資源回収運搬業務は、A社の所有する同じ車両及び運転手によって実施される場合があるため、人件費、車両関係費等の積算については、双方の委託業務を総合的に勘案し検討する必要がある。

以上から、リサイクルステーション資源収集運搬の業務委託に係る積算単価の算定においては、従来の「営繕積算システム RIBC」の

単価表を使用した方法から、積算資料をA社から入手した上で、豊田地区リサイクル資源回収運搬業務と合わせて検討されることが望まれる。

(5) リサイクルステーションの古紙等資源回収業務委託及び売扱いについて

ア 概要

リサイクルステーションで回収した古紙等の資源化を図るため、A協同組合との間で、リサイクルステーション古紙等資源回収業務委託契約及び古紙等の物品売扱い契約を締結している。

当該業務は、随意契約により委託契約が締結されている。随意契約による理由は、「前年度まで本業務において良好な実績があり、回収量及び市場価格が変動した場合においても、組合員相互の協力により円滑な回収の達成が見込まれる」ためである。

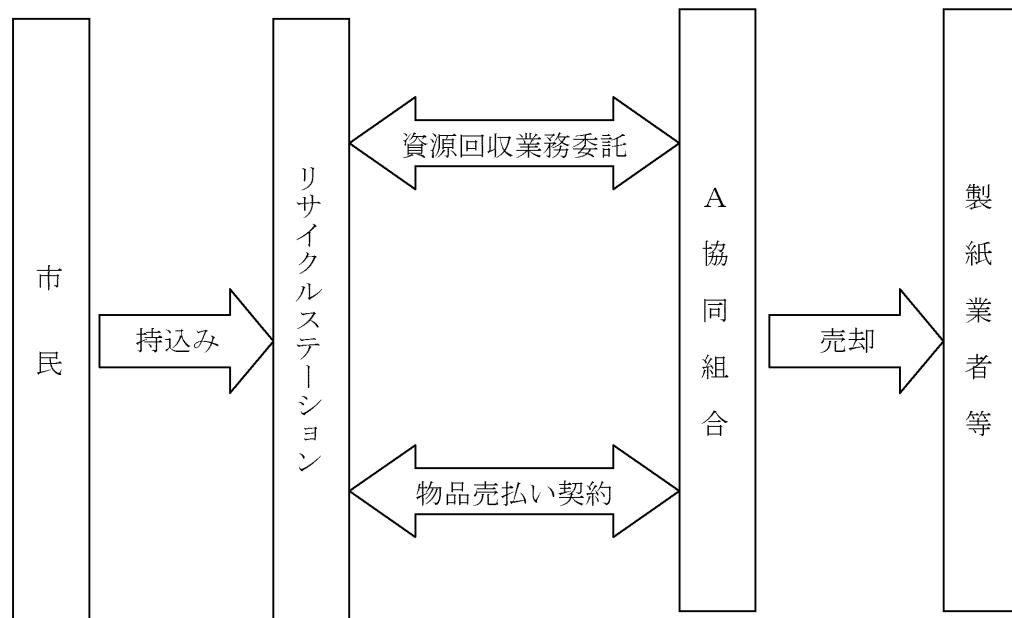


図 3-8 リサイクルステーションの古紙等資源回収業務及び物品売扱い

イ 手続

リサイクルステーションの古紙等資源回収業務委託及び売扱いに係る仕様書、積算書、契約書、業務完了届等の関連書類一式を入手し、必

要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

（ア）古紙等資源回収業務委託金額の決定方法について（意見）

リサイクルステーション古紙等資源回収業務委託については、予定価格が前年の委託金額を参考に作成されており、単価について詳細な積算は行われていなかった。また、A協同組合の見積提示額が15,855,000円と予定価格を下回ったため、当該金額にて契約を締結しているが、見積書に詳細な内訳資料は添付されていなかった。

表 3-17 古紙等資源回収業務積算金額

	単価 (人件費及び車両運行費)	数量 (回数)	金額
豊田地区	4,000 円	2,566	10,264,000 円
豊田地区以外	13,000 円	454	5,902,000 円
合計			16,166,000 円

当該業務は随意契約のため、業務の委託に当たり競争がないことから、予定価格の算定に当たっては詳細な積算を実施し、A協同組合からも詳細な見積根拠を入手した上で委託金額について検討すべきである。また、古紙等資源回収業務報告書には回収場所と品目別の回収数量が記載されているのみであるが、回収業務に掛かった実績時間等を把握し、次年度の予定価格に反映させていくべきであると考えられる。

例えば、それぞれ以下の方法が考えられる。

表 3-18 予定価格算定の改善案(人件費)

	現状	改善案
予定価格算定	1 か所当たりの単価が記載されているのみ(車両運行費との区別なし)	必要時間数×単価から算定する
見積書	年間金額が記載されているのみ	必要時間数×単価を記載した内訳の提出を求める
業務報告書の記載内容	箇所別及び品目別の回収数量が記載されているのみ	回収に要した実績時間も記載し、見積書と比較可能な状態にする

表 3-19 予定価格算定の改善案(車両運行費)

	現状	改善案
予定価格算定	1 か所当たりの単価が記載されているのみ(車両運行費との区別なし)	報告を受けた実績を基に、車両、燃料費等の内訳を記載する
見積書	年間金額が記載されているのみ	車両運行費の内訳を記載した見積の提出を求める
業務報告書の記載内容	箇所別及び品目別の回収数量が記載されているのみ	実際に掛かった車両運行費を記載し、見積書と比較可能な状態にする

(イ) 古紙等の物品売払い契約について（意見）

平成 24 年度の当該契約における売払い単価及び市場価格の推移は、以下のとおりであり、常に市場価格を下回っている状況にある。

表 3-20 古紙等の物品売払い単価及び市場価格

単位:円(kg当たり)

	上期		第3四半期		第4四半期	
	契約単価	市場価格	契約単価	市場価格	契約単価	市場価格
新聞	7.0	8.5	6.5	7.5	6.0	6.5
雑誌	6.0	7.0	5.0	6.3	4.5	6.0
ダンボール	7.0	7.5	5.5	6.8	5.5	6.5
牛乳パック	8.5	—	8.5	—	8.5	—
古布	0	—	0	—	0	—

(注)ここでいう市場価格とは、業界紙「メタル・リサイクル・マンスリー」の再生用古紙相場(東海地区、並値)のそれぞれの期間の直前3か月の平均値である。

当該業務は随意契約であり競争性がないことから、売却単価の決定に当たっては過度に安価な金額とならないよう、慎重な検討が必要である。

(6) リサイクルステーションにおけるペットボトル圧縮回収機の賃借について

ア 概要

市は、市民のリサイクル、買物、通勤、環境学習、ボランティア活動等の様々な分野での環境配慮行動に対して「とよたエコポイント」を発行している。とよたエコポイント制度は、愛・地球博で始まった EXPO エコマネーを活用した制度である。

とよたエコポイントの発行メニューの中には、ペットボトル圧縮回収機にペットボトルを投入すると1本当たり0.5ポイントが付与されるというものがある。これは、リサイクルの推進を図るとともに、市民の環境配慮行動の促進につなげることを目的としており、その概要は以下のとおりである。

(ア) ポイント付与の流れ

リサイクルステーションにペットボトルを持ち込み、ペットボトル圧縮回収機に投入する。ペットボトル圧縮回収機は、ペットボトルを圧縮し、本数に応じてとよたエコポイントを発行する。ポイントの発

行には、ペットボトルを圧縮回収機へ投入する必要があり、通常どおり、リサイクルステーションにペットボトルを持ち込むだけではペットボトルの本数に応じたポイントは付与されない。

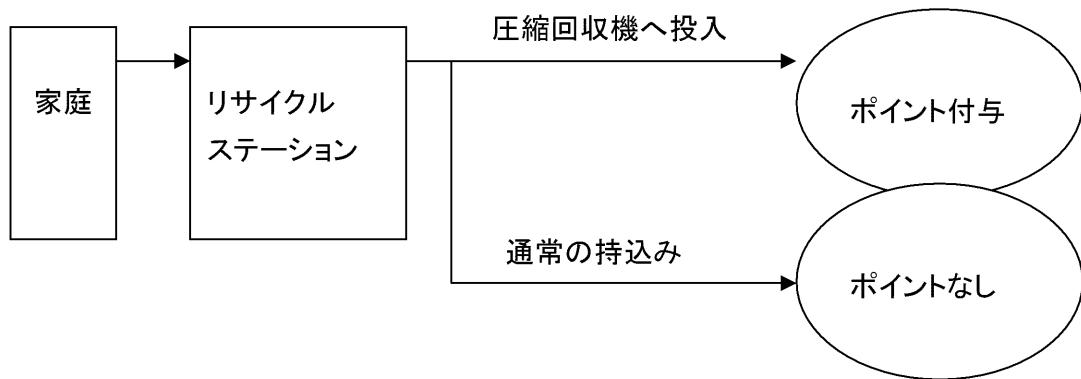


図 3-9 リサイクルステーションにおけるペットボトル回収の流れ



(左) ペットボトル圧縮回収機 (右) ペットボトル圧縮回収機により
回収されたペットボトル

図 3-10 設備写真

(イ) 圧縮回収機の設置、ペットボトルの回収及びポイント付与の状況

ペットボトル圧縮回収機は平成 23 年 12 月から導入され、8 か所のリサイクルステーションに賃貸借契約により設置されている。平成 24 年度の賃借料は 8,820,000 円である。

平成 23 年度及び平成 24 年度のペットボトル圧縮回収機を設置した 8 か所のペットボトルの回収数量及びリサイクルステーション全体の回収数量は、以下のとおりである。

表 3-21 ペットボトル圧縮回収機の設置場所及びペットボトル回収数量

単位:kg

拠点	平成 23 年度	平成 24 年度
①イオン豊田店西駐車場(広路町)	95,303	127,192
②アピタ豊田元町店西側駐車場(土橋町)	38,992	50,284
③メグリア本店西側駐車場(大林町1丁目)	51,064	39,811
④スーパーやまのぶ若林店(若林東町)	26,271	56,072
⑤メグリア藤岡店敷地内(西中山町)	29,397	34,023
⑥フィール・フードメッセトヨタ東駐車場(前田町)	45,994	55,983
⑦東山体育センター駐車場(宝来町)	36,582	48,854
⑧運動公園陸上競技場東(高町)	56,862	70,434
圧縮回収機設置箇所合計(①から⑧まで合計)	380,465	482,653
リサイクルステーション全体の合計	640,000	767,528

(注)③は平成 25 年 1 月に廃止

イ 手続

ペットボトル圧縮回収機の賃貸借契約に係る仕様書、契約書、業務完了届等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

ペットボトル圧縮回収機について（意見）

下記の a から c までの状況を鑑みると、リサイクルステーションにおけるペットボトル圧縮回収機の設置については、今後の事業見直し時に検討されることが望ましい。

a 設置場所について

とよたエコポイントの付与は、市民のリサイクル、買物、通勤、環境学習、ボランティア活動等の様々な分野での環境配慮行動に対して、経済的利益を付与することになるため、対象となる活動は可能な限り平等な機会が設けられるべきである。

ここで、1回の来場につき5ポイントを発行する端末は全てのリサイクルステーションに設置されているものの、ペットボトルの回収に対するポイント付与については、表3-21のとおり8か所と限定されている。

b 現場での運用状況について

実際にペットボトル圧縮回収機を設置しているリサイクルステーションの運営受託業者に質問したところ、回収が集中する休日には圧縮回収機の前に順番待ちの列ができ、速やかな回収が行えないケースがあるとの回答を得た。

また、ペットボトル圧縮回収機によって回収されたペットボトルの口元のリング部分は、別途燃えるごみとしての処理が必要となるとのことである。

c ペットボトルの資源化率に対する効果について

下図のとおり、平成23年度から平成24年度までにかけてリサイクルステーションのペットボトル回収数量は増加したものの、家庭系の資源ごみとして資源ステーションで回収されたペットボトルの数量は減少しており、資源化事業全体としてのペットボトル回収数量の増加は、47tにとどまっている。また、燃えるごみとして捨てられているペットボトルの数量は、推定で355tから492tへと増加している。

このことから、リサイクルステーションでのペットボトルの回収数量の増加は、家庭系の資源ごみとして従来から資源化されていたもの一部が、リサイクルステーションで回収されるようになったとも考えられ、ペットボトル圧縮回収機設置の目的の一つであるリサイクル推進に対して、明らかな効果は見てとれない状況にある。

【ペットボトル回収数量】			(単位:t)
品目	資源化事業		燃えるごみ(※)
	リサイクルステーション	資源ごみ	
平成23年度	640	229	355
平成24年度	767	149	492

図 3-11 ペットボトル回収数量

※「豊田市の清掃事業」に記載されている可燃ごみの回収数量に、ごみ組成調査結果(燃やすごみ)のペットボトル組成比率を乗じて推定計算している。

平成 23 年度 $107,534\text{t} \times 0.33\% = 355\text{t}$

平成 24 年度 $109,289\text{t} \times 0.45\% = 492\text{t}$

(7) 金属ごみ等のリサイクルに関する業務委託について

ア 概要

金属ごみ等のリサイクルに関する業務については、以下の委託契約を締結している。

A社：①金属ごみ等リサイクル業務委託

収集した金属ごみ、不燃性粗大ごみ及びグリーン・クリーンふじの丘の金属ごみをA社工場において破碎処理及び磁力等による選別をすることにより、有価物を回収し金属ごみ等の減量を図る。

②小型家電製品分別回収及び処理業務委託

①の業務の前段階として、小型家電製品の分別回収をするとともに、有価物としての処理業務を行う。

B社：③金属ごみ等リサイクルダスト処分委託

グリーン・クリーンふじの丘に保管されている金属ごみをA社工場に搬入する。

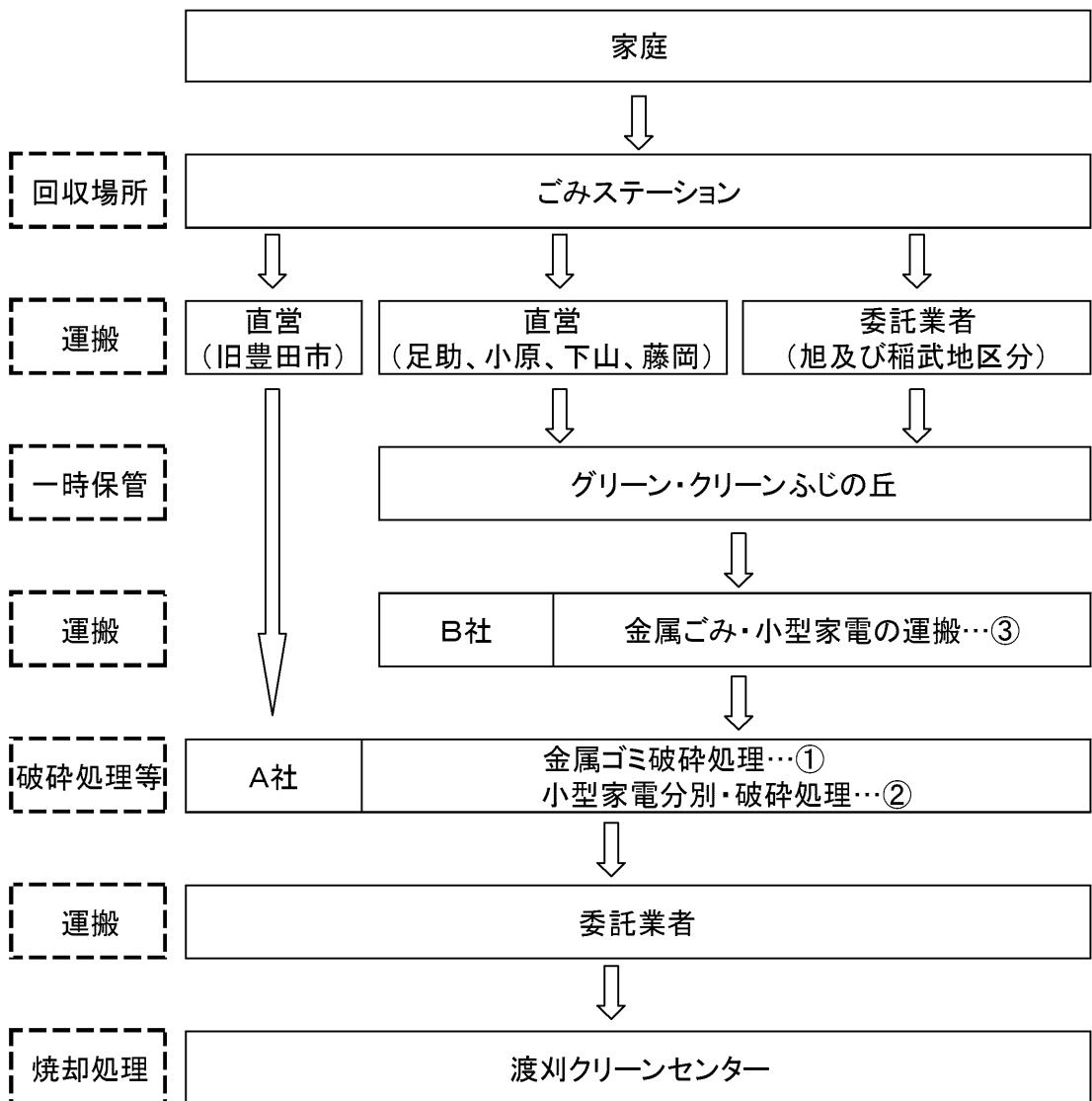


図 3-12 金属ごみ等のリサイクルに関する業務の流れ

イ 手続

上記①から③までの業務委託に係る案件発注決定書、仕様書、予定価格調書、見積書、契約書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

積算単価について（意見）

上記①から③までの業務は、それぞれ以下の理由から随意契約により委託契約が締結されている。

①及び②については、現在、市内の業者で許可を有している業者はA社のみであり、一般廃棄物の処理については、発生した市の区域内で処理することが一般的とされていること、③については、A社の関連会社であるB社のみが金属ごみ等のリサイクルダストをA社の工場へ搬入する許可を持っていることが理由である。

随意契約における価格の設定については、競争相手がいないことから特に慎重な検討が必要になるが、その単価については、平成22年度から平成24年度まで変更がなく、当初の積算根拠資料も保管されていなかった。積算根拠資料入手し、その内容の妥当性についての検討が行われるべきであると考えられる。

（8）有害ごみ破碎及び処分業務委託について

ア 概要

有害ごみ破碎及び処分業務委託は、資源ステーションから収集運搬された有害ごみ（蛍光管、乾電池及び体温計）を銀、アルミチップ、口金及び炭素棒にリサイクルし、ガラスについてはカレット化（ガラスをラベルや異物を取り除いて色分別し、原料用に細かく碎いた状態にすること）して、グラスウール及びセメント原料に適正処理するものである。

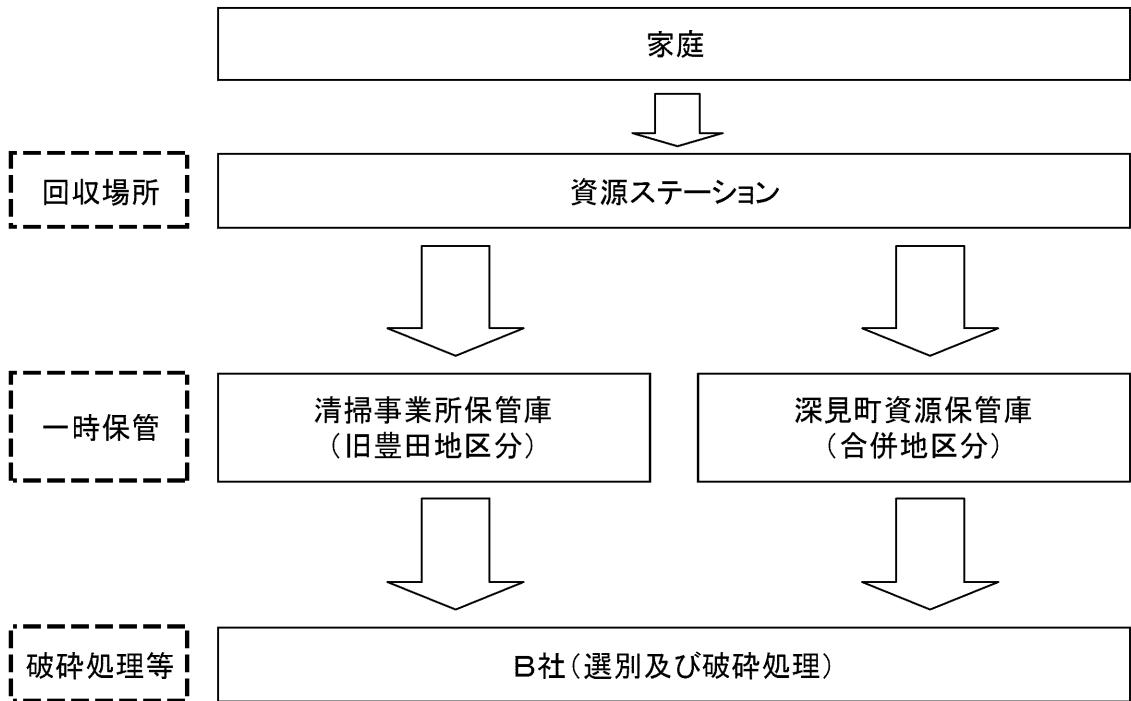


図 3-13 有害ごみの処理フロー

イ 手続

有害ごみ破碎及び処分業務委託に係る案件発注決定書、仕様書、予定期格調書、見積書、契約書等の委託業務の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問、視察等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

積算単価について（意見）

現在、市内の業者で、有害ごみ破碎及び処分業の許可を有している業者は、B社のみであること及び一般廃棄物の処理については、基本的に発生した市の区域内で処理することが一般的とされていることから、当該委託業務については、随意契約となっている。

随意契約における価格の設定については、競争相手がいないことから特に慎重な検討が必要になるが、その単価については、平成 22 年度から平成 24 年度まで変更がなく、当初の積算根拠資料も保管されていなかった。積算根拠資料を入手し、その内容の妥当性についての検討が行われるべきであると考えられる。

(9) 緑のリサイクルセンターの概要について

ア 施設の概要

緑のリサイクルセンターは、豊田市枝下町に位置する施設で、平成 20 年 12 月着工で平成 22 年 7 月に供用を開始した施設である。総事業費は 1,743 百万円で敷地面積 79,430 m²、処理能力は 1 日 26t である。このような資源化施設を所有運営している市区町村は全国にも少ない。

資源循環の促進を図る施設として、焼却施設の負荷低減及びごみの減量とリサイクルの促進を図ることを目的として整備された。具体的には、刈草、せん定枝及び食品残さを堆肥化し、販売することで循環型社会の促進を目指している。



(左)事務所及び計量棟

(右)発酵ヤード

図 3-14 施設写真: 緑のリサイクルセンター

イ 施設の収支概要

施設の収支概要としては、歳入面は、刈草、せん定枝及び食品残さを受け入れた際に徴収する塵芥処理手数料及び生産したい肥の売扱収入が主であり、歳出面は、大半が運転管理業務委託料であり、そのほかに施設の維持管理費がある。生産済みのたい肥は、緑のリサイクルセンターのほか、渡刈クリーンセンターや豊田市内の農業協同組合（以下「JA」という。）等で販売している。

採算性で見た場合、本来であれば焼却処理していた刈草、せん定枝及び食品残さを資源化し、資源化率の向上を主眼に運営している施設であるため、歳出が歳入を上回る結果となっている。

以下は、平成23年度からの歳入、歳出、資源化量及び運転管理業務の委託契約形態をまとめたものである。

表3-22 歳入、歳出、資源化量及び運転管理業務の委託契約形態

	歳入	歳出	資源化量	契約形態
平成23年度	50,588千円	134,259千円	1,003t	随意契約
平成24年度	47,930千円	128,399千円	906t	随意契約
平成25年度(予算)	47,932千円	150,542千円	—	随意契約

(10) 緑のリサイクルセンターの運転管理業務の契約形態について

ア 概要

前述したとおり、緑のリサイクルセンターの運転管理業務は委託契約を結んでおり、供用開始当初から契約形態は随意契約となっている。委託先は、市が51.5%出資する豊田加茂環境整備公社で、委託内容は施設全体の運転管理業務であり、施設の修繕費、水道光熱費、消耗品費等の経費は市で支出している。なお、豊田加茂環境整備公社は、緑のリサイクルセンターの近隣に位置しており、人員の融通においては利点がある。

イ 手続

業務委託契約書等を入手し、必要と考えられる監査手続（現場視察、閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

随意契約及び再委託の必要性について（意見）

平成 24 年度の緑のリサイクルセンターにおける支出金額は、以下のとおりである。

表 3-23 緑のリサイクルセンターにおける支出金額

内容	金額	構成比率
運転管理業務委託料	101,850,000 円	79%
その他委託料	1,884,200 円	2%
光熱水費	8,095,380 円	6%
消耗品費	6,893,500 円	5%
修繕料	3,883,001 円	3%
燃料費	3,201,549 円	3%
通信運搬費	1,188,280 円	1%
その他	1,403,656 円	1%
合計	128,399,566 円	100%

上記の表を見ても分かるとおり、随意契約による運転管理業務委託料の支出金額の全体に対する割合は、79%と高率であった。

ここで、市が運転管理業務について随意契約としている理由としては、廃棄物処理施設を総合的に管理し、大気、騒音、振動、悪臭、水質等の専門的知識及び経験が豊富で、また、緊急時の対応が迅速にでき、地域からの信頼も厚く、廃棄物の計量からたい肥の製造販売までの一連の作業を委託する業者が、ほかにはないためであるとしている。

なお、豊田加茂環境整備公社の受託業務に係る運転管理体制は以下のとおりである。

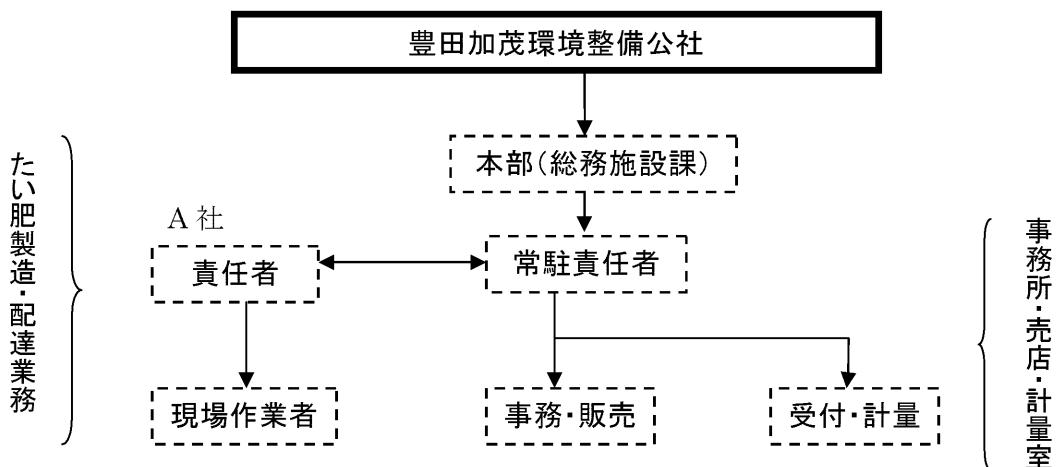


図 3-15 豊田加茂環境整備公社の受託業務に係る運転管理体制(平成 24 年度)

豊田加茂環境整備公社と A 社は、重機等の運転管理の業務委託契約を締結している。これは、市からみれば再委託契約となる。委託金額は 41,475 千円（平成 24 年度）で、再委託比率は 40.7% であった。

また、事務所、売店及び計量室に必要な人員は、派遣会社からの人材派遣により、事務及び販売業務には常時 2 名、受付及び計量業務には 7 名の交代制で常時 2 名、合わせて常時 4 名の人員を投入している。

なお、平成 25 年 7 月からは、派遣会社との委託契約に切り替わっており、結果的に緑のリサイクルセンターで必要な日常の運転管理業務の大半は、再委託契約によって実施するという形となっている。

契約が随意契約によっていることは、業務の性質上、廃棄物処理施設の運転管理業務の特殊性からいえば、専門知識と経験を持った業者以外では対応が困難であるという理由や、豊田加茂環境整備公社の所在地が緑のリサイクルセンターの近隣に位置することから緊急時の対応が可能である等の理由である。

しかし、前述のとおり豊田加茂環境整備公社は、その中心作業を A 社及び派遣会社に再委託しており、豊田加茂環境整備公社による利益部分の積み増しや、市の直接的なモニタリング機能が希薄となることから、業務の効率性及び合理性が阻害される要因となり得る。

直接、市が業者と契約を結ぶことで一次委託に係る人件費や管理費等の諸経費が削減でき、また業務の効率性についての密接なモニタリングが可能となる。また、豊田加茂環境整備公社以外に専門的知識や経験を持つ業者は少数ではあるが複数存在することから、随意契約でなければならない主な理由とはならないと考えられる。さらに、緊急に対応が必要な事例は頻繁ではなく、緑のリサイクルセンターの近隣

に存在するという立地上の利点から随意契約にしているという理由も主な理由にならないと考えられる。

以上のことから、今後においては、経費の削減及び市の直接的なモニタリング機能の強化による業務の効率性及び経済性を伴った執行を確保するために、より競争性を図ることができる契約手法の導入を検討されたい。

(11) 緑のリサイクルセンターにおける豊田加茂環境整備公社への委託金額について

ア 概要

前述したとおり、緑のリサイクルセンターでは、運転管理業務を豊田加茂環境整備公社に委託し、たい肥製造及び配達業務をA社に、平成25年7月からは事務所、売店及び計量業務を派遣会社に再委託している。

豊田加茂環境整備公社への委託金額の内容は主に人件費であり、A社では1名の責任者と6名の現場作業員の合計7名、派遣会社では事務及び販売作業に2名と受付及び計量作業に2名の合計4名、それに加えて豊田加茂環境整備公社の常駐責任者が1名と全体では12名体制の人員が配置されている。

イ 手続

委託費積算書等を入手し、必要と考えられる監査手続（現場視察、閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

(ア) 人員配置の効率性について（意見）

前述したとおり、緑のリサイクルセンターでは現場作業員7名、事務作業員が4名常駐し、作業を実施している。

現場作業員は、各工程に分散して配置されており、また、たい肥を卸先へ搬入する際の運転手も兼ねているため、常時 6、7 名の人員が緑のリサイクルセンター内で運転業務を実施している。卸先は J A や道の駅等の計 5 団体である。

派遣会社から派遣された人員は、事務所に 2 名、計量室に 2 名が従事しており、事務所では事務業務及びたい肥販売業務、計量室では搬入前計量及び搬入後計量で各 1 名が業務を実施していた。

現場視察を実施した結果、事務所における事務業務及びたい肥販売業務、計量室における搬入前計量及び搬入後計量は、それぞれ同じ建物内で実施されており、常時各 2 名ではなく、各 1 名ずつの人員で対応可能ではないかとの推察がなされた。

緑のリサイクルセンターでは、計量室を中心に、左右に搬入前と搬入後の通路が整備されている（図 3-16 参照）。

また、緑のリサイクルセンターの 1 日の搬出時間のピークは偏っており、加えて、刈草及びせん定枝の採取量は季節によって変動し、食品残さは給食センターからの搬入量が夏場や冬場は一時的に減少するなど、時期によって搬入量にばらつきがある（図 3-17 参照）。

以上を考慮すると、緑のリサイクルセンターでの計量業務は、1 名の人員で作業が可能である時間帯が比較的多いと考えられる。

人件費部分の委託費の積算価格は、年間の運営日数に「建設物価」に記載されている積算単価を乗じて算定されており、ピーク時も閑散時も関係なく計算されている。したがって、計量室の人員の効率的運用及び全体として季節的変動を考慮した人員の配置によっては、経費の削減が可能であると推察される。

ピーク時の影響を考慮すれば、現在の人員配置は必要であるという考えもあるが、時間帯による影響及び季節的変動を加味した全体としての事務所内及び計量室内の人員配置を再検討し、より一層の効率化を検討されたい。



(左)計量棟

(右)計量作業中の計量棟

図 3-16 施設写真:緑のリサイクルセンター(計量棟)

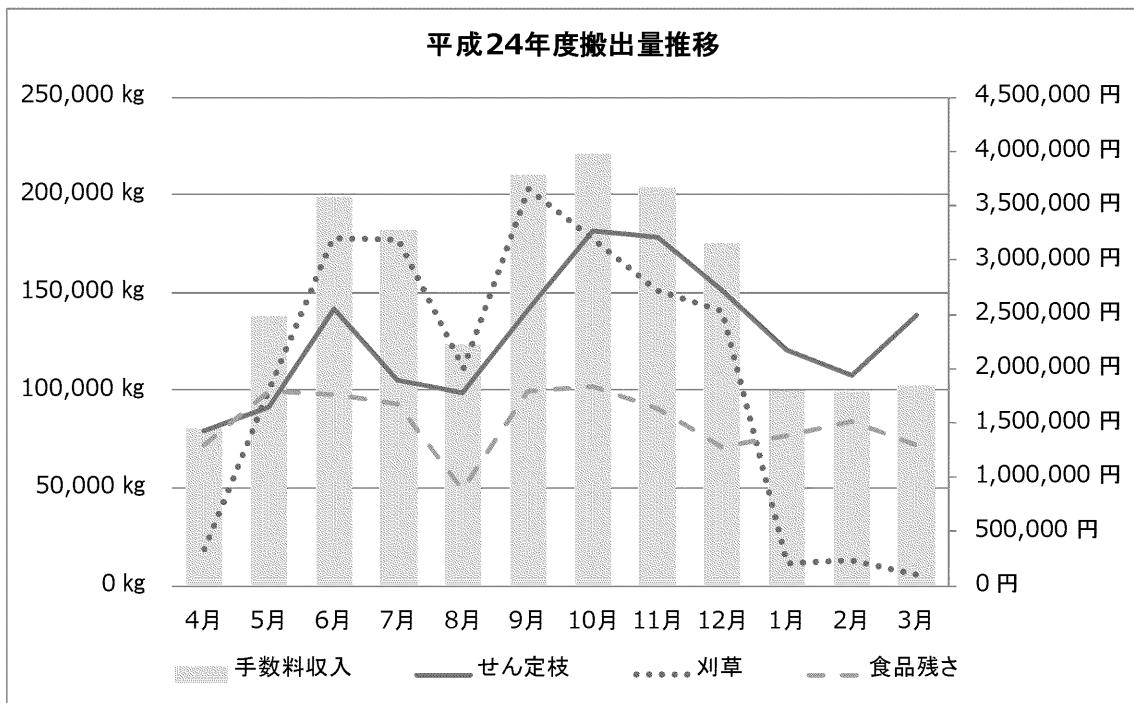


図 3-17 平成 24 年度の刈草、せん定枝及び食品残さの搬入量推移

(イ) 委託料の積算価格について（意見）

平成 24 年度の豊田加茂環境整備公社との委託契約の委託費積算書によれば、委託費は、大きく分けて直接業務費、業務管理費、技術経費、一般管理費等及び車両管理費から構成されており、また直接業務費は、運転管理費及び施設運営費で構成されている。ここで、平成 24 年度の積算内容は、以下のとおりであった。

表 3-24 緑のリサイクルセンターにおける積算内容

科目	細目	計算方法
運転管理費	運転管理業務費	
	安全用品・保護具等	運転管理業務費 × 0.02
施設運営費	全般管理・計量・事務・受付・販売業務費	
	施設維持管理業務費	
直接業務費計		
業務管理費		直接業務費計 × 0.06～0.08
技術経費		運転管理業務費 × 0.1～0.2
業務原価		
一般管理費等		業務原価 × 0.2～0.25
車両管理費		
合計		

緑のリサイクルセンターにおける運転管理業務の積算については、ごみ焼却施設を対象にした、公益社団法人全国都市清掃会議が発行している「廃棄物処理施設維持管理業務積算要領」（以下「積算要領」という。）を参考としている。積算要領によれば、業務委託費の構成は下図のようになる。

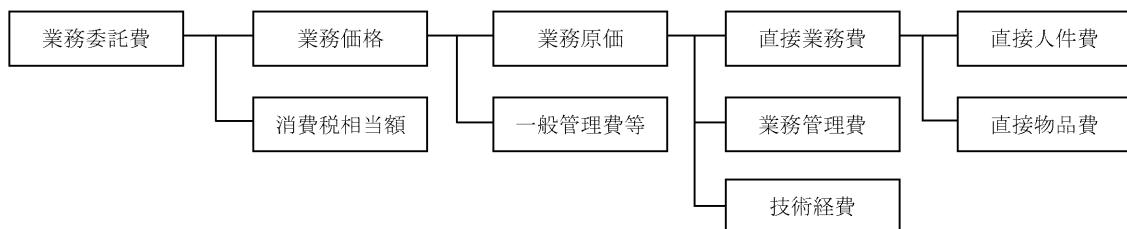


図 3-18 業務委託費の構成

ここで、平成 23 年度から平成 25 年度の委託費積算書と積算要領を照合又は比較した結果、次のような相違が見られた。

a 運転管理費について

平成 24 年度において、安全用品、保護具等の名称で運転管理業務費に 2% を乗じた費用が計上されていた。これは、積算要領にのつとり計算されたものであるが、積算要領によると、直接人件費に 2% を

乗じた金額を直接物品費に計上できるとしている。また、直接物品費の内容としては、以下のとおりとなっている。

- ①ウエス、洗油、ロープ、養生シート、事務用品等の消耗品、報告書の費用
- ②備品・消耗品及び特殊工具、計測機器（設備機器に付属して設置されているものを除く。）

さらに、直接物品費として別途積み上げ可能なものとして、光熱水費、薬剤費、潤滑油、グリス、運転日誌、帳票類等の消耗品、重機等の賃借料、燃料費等が挙げられている。

ここで、平成 24 年度の委託費積算書を通査した結果、運転管理業務費の中に人件費以外の項目が入っていた。上記に照らし合わせると、人件費以外の項目に 2% を乗じて直接物品費として計算することはできない。

また、平成 23 年度及び平成 25 年度の委託費積算書を通査した結果、平成 23 年度も同様に人件費以外の項目が入っているが、平成 25 年度では人件費以外の項目は入っておらず、修正されていた。この点、平成 25 年度においては妥当な計算がなされていた。

合理性の観点から、毎年度継続した積算方法で統一すべきであり、今後はその点を徹底されたい。

b 技術経費について

平成 24 年度において、技術経費として運転管理業務費に 10% を乗じた費用が計上されていた。積算要領では、技術経費の内容として、保守点検業務及び運転操作監視業務が挙げられている。

ここで、平成 24 年度の委託費積算書を通査した結果、運転管理業務費の中に運転管理に係る人件費、たい肥製造、運搬雑費及び膨潤機補修費が入っていた。上記に照らし合わせると、保守点検業務及び運転操作監視業務に係る人件費以外は計算に入れることはできず、少なくとも運搬及び配達担当業務に係る人件費は技術経費として計算することは妥当ではない。合理的及び客観的な判断の下、積算方法を決定していただきたい。

また、平成 25 年度において、この点については同様である。

c 技術経費率について

積算要領では、技術経費率は 10%から 20%までとされている。平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度に適用されている技術経費率はそれぞれ異なる率が使用されていた。

ここで、どのような技術経費率を使用するかについて、積算要領によれば以下のとおりとなっている。

①上限値 20%

- ・技術内容が複雑困難で業務内容に技術を要すると認められる場合
- ・管理者側の指導をほとんど受けずに維持管理を行う場合

②下限値 10%

- ・技術内容が平易な場合
- ・管理者側の指導を受けて維持管理を行う場合

加えて、有資格者を必要とする業務である場合、上限 5%までの範囲内で一つの資格につき 1%を追加できる。

平成 23 年度から平成 25 年度までにおいては、いずれも積算要領の範囲内で率を決定しているが、毎年度、異なる率を使用している。緑のリサイクルセンターでの業務内容は年度によって変わるものではなく、また管理者も交代しているわけではない。つまり、技術内容及び管理者の指導方法に変更がない場合、合理的な理由がある場合を除き、当該技術経費率を変更すべきではない。

この点、平成 25 年度においては、有資格者（技術管理者、フォークリフト運転技能講習修了者及び車両系建設機械運転技能講習修了者）を条件に加えており、3%上乗せしている点では合理的な判断の上で決定された率といえる。しかし、平成 23 年度及び平成 24 年度の率ではこれらが考慮されておらず、毎年度、継続した判断を実施していないといえる。

合理性の観点から、毎年度、継続した積算方法で統一すべきであり、今後はその点を徹底されたい。

d 重機等の賃借料、燃料費等

平成 24 年度において重機等の賃借料は、車両管理費として業務原

価外に計上されていた。ここで、積算要領によれば、当該費用は委託者からの支給を原則として委託積算金額には含めないとしているが、委託積算金額に含める場合には、直接物品費の積み上げ積算とする旨の記載がある。

燃料費については、市で支給されておりこの点に問題はないが、重機等の賃借料については業務原価外ではなく、直接物品費の中に含めることが合理的であり、客観的な積算といえる。

また、平成 23 年度においては重機等の賃借料が業務原価に含まれており、平成 25 年度においては重機等の賃借料に加えて、燃料費が業務原価外の費用として含まれていた。

合理性の観点から、積算要領どおりの積算方法を採用し、さらに毎年度、継続した積算方法で統一すべきであり、今後はその点を徹底されたい。

(ウ) 車両の賃貸借契約について（意見）

前述したとおり、平成 24 年度の委託費積算書には、車両管理費という項目があり、その内訳として、重機賃借料（金額は 6,099 千円）及び車両賃借料（金額は 2,425 千円）が存在した。また、関連書類を通査した結果、市と豊田加茂環境整備公社で車両の賃貸借契約を締結していることが判明した。

つまり、市が保有している車両を貸し出し、貸出金額を委託契約の積算価格に上乗せし、同額の貸付料収入を受けている。実態は、無償で貸し付けていることと変わりがなく、書面上のやり取りのみである。

上記のように形式的に賃貸借契約を締結しているのみでは、かえって事務手続を非効率とし、また、委託費の中に織り込むことで委託金額が膨らんでいるように見えてしまい、積算価格の透明性を阻害しかねない。

このような要因を軽減させるために、当該車両の賃貸借契約の必要性を検討されたい。

(12) 緑のリサイクルセンター清掃費過年度国県支出金返還金について

ア 概要

緑のリサイクルセンター建設事業において、平成 20 年度から平成 22 年度までの間に国の循環型社会形成推進制度を活用し、国からの補助金

を得ていたが、平成24年度に補助金80,648,000円の返還が生じていた。

当初、補助金交付の対象事業費として1,406,991,935円で申請していたところ、平成23年度の国の会計検査の結果、管理棟や植樹等、交付対象の設備に直接必要な設備と認められない設備336,087,865円があると指摘され、結果的に交付された補助金80,648,000円を返還することとなった。

イ 手続

補助金申請書類等を入手し、必要と考えられる監査手続（現場視察、閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

交付金申請書類の精査体制について（意見）

前述したような補助金の返還が生じた経緯としては、申請の事務処理を愛知県が実施しており、市としては愛知県の確認を受けた上で、申請書類の提出をしたもの、申請内容に交付対象外のものが含まれていたことが原因である。

市としても申請者である以上、補助金の交付対象であるかの確認を網羅的に実施することが必須であり、今後はより一層の申請書類のチェック体制の整備を図ることが望まれる。

4 ごみの中間処理施設関連

(1) 中間処理施設の概要

ごみの中間処理施設である渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの施設概要は、以下のとおりである。

表 4-1 施設概要: 渡刈クリーンセンター

施設の名称	渡刈クリーンセンター
設置主体	豊田市
所在地	豊田市渡刈町大明神 39-3
所管部署	清掃施設課
敷地面積	39,282.56 m ²
建築面積	工場棟 9,019.72 m ² 管理施設 345.33 m ²
延床面積	工場棟 20,533.14 m ² (S 造、RC 造、SRC 造 地下 2 階地上 7 階) 管理施設 1,191.44 m ² (RC 造 地上 4 階)
処理方式	全連続燃焼方式 (流動床式熱分解ガス化溶融方式)
処理能力	405t/日 (135t/日 × 3 炉)
灰処理	飛灰: 薬剤処理
余熱処理	温水利用(場内、場外)
発電能力	6,800kw(抽気復水タービン)
竣工	平成 19 年 3 月 30 日(平成 15 年 9 月 26 日着工)
供用開始	平成 19 年 4 月 1 日
総事業費	11,067,000 千円
利用時間	平日: 8:30~16:00 月曜日は 7:30 から開場(ただし破碎が必要なごみは 8:30 から) 祝日: 平日と同じ(ただし、祝日が土曜日、日曜日に当たる場合は休み) 土曜日、日曜日、年末年始は休み
備考	平成 19 年 6 月 環境学習施設(eco-T)が同施設内にオープン



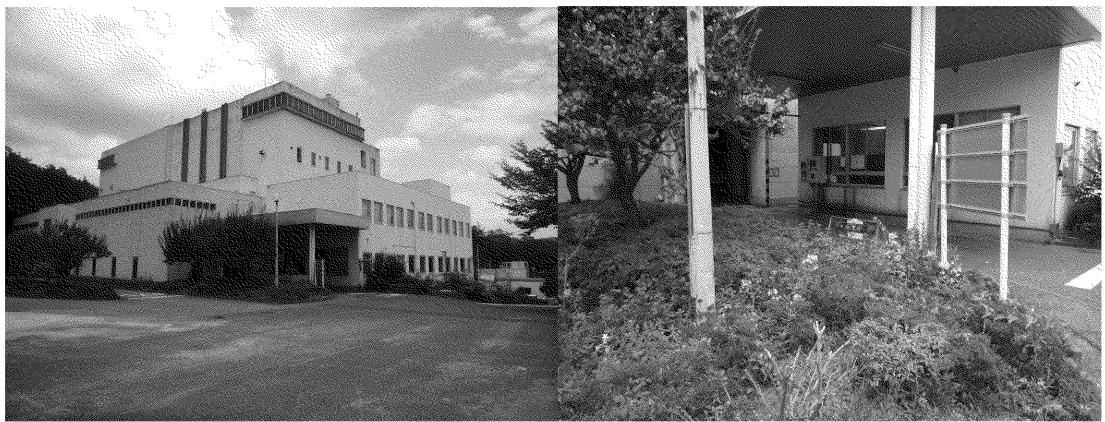
(左)施設外観

(右)溶融スラグ置場

図 4-1 施設写真: 渡刈クリーンセンター

表 4-2 施設概要: 藤岡プラント

施設の名称	藤岡プラント
設置主体	豊田市
所在地	豊田市下川口町奥山 516-4
所管部署	清掃施設課
敷地面積	52,569 m ²
建築面積	6,076 m ²
処理方式	全連続燃焼方式 (ストーク方式)
処理能力	90t/日
灰処理	飛灰:薬剤処理
余熱処理	-
発電能力	-
竣工	平成 6 年 10 月 31 日(平成 4 年 6 月着工)
供用開始	平成 6 年 11 月 1 日
総事業費	3,438,140 千円
利用時間	平日:8:30~16:00 土曜日:8:30~12:00 祝日:平日と同じ(ただし、祝日が日曜日に当たる場合は休み) 日曜日、年末年始は休み
備考	1 号炉、2 号炉(150t/日、昭和 54 年 4 月稼働) 平成 19 年 4 月廃止



(左)施設外観

(右)計量所

図 4-2 施設写真: 藤岡プラント

(2) 渡刈クリーンセンターの運転管理業務委託について

ア 概要

渡刈クリーンセンターについては、流動床式熱分解ガス化溶融炉のため運転管理及び整備に、高度な技術及び技能が必要となることを理由に、技術情報を入手できるプラント施工業者との間で、運転管理業務委託について随意契約が締結されている。

平成 19 年度の供用開始から平成 23 年度までは、単年度での運転管理業務委託契約を締結していたが、平成 24 年度から 5 年間の複数年契約が締結されている。

平成 23 年度までの運転管理業務委託契約においては、運転管理のみの委託であったが、平成 24 年度からは、運転管理に加え、施設の基本性能を維持するために必要な機器の点検（日常点検、定期点検、法定点検及び各種点検）、補修（清掃、分解及び修理）、更新（同性能の機器への取替え）等の施設の維持管理も業務委託範囲に包含されている。

複数年契約とするメリットについて市の見解は、以下のとおりである。

- ① 運転管理上の突発事象に対して、速やかな対応が可能となる。
- ② トラブル対策において、指揮命令系統が一元化され、迅速な対応が可能となる。
- ③ 複数年契約による有能な人材の確保が可能となる。
- ④ 市側の契約等の事務量が軽減される。

加えて、統括責任者が運転管理と施設整備を統括管理することにより実質的な運転管理人員の削減につながること、統括責任者の管理の下で施設整備を行うため専任技術者的人件費、派遣費等の削減につながること、維持管理に係る補修業務を保全員で実施することを基本とし外部への発注を可能な限り抑えることで整備費用の削減につながるといった経済的な効果を見込めると判断し、平成24年度から平成28年度までの複数年契約の締結がなされている。

複数年契約の締結を行うに際して、市は、コスト削減効果を以下のとおり試算している。

表4-3 複数年契約とした場合の経済的効果(市による試算)

(単位:千円)

	単年度契約	複数年契約					
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
運転管理	506,754	488,311	486,564	489,816	493,779	496,772	491,049
施設整備	845,225	861,060	870,893	717,177	731,377	901,740	816,450
合計	1,351,979	1,349,371	1,357,457	1,206,993	1,225,156	1,398,512	1,307,498

平成23年度の運転管理及び施設整備に係るコストの1,351,979千円と、複数年契約の運転管理及び施設整備に係るコストの5年間平均1,307,498千円を比較すると、40,000千円から50,000千円前後のコスト削減効果が見込めると試算し、契約締結に至っている。

イ 手続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（現場観察、閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

運転管理業務委託に係るコスト分析について（意見）

市は、単年度契約から複数年契約とすることで、運転管理及び施設整備に係るトータルコストについて、40,000千円から50,000千円前後の削減を見込んでいる。

以下において、平成23年度及び平成24年度の管理運営費及び施設整備費の実績額を歳出データから抽出し比較する。

表4-4 管理運営費及び施設整備費の歳出額

(単位:円)

	平成23年度	平成24年度	増減額
管理運営費	938,169,379	1,774,180,026	836,010,647
施設整備費	845,229,000	123,281,550	-721,947,450
合計	1,783,398,379	1,897,461,576	114,063,197

管理運営費と施設整備費の合計額を平成23年度と平成24年度で比較した結果、114,063千円のコスト増加となっている。ただし、施設整備費の中には、渡刈クリーンセンターの運営に直接関係しない歳出が含まれているため、施設整備費の内訳を検証し当該歳出を控除した結果のコスト比較を実施する。

表 4-5 施設整備費の内訳

(単位:円)

	平成23年度	平成24年度	増減額
ストックヤード施設等実施設計図書作成業務委託	5,229,000		-5,229,000
※2			
ごみ移送コンベヤベルト取替ほか修繕	141,750,000		-141,750,000
ボイラーホッパ耐火物取替ほか修繕	89,775,000		-89,775,000
ボイラー設備定期整備修繕	140,700,000		-140,700,000
各炉設備定期整備修繕	141,750,000		-141,750,000
共通設備定期整備修繕	142,800,000		-142,800,000
前処理破碎機切斷刃取替ほか修繕	103,950,000		-103,950,000
脱臭装置活性炭取替修繕	7,875,000		-7,875,000
電気設備定期整備修繕	71,400,000		-71,400,000
排ガス処理設備薬剤供給装置ほか修繕		36,015,000	36,015,000
※1			
渡刈クリーンセンター北側倉庫撤去工事		1,291,500	1,291,500
※2			
渡刈クリーンセンターストックヤード建設工事		2,908,500	2,908,500
※2			
渡刈清掃工場跡地整備工事		83,066,550	83,066,550
※2			
総計	845,229,000	123,281,550	-721,947,450

※1 市が負担している薬剤使用量の削減を目的とした修繕であり、渡刈クリーンセンターの運営委託の内容と直接的に関係しない。

※2 渡刈クリーンセンターの施設整備に該当するものではない。

施設整備費の内訳から、表 4-5 の※1 及び※2 を除外した結果、平成 23 年度及び平成 24 年度の管理運営費及び施設整備費の実績額は、以下のとおりとなった。

表 4-6 平成 24 年度の管理運営費及び施設整備費の歳出額
(運営に直接的に関係しない歳出を控除)

(単位:円)

	平成23年度	平成24年度	増減額
管理運営費	938,169,379	1,774,180,026	836,010,647
施設整備費	840,000,000	0	-840,000,000
合計	1,778,169,379	1,774,180,026	-3,989,353

表 4-6 から、平成 23 年度と平成 24 年度の比較において、渡刈クリーンセンターの管理運営及び施設整備に係るコスト削減額は 3,989 千円と試算できる。

市においては、前年度とのコスト比較及び契約締結時に試算したコスト削減効果の達成度合いの評価を実施していない。

複数年契約期間内において修繕の頻度及び発生回数にばらつきが当然生じるため、平成 23 年度と平成 24 年度の単純な比較では、複数年契約にしたことによるコスト削減効果を把握することは困難であることから、上述のコスト分析を複数年契約期間にわたり、継続的に実施していく必要があると考える。

コスト分析の実施により、中間処理施設における修繕計画の時期、金額等の情報が蓄積され、将来的に有用な情報となり得ると考えられる。また、受託者の運営及び整備に対するモニタリング機能の充実につながり得ると考える。

よって、市として複数年契約の締結を行うに際して試算したコスト削減効果の達成度合いを年度ごとに定量分析されることを検討されたい。

(3) 渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの処理量について

ア 概要

渡刈クリーンセンターは焼却炉 3 炉で、藤岡プラントは焼却炉 1 炉で各々稼働している。渡刈クリーンセンターの処理能力は 135 t / 日 × 3 炉、藤岡プラントの処理能力は 90 t / 日 × 1 炉である。

渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの焼却処理量の推移は以下のとおりである。

表 4-7 焼却処理量の推移

(単位: t)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
渡刈クリーンセンター	83,179	80,065	86,221	87,253	86,743
藤岡プラント	21,253	18,378	19,807	20,257	19,138
合計	104,432	98,443	106,028	107,510	105,881

次に、渡刈クリーンセンターと藤岡プラントの処理能力及び処理能力から算出した稼働状況は、以下のとおりである。

表 4-8 中間処理施設の処理能力

	処理能力 (t)	炉数	調整稼働率 ※1	年間稼働日数 (日) ※2	処理能力 (年)
渡刈クリーンセンター	135t	3炉	0.96	280	108,864t
藤岡プラント	90t	1炉	0.96	280	24,192t

※1 調整稼働率：故障等による能力低下又は炉停止を考慮した係数

※2 年間稼働日数：整備点検に必要な日数を考慮した日数

表 4-9 稼働状況(焼却処理量/処理能力)の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
渡刈クリーンセンター	76.4%	73.5%	79.2%	80.1%	79.7%
藤岡プラント	87.9%	76.0%	81.9%	83.7%	79.1%

表 4-9 のとおり、渡刈クリーンセンター、藤岡プラントとともに稼働状況は8割前後となっている。

次に、渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの焼却処理量の割合については、以下のとおりである。

表 4-10 焼却処理割合の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
渡刈クリーンセンター	79.6%	81.3%	81.3%	81.2%	81.9%
藤岡プラント	20.4%	18.7%	18.7%	18.8%	18.1%

表 4-10 のとおり、渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの焼却処理割合については、平成 20 年度から平成 25 年度までに大きな変化はない状況である。

イ 手続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（現場視察、閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

(ア) 藤岡プラントに係る将来計画について（意見）

表 4-7 のとおり、渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの過去 5 年間の焼却処理量を見ると、表 4-8 に示した渡刈クリーンセンターの処理能力 (108,864 t / 年) の範囲内にある。また、市のごみ削減目標に照らせば、今後、焼却処理量は減少していくことが予想される。このような状況から、藤岡プラントを存続させるか、又は藤岡プラントを廃止し渡刈クリーンセンターのみで焼却処理を行っていくかの意思決定が、将来的には必要となってくると考えられる。

藤岡プラントの 3 号炉は、平成 6 年 11 月に供用を開始しており、19 年間にわたって稼働している。プラントそのものの耐用年数は 30 年程度であることを考えると藤岡プラントの継続又は廃止の意思決定を行わなければならない時期は近い。

そこで、藤岡プラントを継続していくことによるコストと藤岡プラントが廃止された場合に発生するコストの試算を実施することが必要となってくると考えられる。

a 藤岡プラントの継続に係るコストについて

現状、藤岡プラントの運転管理委託契約は単年度契約となっており、運転管理委託に加えて定期修繕及び定期点検の支出が発生している。

一方で、渡刈クリーンセンターについては、定期修繕及び定期点検を包含した運転管理委託を複数年契約として締結している。

一般的に老朽化したプラントにおいては、年数経過とともに修繕内容が変化し、修繕及び点検に係る費用は増加していくことが予想される。これらの要因を考慮し、藤岡プラントにおいても渡刈クリーンセンターの運転管理委託契約と同様に、5年の複数年契約を選択した場合のコスト削減効果を試算すること及びプラントの耐用年数を考慮して複数年契約とせず単年契約を継続して行っていった場合のコストを試算することの両方が必要になると考えられる。

b 藤岡プラントを継続しない場合のコストについて

藤岡プラントを継続せず、渡刈クリーンセンターのみで焼却処理を実施するとした場合には、現状、藤岡プラントへの搬入について発生している運送コストと、藤岡プラントへの搬入がなされず、全て渡刈クリーンセンターへ搬入がなされた場合の運送コストの両方についてのコスト検討が必要となると考えられる。

コストを試算し情報の蓄積を図っておくことは、将来の意思決定に際して有用な判断要素となり得る。このため、藤岡プラントの将来計画の検討に際しても、このようなコストの試算を実施することを検討されたい。

(イ) 渡刈クリーンセンターと藤岡プラントの搬入調整について（意見）

表4-10のとおり、渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの焼却処理割合については、渡刈クリーンセンターが約81%、藤岡プラントが約19%で推移している。

渡刈クリーンセンターは市の南部に位置し、藤岡プラントは市の北部に位置しているため、ごみの搬入については、旧豊田市及び下山地区については渡刈クリーンセンター、それ以外については藤岡プラン

トとなっている。現状は、ロケーションに応じた搬入となっているのが実情である。そのため、搬入調整を行わない限りは、両プラントの焼却処理量の割合が大きく変動することはないと考えられる。

藤岡プラントは、稼働から19年余り経過しており、年々、修繕、点検及び部品交換が増加し、施設維持コストは今後も増加していくことが予想される。渡刈クリーンセンターでの焼却処理割合を増やし、藤岡プラントの焼却処理割合を下げることで、藤岡プラントの施設維持コストを抑制できる可能性がある。この場合には、抑制できる施設維持コストの試算が必要となる。

また、渡刈クリーンセンターでは、発生電力に余剰がある場合に、その余剰電力の売却を行っていることから、渡刈クリーンセンターへの搬入を増やすことによって、効率的な発電が行われ、結果として売電収入の増加につながる可能性がある。

以上のように、藤岡プラントにおける施設維持コスト、予想される売電収入の増加等を総合的に判断し、経済効率性の高い搬入調整を検討する必要があると考えられる。

よって、上述のコスト試算及び売電収入の増加見込みの試算を実施し、収集範囲の見直し等の搬入調整を検討されたい。

(4) 渡刈クリーンセンターにおける環境保全手当について

ア 概要

渡刈クリーンセンターにおいては、特殊勤務手当が支給される業務が存在する。特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その特殊性に応じて支給する旨が定められている（豊田市職員特殊勤務手当条例第2条）。

特殊勤務手当が支給される業務内容及び支給金額は、特勤手当規則の別表において、以下のとおり定められている。

表 4-11 特勤手当規則の別表から抜粋

種類	勤務の内容	支給額	
		区分	金額
環境保全手当	渡刈クリーンセンターの操作手が行う機械操作業務	日	2,300円
	渡刈クリーンセンターの操作手が常態的に行う保守業務	日	1,300円

操作手が行う機械操作業務については、ごみピット投入扉の操作、焼却残さ等の搬出業務等がこれに該当する。操作手が常態的に行う保守業務については、プラント設備の保守がこれに該当するものである。

イ 手続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

豊田市職員特殊勤務手当規則について（意見）

渡刈クリーンセンターの操作手が行う機械操作業務については、業務日誌にて記載された勤務状況に応じて特殊勤務手当が支給されている。

しかし、渡刈クリーンセンターの操作手が常態的に行う保守業務については、実際の業務は実施していない。現在は、プラント設備の保守業務については業務委託となっており、市の職員が当該業務を実施することがないためである。

プラント設備の保守業務が業務委託によってなされている現状からすると、今後、当該業務を市の職員が実施し、特殊勤務手当が支給されることはないと考えられるため、特勤手当規則の規定を実態に即したものに改正することを検討されたい。

(5) 藤岡プラントにおける誘引通風機緊急修繕について

ア 概要

藤岡プラントについては、随意契約によりプラントの施工業者との間で、平成24年8月から平成24年9月までを工期とする誘引通風機緊急修繕に関する工事請負契約が締結されている。修繕内容は、インバータ設備の不具合による誘引通風機緊急修繕であり、請負者は、市へ工事下請負届を提出し工事を再委託している。

工事請負金額等の概要は、以下のとおりである。

工事契約請負金額 1,312,500円（税込）

再委託金額 945,000円（税込）

再委託割合 72%

なお、市は一括下請の防止措置については、土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事並びに工作物等の移転及び除去の工事に要するもの（以下「工事案件」という。）と、本体の維持管理及び現状復旧を目的とするもので、備品の修繕及び部品の取替えのための費用又は家屋等の小修繕で、工事の概念に入らないもの（以下「修繕案件」という。）で、別々の運用がなされている。

イ 手続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（現場視察、閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

誘引通風機緊急修繕工事の再委託について（意見）

豊田市工事請負契約約款には、「工事の全部若しくはその主たる部分

又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない」と定められている。当該約款で禁止されている一括下請負は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められない場合をいう。

市としては、工事案件については、「一括下請負チェックシート」を作成し、元請負人の実質的な関与を確認している。具体的には、次のいずれかに該当する工事については、「請負業者の実質的関与重点点検」を実施することとなっている。

- ① 元請の直接施工がない。
- ② 主たる部分を実施する一次下請業者が元請契約額の過半を占めている。
- ③ 同業種の同ランク又は上位ランクの会社が下請負に存在している。
- ④ 工区分割された同時期の隣接工事において、同一会社が下請負に存在している。
- ⑤ 低入札価格の対象となった。

一方で、修繕案件については、工事下請届の確認及び監督員による現場立会いの方法から、元請負人の実質的関与を確認するにとどまっている。

工事案件にしても修繕案件にしても、一括下請負が実施された場合に生じるリスクについて差異はないはずである。

修繕案件である当該誘引通風機緊急修繕工事についていえば、元請の直接施工がなく、工事案件であれば「請負業者の実質的関与重点点検」の対象に該当すると考えられる。

したがって、一括下請負を防止し、入札金額の適正性を担保する観点から、工事案件に限らず、修繕案件についても「一括下請負チェックシート」を用いた運用を実施することを検討されたい。

(6) 清掃業務委託及び樹木管理業務委託の契約形態について

ア 概要

渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントにおける平成24年度の清掃業務委託契約及び樹木管理業務委託契約の概要は、以下のとおりである。

表 4-12 渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの
清掃業務委託契約及び樹木管理業務委託契約の概要

(単位:円)				
	業務名	委託期間	契約形態	契約金額
渡刈クリーンセンター	清掃業務委託	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	一般競争入札	15,382,500
	樹木管理業務委託	自 平成24年4月2日 至 平成25年3月31日	一般競争入札	9,322,115
藤岡プラント	清掃業務委託	自 平成24年6月8日 至 平成25年3月31日	指名競争入札	367,500
	樹木管理業務委託	自 平成24年7月6日 至 平成25年3月29日	随意契約	328,650

なお、藤岡プラントの樹木管理業務委託については、予定価格が市の規則で定める額を超えない場合になるため、随意契約となっている。

イ 手続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（現場視察、閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

(ア) 清掃業務委託の契約形態について（意見）

渡刈クリーンセンターにおける清掃業務委託については、一般競争入札となっている。一方、藤岡プラントにおける清掃業務委託については、指名競争入札となっている。藤岡プラントにおける清掃業務委託については、指名競争入札における指名業者を、必要な許可登録を有する者の中から実績を考慮し選定している。

渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントとともに、委託施設の清掃（日

常清掃、定期清掃及びガラス清掃）が主な委託内容となっており、渡刈クリーンセンターと藤岡プラントの清掃業務実施内容に大きな相違はない。

当該状況を鑑みると、渡刈クリーンセンターと藤岡プラントの清掃委託業務の契約形態を異なるものにする必要性は乏しいといえる。

以上から、渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの清掃業務委託契約形態の統一を検討されたい。

（イ）清掃業務委託及び樹木管理業務委託の委託期間について（意見）

渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの清掃業務委託及び樹木管理業務委託の委託期間は、おおむね 1 年であり、単年度での業務委託契約となっている。

現状においては、1 年ごとに契約に係る事務コストが発生している状況にある。当該業務に関しては、単年度ごとの契約ではなく、長期継続契約とすれば、契約に係る事務コストの削減が期待できる。また、長期継続契約とすることで、業務受託者は、各施設の形態を理解した作業員の配置を実施することができ、結果として作業の効率化が図られ、単年度での契約に比べてコストの削減が期待できる。

したがって、清掃業務及び樹木管理業務の業務内容が毎年同様のものであるとするなら、複数年による業務委託契約を締結することにより、長期にわたる安定したサービスを受けること及び単年度契約に比べて低額で契約することについて検討されたい。

（7）一般廃棄物の処理手数料の設定について

ア 概要

豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 24 条により、市民及び事業者が、ごみ焼却施設に一般廃棄物を搬入した場合には、一般廃棄物処理手数料が徴収される。一般廃棄物処理手数料の額については、同条例の別表において、表 4-13（別表の一部抜粋）のように定められている。

表 4-13 一般処理廃棄物処理手数料

区分	手数料 (10kgにつき)	
豊田市渡刈クリーンセンター及び豊田市藤岡 プラントに搬入されたものの焼却処分 (し尿及び産業廃棄物を除く。)	家庭系	60円
	事業系	100円

家庭系：一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ

事業系：事業活動に伴って生じたごみ

ごみの計量は、10kg単位で計量。

上記の一般廃棄物処理手数料の額については、平成 22 年 7 月 1 日に改定されている。当該手数料は、周辺自治体との均衡、社会経済情勢等の諸般の事情を勘案し設定されたものである。

イ 手続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

一般廃棄物処理手数料の設定について（意見）

市の環境部が作成している「豊田市の清掃事業」によると、平成 24 年度における焼却原価は、304 円/10 kg となっている。なお、この焼却原価は、ごみの焼却に関する支出要素（人件費、燃料費、消耗品費等の一般経費、減価償却費及び処分費）から収入要素（売電収入等）を差し引いた原価要素を年間処理量で除して計算がなされている。

一般廃棄物処理手数料は、家庭系廃棄物で焼却原価の 19.7% である 60 円、事業系廃棄物で焼却原価の 32.8% である 100 円となっている。

現行の一般廃棄物処理手数料では、ごみ処理において発生する費用を賄うことはできない。

特に、事業系廃棄物の持込みについては、事業者が利益を生み出すための経済活動を行ったことにより発生するものであり、利益を獲得するために必要なコストとして、事業者が処理コストを負担すべきものと考えられ、現行の事業系廃棄物の一般廃棄物処理手数料の水準について、再検討されたい。

(8) 中間処理施設における古紙類の処理について

ア 概要

古紙類については、平成 20 年 12 月に策定された豊田市環境基本計画において資源化を掲げており、雑紙及び雑誌の資源化推進事業の展開及びリサイクルステーションの計画的設置を促進している。

資源化推進事業の中で、古紙類については、家庭系及び事業系の各々について、以下の表の区分に従った持込みが行われる。

表 4-14 古紙類の持込み先の区分

	リサイクル可能な古紙類	リサイクル不能な古紙類
家庭系	リサイクルステーション	渡刈クリーンセンター又は藤岡プラント
事業系	回収業者へ依頼もしくは古紙問屋への持込み 又は渡刈リサイクルステーションへの持込み	渡刈クリーンセンター又は藤岡プラント

表 4-14 のとおり、家庭系のリサイクル可能な古紙類については、近隣のリサイクルステーションへ持ち込まれる。また、事業系のリサイクル可能な古紙類については、回収業者への直接依頼もしくは古紙問屋への持込み又は平成 25 年 7 月から事業系の古紙類の回収を開始した渡刈リサイクルステーションへの持込みが行われている。

リサイクル不能な古紙類については、中間処理施設である渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントへ持ち込むこととなっている。

リサイクル可能な古紙類が渡刈クリーンセンターに持ち込まれた場合

には、近隣に渡刈リサイクルステーションがあるため、渡刈リサイクルステーションへの搬入をお願いしている。一方で、藤岡プラントに持ち込まれた場合には、近隣にリサイクルステーションがないことから、そのまま引き取り、市は古紙搬出を業者に委託している。

イ 手続

業務関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（現場視察、閲覧、突合、分析、質問等）を実施することにより、当該事務手続の合规性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

（ア）中間処理施設に持ち込まれた古紙類の取扱いについて（意見）

渡刈クリーンセンターに持ち込まれたリサイクル可能な古紙類については、近隣のリサイクルステーションへの持込みを依頼している。

一方で、藤岡プラントへ持ち込まれたものは、近隣にリサイクルステーションがないことを理由に、そのまま引き取っている実情がある。

渡刈クリーンセンターは市の南部に位置し、藤岡プラントは市の北部に位置することから、南部の市民及び事業者は、渡刈クリーンセンターへ一般処理廃棄物の持込みを行い、北部の市民及び事業者は、藤岡プラントへ持込みを行っていると考えられる。

本来、渡刈クリーンセンターと藤岡プラントのいずれに持ち込んでも同様のサービス提供を受けられるべきであるが、渡刈クリーンセンターに誤って古紙類を持ち込んだ市民は、近隣のリサイクルステーションに再搬入が必要となり、藤岡プラントに誤って古紙類を持ち込んだ市民は、リサイクルステーションへの再搬入が必要ないといった相違がある。また、現状の運用においては、藤岡プラントのみで古紙処理の委託に係るコストが発生している。

今後は、藤岡プラントにリサイクル可能な古紙類が持ち込まれた場合であっても、リサイクルステーションへの再搬入を依頼するといった対応を検討されたい。

(イ) 古紙類処理の告知について（意見）

前述のとおり、リサイクル可能な古紙類が中間処理施設へ持ち込まれているため、藤岡プラントでは、古紙処理の業務委託が行われている。当該処理の業務委託は単価契約であり、リサイクル可能な古紙類の持込みが減少すれば、市としての支出も削減される。そこで、古紙類の持込みを減少させる方策として、市のホームページにおいて十分に告知することが挙げられる。

市のホームページで、ごみ減量推進課のページを閲覧したところ、「自己搬入 家庭で出るごみを直接処理場へ持ち込む場合」には、「古紙、古布は集団（廃品）回収、リサイクルステーションへ出してください」との記載があり、「事業所から出るごみ 事業系一般廃棄物の分別・出し方」には、搬入できるものとして「リサイクルできない古紙類」との記載があり、掲載内容としては十分であると考えられる。

次に、市のホームページで、渡刈クリーンセンター又は藤岡プラントのページを閲覧したところ、搬入できるものとして「家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ」、「事業系廃棄物 事業活動に伴って生じたごみ」といった記載のみしか見受けられず、古紙類の取扱いについての詳細な記載は行われていない。

一般廃棄物の持込みを検討している市民及び事業者の中には、渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントのホームページを閲覧し、搬入可能な一般廃棄物を確認する場合もあると考えられる。

持込みを検討している市民及び事業者に広く内容を告知し、リサイクル可能な古紙類の中間処理施設への持込みを減少させるため、中間処理施設におけるホームページに古紙類に関する処理の詳細な内容の記載を検討されたい。

5 最終処分関連

(1) 最終処分の概要について

ア 主な施設の概要

市の保有する主な最終処分場は表 5-1 のとおりである。最終処分場は、清掃施設課を中心に管理が行われている。

表 5-1 主な最終処分場

処分場	埋立容量	状況	稼働期間
旭不燃物最終処分場	29,110 m ³	平成 18 年埋立終了 (排水の管理も終了)	昭和 54 年から平成 18 年
勘八不燃物処分場	第 1 期: 176,000 m ³ 第 2 期: 51,000 m ³ 第 3 期: 413,000 m ³	平成 18 年埋立終了 (施設の点検、排水の監視等は実施)	昭和 60 年から平成 18 年
グリーン・クリーンふじの丘	第 1 期: 125,000 m ³ 第 2 期: 100,000 m ³ 第 3 期: 75,000 m ³	埋立中	平成 18 年から

平成 24 年度及び平成 25 年度において、埋立中の施設はグリーン・クリーンふじの丘（以下「グリーン・クリーン」という。）のみであり、旭不燃物最終処分場（以下「旭処分場」という。）及び勘八不燃物処分場（以下「勘八処分場」という。）については埋立てが完了している。

旭処分場については、排水の水質が基準値を満たしたことにより、平成 24 年度にて排水の管理を完了している。

勘八処分場については、処分場の点検と排水の監視を行っており、これらの業務は排水の水質が基準値を満たすまで継続される。

グリーン・クリーンについては、埋立作業、水処理施設の運転、施設の維持管理及び排水の水質検査を行っている。

イ 最終処分業務の概要（グリーン・クリーン）

グリーン・クリーンは、平成 18 年 4 月から供用を開始している。

グリーン・クリーンは、豊田加茂広域市町村圏事務処理組合により設計及び建築が行われ、平成 17 年 4 月からはその管理が豊田三好事務組合

に移った。その後、平成 20 年 4 月から豊田市により管理が行われるようになり、現在に至っている。

現在稼働中のグリーン・クリーンで埋立処理されるのは、収集した埋めるごみ、渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントで発生した飛灰並びに市民から直接最終処分場に搬入される不燃物である。

グリーン・クリーンにおける最終処分業務は、搬入物の計量、搬入物の仕分作業、埋立地への搬入、埋立作業、覆土の順に行われる。埋立地から生じる浸出水については、本施設の水処理設備において処理が行われた後、放流される。



(左)処分場

(右)計量施設

図 5-1 施設写真:グリーン・クリーン

(2) グリーン・クリーンの埋立計画の妥当性について

ア 概要

グリーン・クリーンについて、市は運営期間全体を 3 期に分割し、運営を行っている。第 1 期を 15 年、第 2 期を 20 年、そして第 3 期を 15 年として 3 期間運営していく計画であり、処分場自体の寿命を約 50 年と見積もっている。さらに、第 1 期を 1 工区と 2 工区に分け、それぞれの工区に埋立地を割り当て、廃棄物の処理を行っている。

イ 手続

グリーン・クリーンの埋立計画量及び実績量に関する資料の閲覧、現場視察及び担当者への質問を行い、埋立計画の妥当性を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

(ア) 埋立計画の妥当性について（意見）

まず、グリーン・クリーンにおける第1期埋立計画量と実績量の推移を下記に示す。

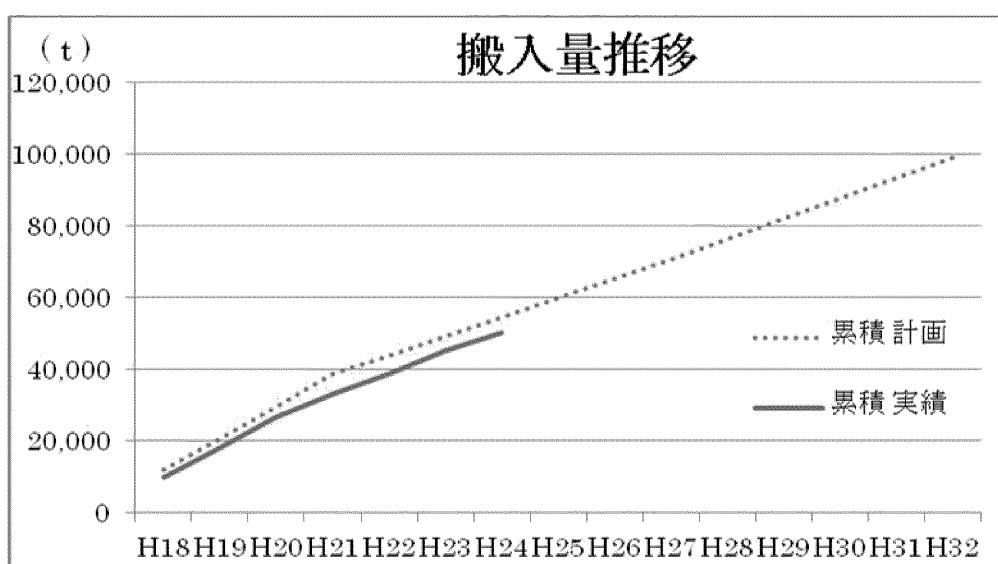


図 5-2 グリーン・クリーン 累積埋立量推移(グラフ)

表 5-2 グリーン・クリーン 累積埋立量推移(表)

(単位:t)

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
累積	計画	11,809	20,652	29,588	38,600	43,792	49,037	54,334
	実績	9,594	18,053	26,586	32,914	38,778	45,105	50,142

図 5-2 及び表 5-2 は、第1期における平成24年度現在の埋立計画量と実績量の推移を示している。これによると、埋立量は計画量の範囲内に収まっており、最終処分場の運営という観点からは問題ない。

しかし、市は、現在グリーン・クリーンに搬入する一般廃棄物とは別に、一部の一般廃棄物を豊田加茂環境整備公社の運営する御船処分場に持ち込み、最終処分を委託している。

ここで、参考として御船処分場についての概要を下記に示す。

御船処分場は、平成4年4月から処分場としての運営を開始している。当初、御船処分場は、産業廃棄物処理施設として設立されたが、豊田及び三好地域のゼロエミッション化の流れや平成17年1月施行のいわゆる自動車リサイクル法の影響から、受入廃棄物量の減少に伴い、廃棄物処理料収入が減少した。このような背景から、平成9年から豊田及び三好地域の一般廃棄物の受入れを開始している。

御船処分場の埋立容積は1,992,000m³であり、平成24年度末までに1,399,028m³の廃棄物の埋立てを完了している。御船処分場の埋立状況や豊田市からの搬入実績は、以下のとおりである。

表5-3 市からの御船処分場への搬入量と処分費用
(平成22年度から平成24年度まで)

		処理単価 (円/t) 税抜き	単位	平成22 年度	平成23 年度	平成24 年度
渡刈	不適物	11,000	t	2,093.49	2,509.06	2,416.48
			円	24,538,855	29,487,107	28,432,771
	飛灰	15,000	t	1,692.43	1,335.58	1,523.90
			円	26,939,429	21,219,972	24,144,853
藤岡	焼却灰	13,000	t	763.84	449.93	496.55
			円	10,517,921	6,303,662	6,867,207

※不適物とは、石、ガラス等燃焼させるのに不適当なもの(以下同じ。)。

処理単価は、平日に搬入する場合の料金であり、御船処分場の休業日に搬入する場合には、別途割増された料金による。このため、表中の処理単価と搬入量の積は、処分費用と一致しない。

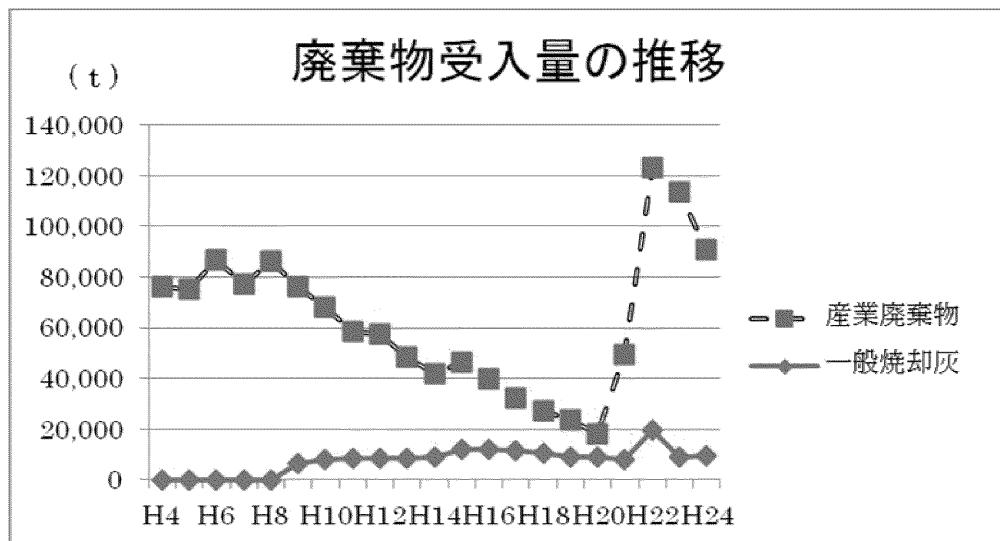


図 5-3 御船処分場における廃棄物受入量の推移

表 5-4 御船処分場の埋立総量

平成24年度埋立量	51,874 m ³
埋立総量	1,399,028 m ³
埋立容積	1,992,000 m ³
埋立率	70.2%

市担当者へ質問したところ、グリーン・クリーンの埋立計画には御船処分場への一般廃棄物の持込みは考慮されていないとの回答を得た。しかし、現状のグリーン・クリーンの埋立状況は、御船処分場に持ち込む分を除いて計画を達成しており、これにより 50 年という運営期間を見積もっている。

上記のように、御船処分場の埋立率は平成 24 年度時点で 70% を超えており、豊田加茂環境整備公社の公表する情報によると、平成 25 年 8 月までに 71.0% の埋立てが完了している。

そもそも御船処分場に一般廃棄物を持ち込むようになった経緯としては、当初の一般廃棄物処理基本計画で見込んでいた、段階的な焼却残さ（飛灰及び不燃物）の減少が計画水準に満たず、また、飛灰の資源化も費用との兼ね合いがあることから、その調整先として御船処分場が候補として挙がったのである。

飛灰と焼却灰の資源化に係る費用は、以下のとおりである。資源化には多額の費用が掛かることから、資源化できる廃棄物は限られているのが現状である。

表 5-5 廃棄物の資源化費用

対象廃棄物	再生事業者	処理費(円/t)	運搬費(円/t)
飛灰	A 社	57,750	3,675
	B 社	59,325	運搬費含む
焼却灰	C 社	37,800	運搬費含む
	D 社	36,330	運搬費含む

市の一般廃棄物処理基本計画（平成 25 年 3 月）の実施スケジュールでは、グリーン・クリーンについての施策及び事業の内容として「第 1 期が計画通りの埋立であるため、第 2 期の計画を立案する」とあるが、御船処分場の埋立率がすでに 70% を超えていることを考慮すると、グリーン・クリーンを 50 年間運営させるという埋立計画の達成可能性について、今一度検討の余地があると考えられる。

(イ) 御船処分場への廃棄物搬入について（意見）

現状、御船処分場への廃棄物の持込みに関しては、前年の搬入実績を基に予算を設定し、当該予算の範囲内で搬入を行っている。次の表は、渡刈クリーンセンターと藤岡プラントにおいて、平成 23 年 10 月から平成 24 年 9 月までの間に御船処分場に搬入された廃棄物量と費用を基に設定された平成 25 年度の予算要求金額である。

表 5-6 御船処分場への処理委託費予算

【渡刈クリーンセンター】 単位:円

	処理量 (t/月)	単価 (円)	月数	金額	消費税	予算要求 金額
不適物 (平日)	200	11,000	12	26,400,000	1,320,000	27,720,000
不適物 (休日)	50	16,000	3	2,400,000	120,000	2,520,000
飛灰 (平日)	150	15,000	12	27,000,000	1,350,000	28,350,000
飛灰 (休日)	50	20,000	1	1,000,000	50,000	1,050,000
計				56,800,000	2,840,000	59,640,000

【藤岡プラント】

単位:円

	処理量 (t/月)	単価 (円)	月数	金額	消費税	予算要求 金額
焼却灰 (平日)	50	13,000	12	7,800,000	390,000	8,190,000
焼却灰 (休日)	—	18,000	3	0	0	0
計				7,800,000	390,000	8,190,000

御船処分場は、前述のとおり、当初産業廃棄物の最終処分場として運営する意図で事業を開始していたが、当初の想定どおりに産業廃棄物処理施設として稼働することができず、施設の稼働期間が想定外に伸びている。

御船処分場の運営面において、施設の稼働期間延長により以下の2点の影響が考えられる。

①経費が当初の想定よりも多く掛かる一方で、埋立可能量（すなわち収益）は変わらないため、その分トータルの収支が悪化する。

②水処理施設の修繕費用が、余計に掛かるおそれがある（御船処分場の水処理施設は屋外に設置されていることから、物的損傷が通常より早いという理由もある。）。

一方のグリーン・クリーンについては、今後の最終処分場新設の困難性の観点から1年でも長く運営したいという意図がある。

以上を踏まえると、現状設定されている予算を拡大し、御船処分場へ搬入する一般廃棄物の量を増やすという施策が考えられるが、市担当者へ質問したところ、現状、市と豊田加茂環境整備公社との間で、一般廃棄物の搬入に関する話し合い等は特段なされていないとの回答を得た。

これについて、豊田加茂環境整備公社側の経営事情も勘案しつつではあるが、両者が処分場の効果的な運営について連携し、グリーン・クリーン延命化の施策の1つとして上記施策の実行可能性を探っていくことが望ましい。

(3) 脱塩設備の利用について

ア 概要

グリーン・クリーンでは、埋立地から浸透した浸出水をきれいな水にする施設を保有し、浸出水の処理を行っている。具体的には、浸出水中に含まれる有機物等を取り除き、色度や濁度を無くし、微量な重金属等の有害物質を除去し、放流基準値以下にして放流する処理を行っている。

当該処理施設の設備の中に、脱塩処理設備と濃縮塩水処理設備があるが、グリーン・クリーンの現地視察を行った際に、これらの設備が現在稼働されていない事実を確認した。

イ 手続

脱塩処理設備、濃縮塩水処理設備の取得に関する資料及び浸出水の処理に関する報告書の閲覧並びに担当者への質問を行うことにより、当該設備の取扱いに関する合規性等を検証した。

ウ 結果

上記の監査手続を実施した結果、次の事項について意見を述べることとする。

(ア) 今後の設備の利用方法について（意見）

豊田加茂広域町村圏事務処理組合がグリーン・クリーンに脱塩処理設備を導入したのは、処理後の水を放流する河川の下流域で、農業用水として利水をしている地域があるため、塩害による農作物の被害を回避し、河川環境への負荷を少しでも軽減することを目的としたものである（塩害は、塩化物イオン 500mg/l以上で農作物に影響を与えるおそれがある。）。

設備の取得に対する支出は、脱塩処理設備が 270,000 千円、濃縮塩水処理設備が 300,000 千円の合計 570,000 千円となっており、多額の支出であるといえる。

当該設備が稼働停止に至った背景としては、脱塩設備を稼働して塩化物イオンを除去する段階で生成される塩に、環境基準を超えるセレンが検出されたことが挙げられる。

豊田加茂広域町村圏事務処理組合は当初、生成される塩を工業塩として外部の業者に売却することを予定していたが、上記物質が検出された影響により少量の活用にとどまり、結果として生成された塩は処分せざるを得なくなった。塩をグリーン・クリーンで埋立処理したことによって埋立容量の減少を招き、また、外部処理施設へ持ち込んで処理を行うにしても処分費用の増大という当初予期していなかった事態を招くこととなったため、設備の稼働停止へと至った。

稼働停止による周辺環境への影響については、清掃施設課で脱塩設備を停止した状況下での放流水の水質の検査を行うことで把握している。

表 5-7 飯野川における試行放流結果(平成 22 年 10 月 1 日から 2 年間)

単位(mg/l)

調査地点		管理基準値	平均	最大	最小
飯野川	上流	—	7.6	15.0	3.0
	下流①	350.0	28.1	83.0	7.1
	下流②	350.0	23.9	73.0	6.5
	矢作川合流前	350.0	23.3	72.0	6.1

上記の表は、グリーン・クリーンから処理水を放流する飯野川において、脱塩処理設備を停止した状態で放流を行った際の水質（塩化物イオン値）を調査したものである。管理基準値の 350mg/l は、河川に生息する生物への影響を考慮しての基準値である。

上記の結果によると、管理基準値を大きく下回る値の塩化物イオン値しか検出されないことが分かる。この結果から、環境面において脱塩処理設備の設置は当初から不要であったともいえる。

今後、廃棄物の埋立面積は増加していくため、浸出水が環境に与える影響も増加すると考えられるが、市担当者の見解では基準値に達するほどの影響はないとの見通しである。ただし、今後、万一処理水の塩化物イオン濃度が高濃度になった場合、設備を稼働する可能性があるため、転用や処分の計画はなく、稼働時に備えてボイラ設備のみ毎月の点検を行い、他の部分は 1 年に 1 回点検を行うこととしているとの回答を得た。

これについて、市として当該脱塩処理設備の今後の取扱いを明確にする必要があると考えられる。現状は、今後塩化物イオンの濃度が基準値に該当することはないと見通しを持っている一方で、万一に備えて費用を掛けてメンテナンスを行うという管理状況であり、設備を有効に利用できていない状況である。多額の支出で設置した設備であるため、何か有効利用できる施策を市として検討することが望ましい。

(イ) 設備等の取得に際しての検討（意見）

今回の脱塩処理設備及び濃縮塩水処理設備の一連の取扱いを踏まえ、以下の提言を行いたい。

今後、設備の取得の際には、利用方法や利用に付随して発生する影響及び導入の是非を慎重に考慮して意思決定を行うことが望ましい。今回の脱塩処理設備の稼働の影響で、生成された利用先のない塩が約1,000 t グリーン・クリーンに仮保管されている状況であり、これは公益財団法人愛知臨海環境整備センターの運営する処分場に持ち込んで処理される予定となっている。

1,000 t の塩の処分費用総額は、処分単価を16,485 円/ t 、収集運搬単価を4,725 円/ t として計算すると、21,210 千円掛かる計算となる。

脱塩処理設備のように、総額で570,000 千円もの大型設備の導入案件は頻繁にあることではないと思われるが、想定外の支出や当初の目的の達成に支障が出るような事態を事前に回避するためにも、意思決定の段階でのチェックの徹底が望まれる。

（4）勘八処分場における委託事業について

ア 概要

勘八処分場については、前述したとおり、平成18年に埋立自体は終了しており、現在は処分場の点検と排水の管理を行っている。

勘八処分場の維持管理業務について、平成24年度までは随意契約でE社にて管理が行われていたが、平成25年度からは同じく随意契約でF社がグリーン・クリーンを含めた包括的管理を担うこととなった。

これにより、F社が中心となって勘八処分場の維持管理業務を行っていくこととなったが、現状E社はF社の下請負先として当該維持管理業務に関わり続けている。毎日E社社員が2名常駐し、週に一度F社社員

が 1 名駐在しており、メインとなる業務はE社社員が行い、F社社員はノウハウの習得を行っている。

イ 手続

平成 23 年度及び平成 24 年度の勘八処分場維持管理業務委託に関する書類及び平成 25 年度からのグリーン・クリーンふじの丘包括的運転維持管理業務委託に関する書類の閲覧並びに担当者への質問を行い、当該委託業務の合規性等について検証を行った。

ウ 結果

上記の監査手続を行った結果、次の事項について意見を述べることとする。

(ア) 包括的契約の妥当性について（意見）

平成 23 年度及び平成 24 年度の業者選定書及び見積徴収執行調書を閲覧したところ、市が当初E社と勘八処分場の維持管理業務に関する随意契約を行っていた理由として、「必要とする知識・経験を有する者が他にいないため」との記載がある。しかし、平成 25 年度からのグリーン・クリーンふじの丘包括的運転維持管理業務委託に関する見積徴収執行調書を閲覧すると、F社と随意契約を締結する理由としても「必要とする技術力を有する者が他にいないため」との記載がある。

この点について、市の担当者に質問したところ、今回勘八処分場を含む包括的維持管理業務をF社に委託することとなった背景として、以下の 2 点の事由が挙げられた。

①勘八処分場は既に埋立てが終了しており、浸出水の処理についても今後水質は落ち着いていく一方で、業務負担は軽減していくはずであるが、E社作業員の人員が減少せず、E社の提示する見積金額が一向に下がらなかった。

②F社はグリーン・クリーンの稼働開始以来、継続して処分場の運営維持管理を担っており、実績があることから信頼のおける企業である。

市には、技術的な能力を有するメーカー又は運転管理を請け負うメーカーの子会社等に処分場施設の維持管理業務を行わせるという基本的な考え方がある。

これは、処分場施設の維持管理業務が経験及び知識を特に必要とし、現場の状況等に精通した者に履行させる必要があるからであり、このため、勘八処分場については処分場施設の施工業者であるE社と処分場の稼働以来、随意契約を行ってきた。

しかし平成25年度から、上記①及び②を理由にF社を随意契約の締結先として選定し、かつ、勘八処分場についてはE社が今後数年間ノウハウの伝達のために当該維持管理業務に関与し続けることを前提として契約を行っている。

ここで1つ問題となるのは、契約の形態を勘八処分場とグリーン・クリーンの維持管理業務を含めた包括的契約にする必要があったのかということである。

市が包括的契約を締結した背景には、将来的に処分場の維持管理業務に係る人工を減らし、維持管理費用を低減させる意図があり、グリーン・クリーンの維持管理業務で実績のあるF社ならばそれが可能であると判断し、F社と契約を締結したのである。

包括的契約を行うことに一定の合理性は認められるものの、これにより豊田市の処分場に係る維持管理業務が全てF社によって行われることとなる。これに関して、以下の提言を行いたい。

合理的理由の有無にかかわらず、ある特定の業務が1社によって独占的に行われている状況下では、一種のなれ合いが生じるおそれがある。

これを防ぐためには、数年間に一度外部の専門家等を招き、F社の業務について総合評価を行うことが望ましい。現状市の担当者による委託業者の業務チェックが行われているが、牽制効果を高めるためには、外部の目を伴う評価を行うことが望ましい。

(イ) 随意契約の根拠条文について（意見）

上述のとおり、グリーン・クリーンふじの丘包括的運転維持管理業務委託に関する見積徴収執行調書においては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき「必要とする技術力を有する者が他にいないため」という理由でF社を選定している。

しかし、今回F社と契約を締結することとなった背景には、人工を減らして維持管理費用を下げる意図があり、F社ならばそれが実現可能であるとして委託先を選択したものである。

この点を考慮すると、F社を選定する根拠としては、同項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」が該当するものと考えられる。

これについて、豊田市の事務マニュアルである「業務委託における随意契約のガイドライン（適正な運用について）平成20年11月」によると、6号に該当する例示として、「(1) 現に契約履行中の業者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できるなど有利と認められるとき」とあり、F社の事例はこれに該当すると考えられる。

以上から、現状第2号を根拠に選定理由を記載しているが、同項第6号を根拠として選定する旨の記載をすることが望ましいと考えられる。さらに、F社を選定するに至った背景やF社を選定することで削減できる経費の額を具体的に記載することが望ましい。

第4 利害関係

包括外部監査の対象としての特定の事件につき、私には地方自治法第 252 条の 29 に規定されている利害関係はない。